

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について

平成22年10月

中央環境審議会

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について

【目 次】

I	はじめに.....	1
II	全般的評価.....	3
	1. 最近の環境政策の動向.....	3
	2. 環境の各分野の概況.....	5
III	重点点検分野の点検.....	12
	(事象面で分けた重点分野政策プログラム)	
	1. 地球温暖化問題に対する取組.....	12
	【第2回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項①：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組.....	12
	重点調査事項②：温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減 等のための取組.....	17
	重点調査事項③：地球温暖化による避けられない影響への適応のための取組.....	26
	2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組.....	30
	【第2回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項①：自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に 入れた適正な循環の確保.....	30
	重点調査事項②：関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的 な推進.....	37
	重点調査事項③：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公 表.....	44
	3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組.....	47
	【新規設定事項】	
	重点調査事項①：科学的な環境リスク評価の推進.....	47
	【第2回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進...	56
	重点調査事項③：国際的な観点に立った化学物質管理の取組.....	62
	4. 生物多様性の保全のための取組.....	68
	【第2回点検後フォローアップ事項】	
	重点調査事項①：生物多様性を社会に浸透させる取組.....	68
	重点調査事項②：地域における人と自然の関係を再構築する取組.....	72
	重点調査事項③：森・里・川・海のつながりを確保する取組.....	78
	重点調査事項④：地球規模の視野を持って行動する取組.....	81

(事象横断的な重点分野政策プログラム)

5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進	87
【第2回点検後フォローアップ事項】	
重点調査事項①：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくり のための取組.....	87
重点調査事項②：環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの 持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組	93
【新規設定事項】	
重点調査事項③：多様な主体の連携・協力によって、より良い環境、より良い地域 をつくるための地域全体としての意識・能力を向上させる取組...	98
IV その他.....	105
1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況	105
2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要	106
3. 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの 結果について	120
4. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果について	135
V おわりに.....	148
注釈	149
別表	151

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について

I はじめに

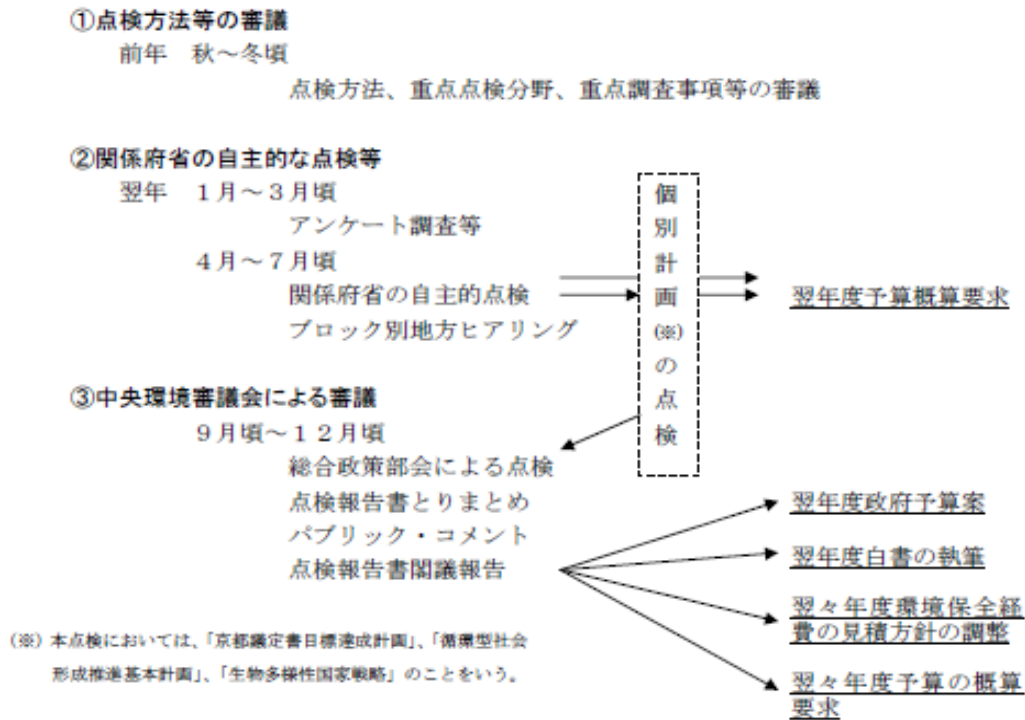
中央環境審議会においては、第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聞きながら、同計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。

今回の点検は、前回の第 3 回目の点検に続き、第 4 回目の点検として行うものであり、事象面で分けた分野として、「地球温暖化問題に対する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」の 4 分野、並びに事象横断的な分野として「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」の 1 分野の合計 5 分野を重点点検分野として位置付け、この分野を中心に、関係府省の自主的な点検結果、中央環境審議会の関係各部会における個別計画の点検結果等を踏まえ、同審議会総合政策部会において行ったものです。

なお、平成 20 年（2008 年）に行った第 2 回目の点検においては、今回と同様に上記 5 分野を重点点検分野とし、重点点検分野ごとに 2 つの重点調査事項を設定して点検を行いました。今回の点検に当たっては、これらの重点調査事項について、その後のフォローアップを行うとともに、必要に応じて、重点点検分野ごとに新規の重点調査事項を設けて、点検を行っています。

○ 第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年、第三次環境基本計画の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等及び③中央環境審議会（総合政策部会）による審議という手順で行っています。



注1) 日程：環境基本計画点検小委員会(H22 6/4, 7/26) 総合政策部会(H22 6/16, 8/4, 9/24)

注2) ブロック別地方ヒアリングは、「国民、地方公共団体、事業者等の取組の把握」だけでなく、「パネルディスカッション」を通して発表された意見も併せて、今後の計画推進の参考とすることとし、「環境シンポジウム」として実施している。

また、効率的に点検を実施するため、

- ・ 10の重点分野政策プログラムのうち、毎年、重点的に点検を行う分野を重点点検分野として5つ選定し、2度の点検により10の重点分野政策プログラムをすべて網羅する仕組みとし、
- ・ 特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・ 小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考：網掛け部分は今回の点検における重点点検分野

重点分野政策プログラム名	H19	H20	H21	H22
地球温暖化問題に対する取組		○		○
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○
都市における良好な大気環境の確保に関する取組	○		○	
環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	○		○	
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組		○		○
生物多様性の保全のための取組		○		○
市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	○		○	
環境保全の人づくり・地域づくりの推進		○		○
長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備	○		○	
国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進	○		○	

Ⅱ 全般的評価

1. 最近の環境政策の動向

平成 18 年（2006 年）4 月に第三次環境基本計画が策定されて以来、既に 4 年以上の期間が経過しましたが、この間も、我が国では新たな取組が進められており、昨年（2019 年）の第 3 回点検以降に限っても、環境分野ごとに、例えば以下のような取組が進められています。

近年、特に関心が高まっている地球温暖化問題については、平成 21 年（2009 年）12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 15 回締約国会議（COP15）及び京都議定書第 5 回締約国会合（COP/MOP5）において、我が国は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガスを平成 32 年（2020 年）までに平成 2 年（1990 年）比 25% の削減を目指すことを表明するとともに、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））の支援を実施していく旨を発表しました。また、国内では、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするために、地球温暖化対策に関しての基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画、基本的施策等を盛り込んだ「地球温暖化対策基本法案」を平成 22 年（2010 年）3 月に閣議決定し、国会に提出しましたが、6 月に国会閉会に伴い審議未了で廃案となりました。

物質循環の確保と循環型社会の構築については、中央環境審議会において、第二次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）の進捗状況の第 2 回点検が行われました。点検結果では、第二次循環型社会形成推進基本計画に定められた資源生産性、循環利用率及び最終処分量のいずれの指標値も達成目標に向けて順調に推移していると評価されている一方で、低炭素社会・自然共生社会の取組との連携の強化や、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携した地域循環圏の構築支援、アジアにおける 3R 政策の推進支援等に係る課題が指摘されています。点検結果は、平成 22 年（2010 年）3 月、環境大臣より閣議に報告されています。

生物多様性の保全については、第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月閣議決定）に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的な施策が進められてきましたが、平成 22 年（2010 年）3 月に、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性国家戦略 2010 を閣議決定し、第三次生物多様性国家戦略の構成や計画期間を維持しつつ、中長期目標と短期目標を新たに設定しました。さらに、平成 22 年（2010 年）に、生物多様性条約（CBD）第 10 回締約国会議（COP10）及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会合（COP/MOP5）の我が国での開催を踏まえた国際的な取組を充実するとともに、COP10 を契機とした国内施策の充実・強化を図りました。また、平成 22 年（2010 年）は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たり、多様な主体からなる国家的な組織を設置し、国際年を記念するための行事を開催することが、国連により奨励されていることから、平成

22年（2010年）1月に「国際生物多様性年国内委員会」を設置し、キックオフイベントを始めとした記念行事を開催しました。

大気・水環境の保全については、平成22年（2010年）4月、ばい煙や排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事業者の責務規定の創設等を内容とする、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の改正法が成立しました。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、第三次環境基本計画においては、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、①各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群（より詳細な情報を基にした理解を重視）、②環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群（計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さをより重視）及び③環境の状況等を端的に表した指標（計画総体としての傾向の把握について、理解の容易さやメッセージ性の強さを重視）を活用することとしています。

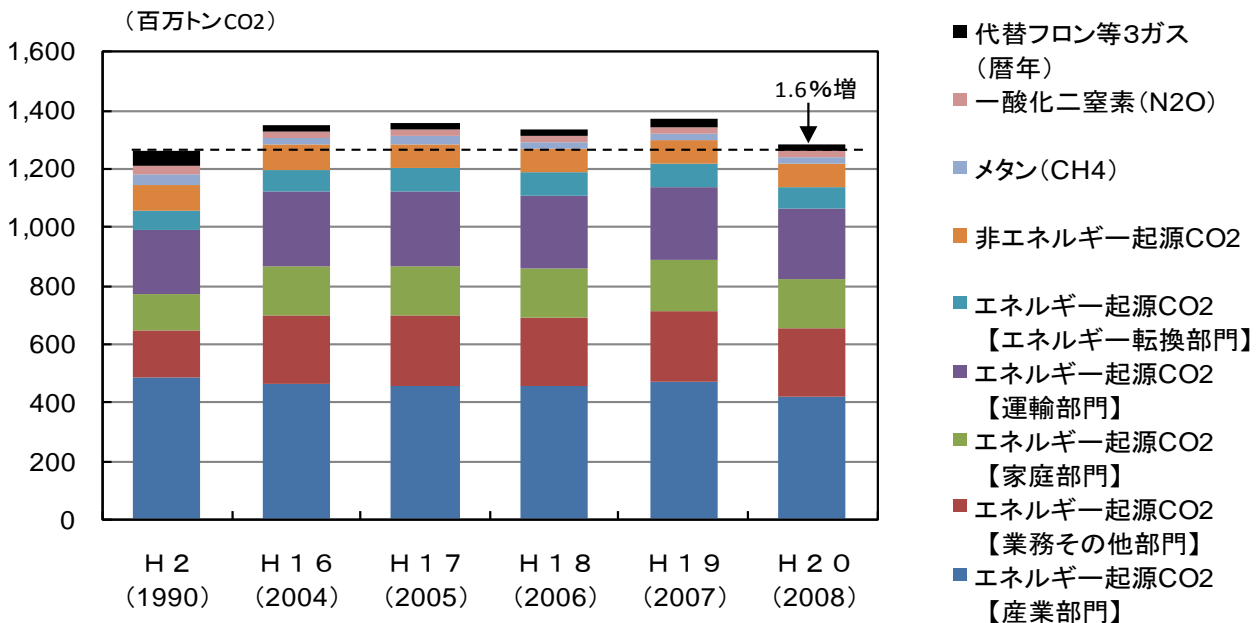
ここでは、理解の容易さをより重視した、②環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群等を用いて、計画総体としての傾向を把握することとします。当該指標群等によれば、環境の各分野の概況は、次頁のとおりとなっています。

2. 環境の各分野の概況

① 地球温暖化問題に対する取組の概況

我が国の温室効果ガスの年間総排出量（平成20年度（2008年度））は、基準年（平成2年度（1990年度））の総排出量を1.6%上回っています。

温室効果ガスの年間総排出量



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

※温室効果ガス排出量の年間総排出量の達成目標(第3次環境基本計画ベース)は、平成22年度(2010年度)において、1,231百万トン

○ 我が国の温室効果ガス排出量は、平成19年度(2007年度)に増加に転じましたが、平成20年度(2008年度)は再び減少に転じ、1,282百万トンCO₂となっています。これは、基準年(平成2年度(1990年度))の総排出量を1.6%上回る値です。

○ 我が国の総排出量の9割以上を占めるCO₂排出量は、基準年を上回っていますが、その他5種類のガスの排出量は、基準年を下回っています。

(参考) 地球温暖化の現状

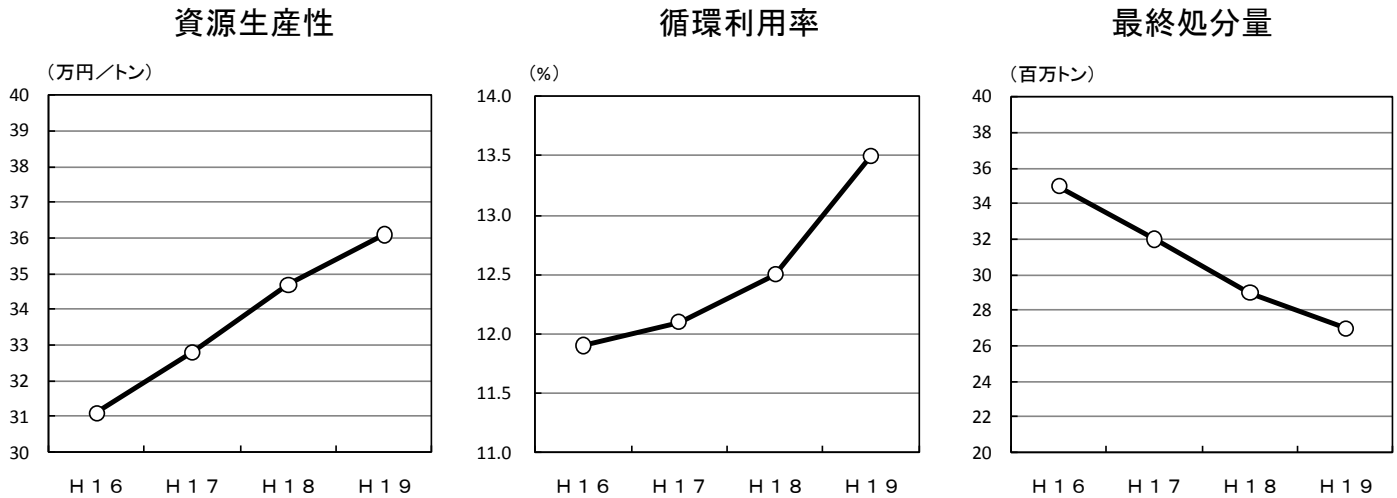
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成19年(2007年)に採択した第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906~2005年の間に0.74(0.56~0.92)℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12~22)cm上昇しました。また、同報告では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。

指標	観測された変化
世界平均気温	・2005年までの100年間に世界の平均気温が0.74(0.56~0.92)℃上昇。 ・最近50年間の昇温の長期傾向は過去100年間のほぼ2倍。 ・最近12年(1995年~2006年)のうち、1996年を除く11年の世界の地上気温は1850年以降で最も温暖な12年の中に入る。 ・北極の平均気温は過去100年間で世界平均の上昇率のほとんど2倍の速さで上昇。
平均海面水位	・20世紀を通じた海面水位上昇量は0.17m ・1993年~2003年の上昇率は年当たり3.1mm
暑い日及び熱波	発生頻度が増加
寒い日、寒い夜及び霜が降りる日	発生頻度が減少
大雨現象	発生頻度が増加
干ばつ	1970年代以降、特に熱帯地域や亜熱帯地域で干ばつの地域が拡大。激しさと期間が増加。
氷河、積雪面積	・南北両半球において、山岳氷河と積雪面積は平均すると縮小

(出所) 平成22年版環境・循環型社会・生物多様性白書

② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況

資源生産性、循環利用率及び最終処分量は、達成目標に向けて順調に推移しています。



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

※ 第三次環境基本計画における各指標の達成目標は、平成22年度(2010年度)において、
資源生産性※1 約37万円/トン 循環利用率 約14% 最終処分量 約28百万トン

※ 第二次循環型社会形成推進基本計画における各指標の達成目標※2は、平成27年度(2015年度)において、
資源生産性※1 約42万円/トン 循環利用率 約14~15% 最終処分量 約23百万トン

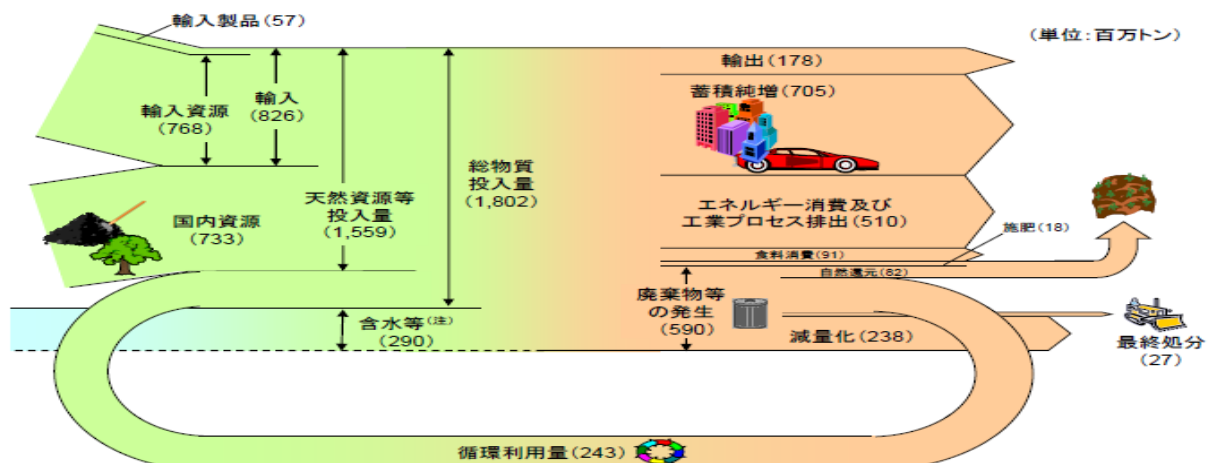
[資源生産性]: GDP/天然資源投入量 [循環利用率]: 循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量) [最終処分量]: 廃棄物の埋め立て量

※1 第二次循環型社会形成推進基本計画で新たに推移をモニターする指標が導入され、「産業分野別の資源生産性」が、その指標の1つとして位置付けられています。資源多消費型の財・サービスを中心に資源生産性を個別に推計していくことで、よりの確にその変動の要因を分析していくこととされています。

※2 数値目標については、第二次循環型社会形成推進基本計画において新たな目標水準が定められており、その達成のために更なる取組が必要です。

- いかにも、より少ない資源で、より大きな豊かさを得るかを表す資源生産性は、順調に推移しています。
- 各種リサイクルの取組は進展しており、循環利用率も上昇しています。
- 最終処分量は、毎年、着実に減少しています。

(参考) 我が国の物質フロー(平成19年度(2007年度)、下図)を概観すると、1,802百万トンの総物質投入量があり、そのうち天然資源等投入量は1,559百万トンと高水準になっています。



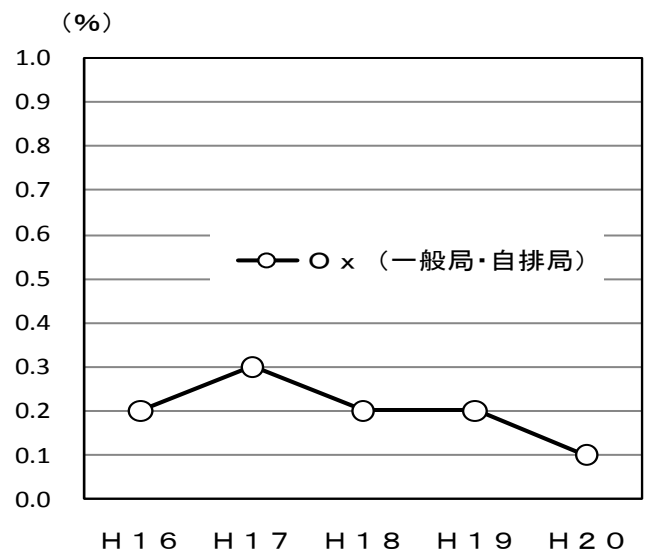
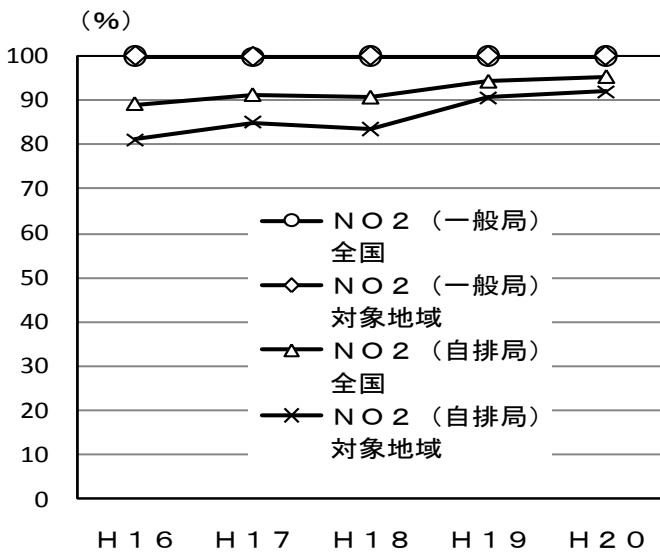
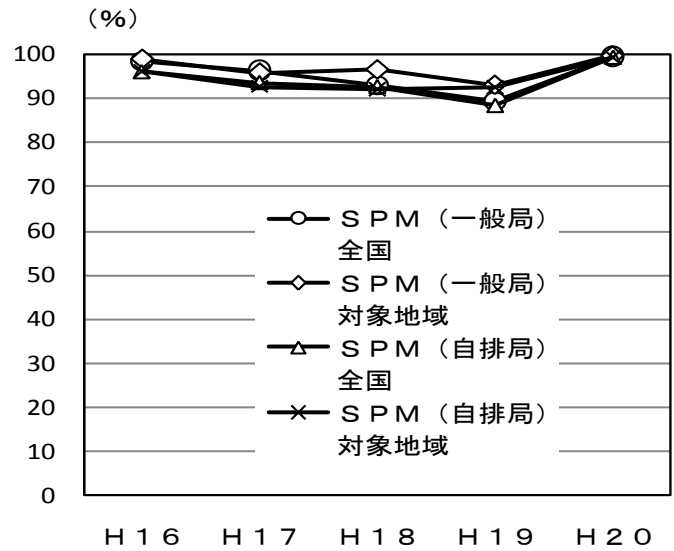
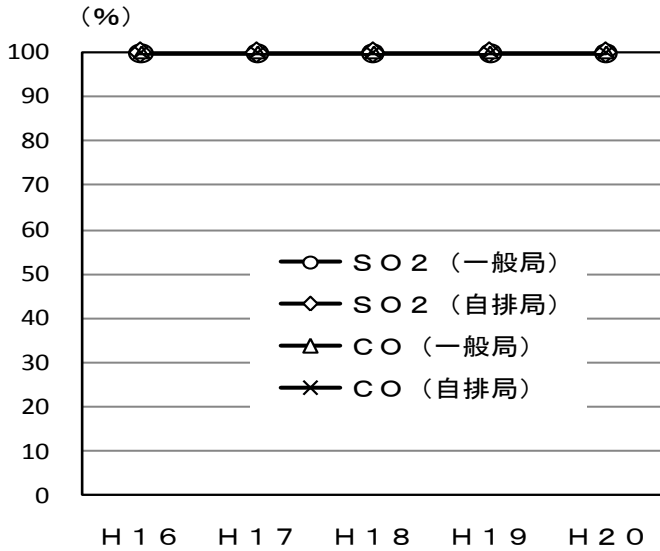
注: 含水等とは、廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)。

(出所) 平成22年版環境・循環型社会・生物多様性白書

③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況

○ x（光化学オキシダント）を除き、環境基準の達成率は概ね高い値となっています。

大気汚染に係る環境基準達成率



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

※大気汚染に係る環境基準達成率の達成目標は100% 環境基準達成率: 達成測定局数 / 有効測定局数 × 100

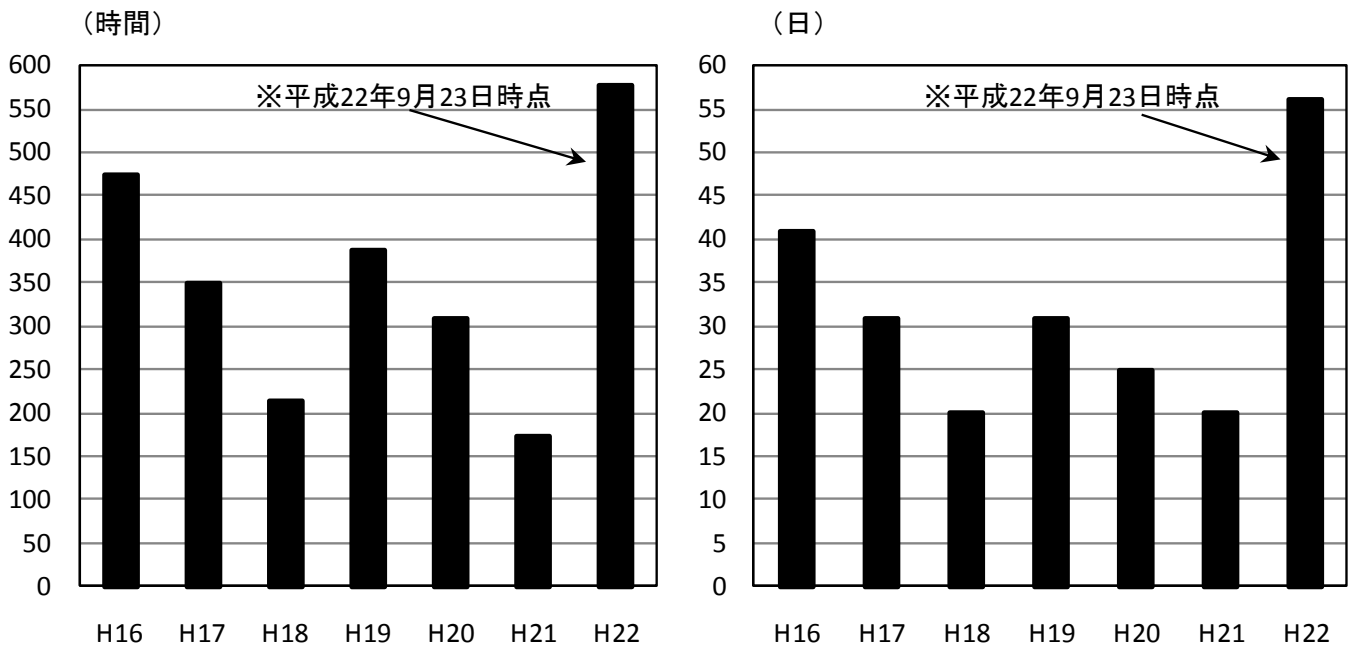
○ SO₂ (二酸化硫黄) については、平成20年度(2008年度)の環境基準達成率が一般環境大気測定局(一般局)で99.8%、自動車排出ガス測定局(自排局)で100%であり、ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。

○ CO (一酸化炭素) は、すべての測定局で環境基準を達成しています。

- SPM（浮遊粒子状物質）については、環境基準達成率が平成16年度（2004年度）までに大幅に改善されたものの、それ以降、平成19年度（2007年度）まで低下基調にありました。しかしながら、平成20年度（2008年度）は、99%を上回る水準まで改善し、ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。
- NO₂（二酸化窒素）については、一般局ではすべての測定局で環境基準を達成しています。自排局の環境基準達成率については、上昇基調にあり、平成20年度（2008年度）については95.5%（全国）となっています。
- O_x（光化学オキシダント）については、平成20年度（2008年度）の環境基準達成率はわずか0.1%であり、依然として低い水準となっています。

東京都の年間の30℃超高温時間数

東京都の年間の熱帯夜日数



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会（8月4日）資料等より作成

- 都市域における年間の30℃超高温時間数及び熱帯夜日数は、年によって大きな変動が見られる点に注意が必要です（なお、日最高WBGT（暑さ指数）温度が28℃を超えるあたりから熱中症による死亡が増え始め、その後WBGT温度が高くなるに従って死亡率が急激に上昇する傾向が指摘されています）。

(参考)

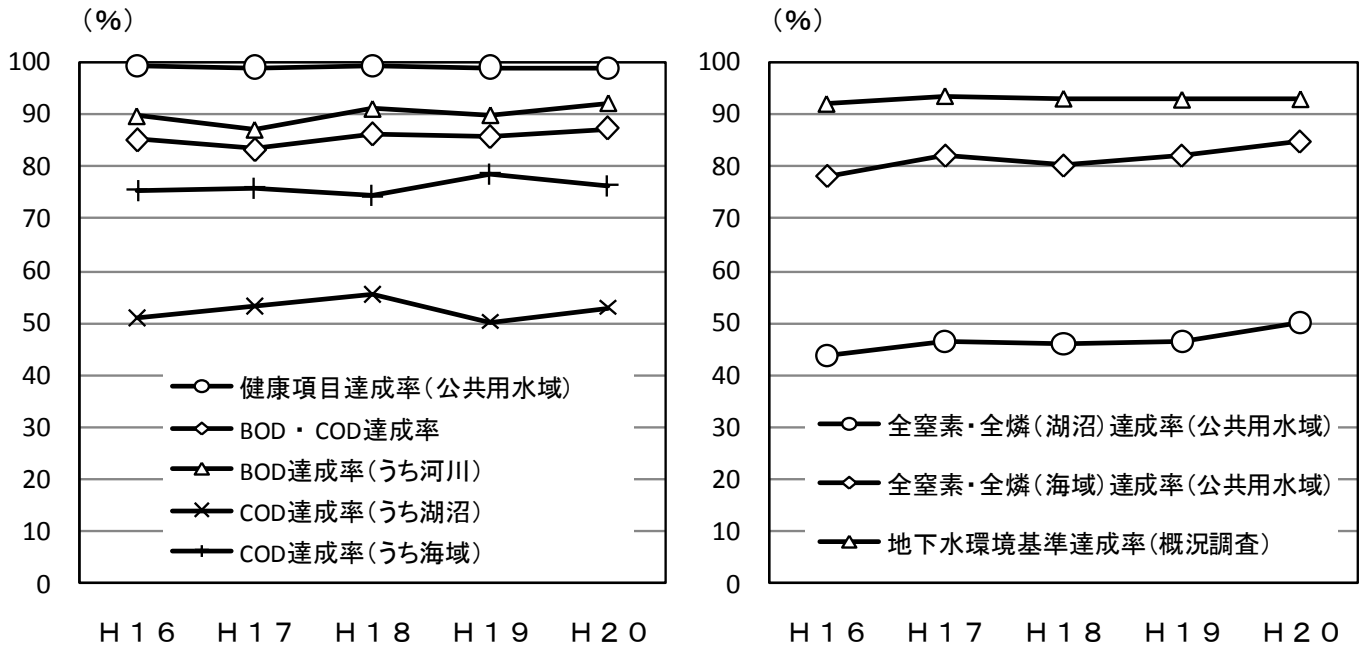
平成22年度（2010年度）においては、9月23日時点で、東京都の年間30℃超高温時間数は578時間、東京都の年間熱帯夜日数は56日となっています。

WBGT（暑さ指数）は、環境条件としての気温、気流、湿度、輻射熱の4要素の組み合わせによる温熱環境を総合的に評価した指標。

④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の概況

湖沼及び閉鎖性海域の生活環境項目（COD及び全窒素・全磷）を除き、環境基準の達成率は概ね高い値となっています。

水質汚濁に係る環境基準達成率



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

※ BODの環境基準は河川に、CODの環境基準は湖沼及び海域に適用しています。

環境基準達成率: 環境基準達成水域数/類型指定水域数×100

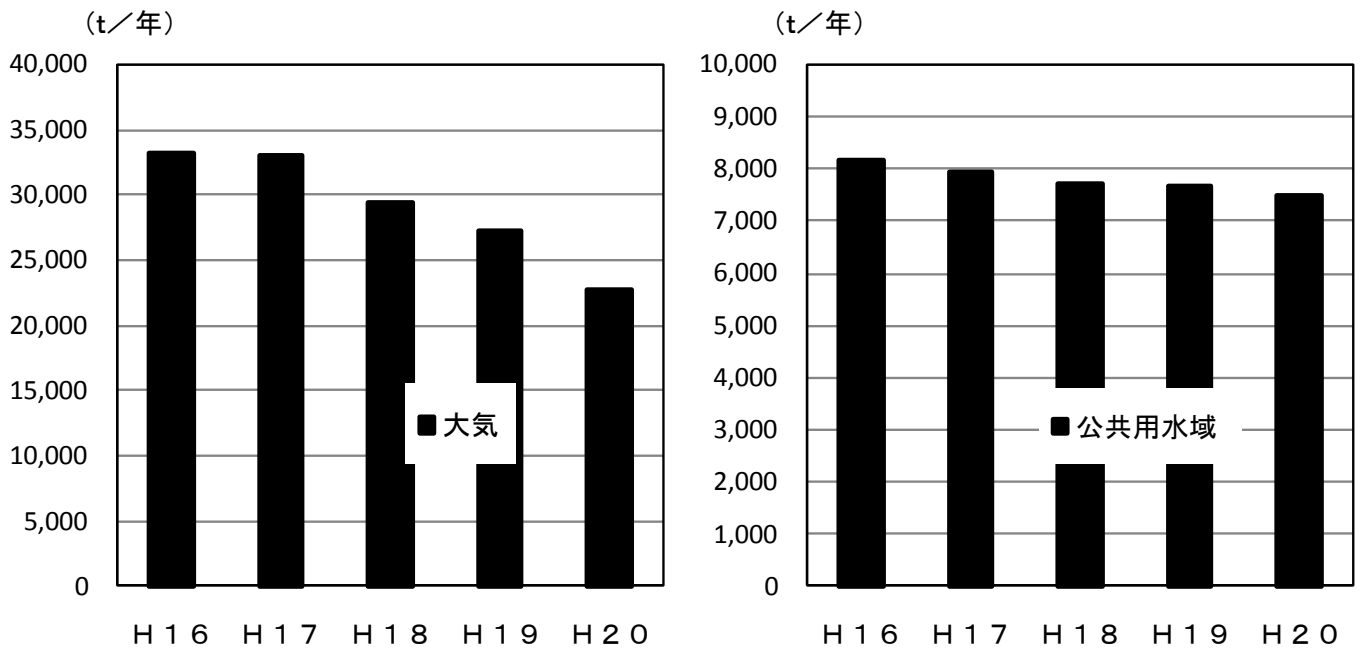
健康項目達成率: 環境基準達成調査地点/調査地点数×100、環境基準達成調査井戸数/調査井戸数×100(地下水)

- 公共用水域における水質汚濁の現状は、特に環境基準の設定されているカドミウムや全シアンなどの有害物質（健康項目）については、全国的にほぼ問題のない状況となっています。
- 利水上の障害などをもたらす有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）・COD（化学的酸素要求量）等の生活環境項目に係る環境基準について見ると、河川についてのBODの達成率が、9割程度と、高い値で推移しています。
- しかしながら、湖沼及び海域に係るCODの達成率及び全窒素・全磷の達成率について見ると、近年、海域では8割程度、湖沼では5割程度で推移しています。湖沼及び海域の水質汚濁については、今後、改善が進まない原因の究明を進めるとともに、対策を推進するための一層の努力が必要です。
- 地下水の水質汚濁に係る環境基準については、達成率は9割超で推移しているものの、引き続き、達成率向上に向けた一層の取組が必要です。

⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況

PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の排出量は減少傾向にあります。

PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

○ PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の排出量を合計すると、平成20年度(2008年度)における大気への排出量は約22,700トンとなり、近年、減少傾向にあります。

また、同年度における公共用水域への排出量は約7,500トンとなり、こちらも、近年、緩やかな減少傾向にあります。なお、④に記したとおり、公共用水域における健康項目達成率は高い値となっており、全国的にほぼ問題のない状況になっています。

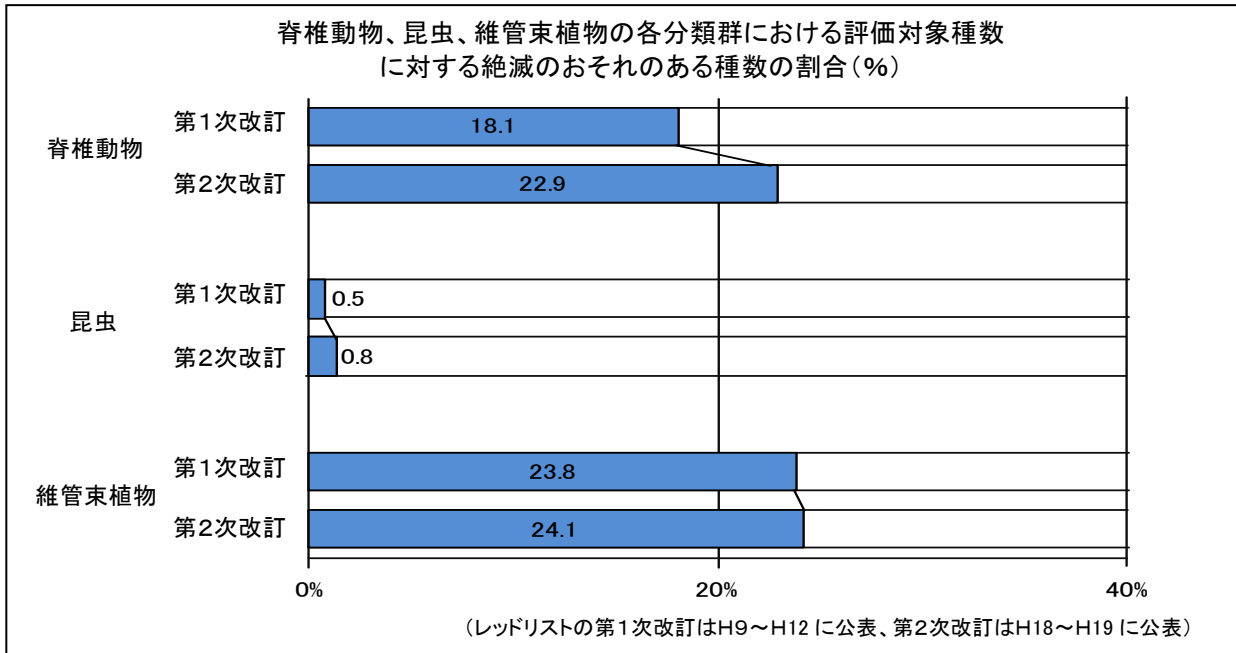
(参考)

PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)は、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計する制度です。

化学物質の環境リスクの低減に向けた取組に関する指標については、環境基準・指針値が設定されている物質等の変更に伴い、排出量に変化していることに留意する必要があります。

⑥ 生物多様性の保全のための取組の概況

絶滅のおそれがある種数の評価対象種数に対する割合は、上昇しています。

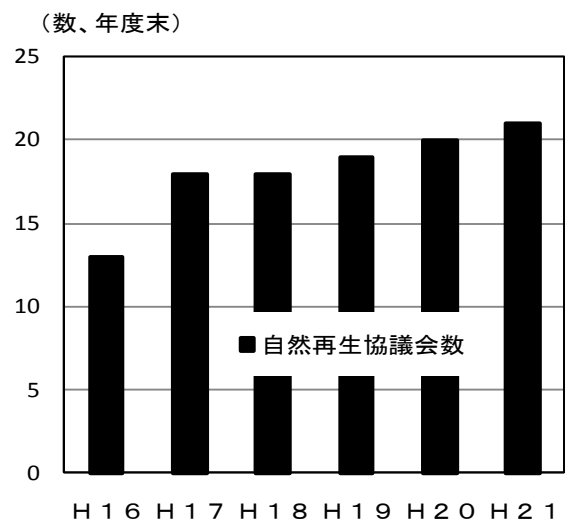
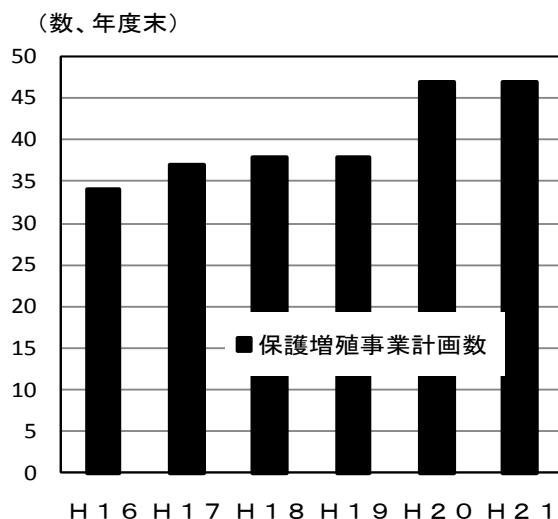


(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

- 平成18年(2006年)から平成19年(2007年)までのレッドリストの改訂(第2次改訂)により、絶滅のおそれがある種数の評価対象種数に対する割合は上昇しました。特に、脊椎動物、昆虫及び維管束植物の同割合は、それぞれ4.8、0.3、0.3ポイント上昇しました。

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に係る計画数

自然再生推進法に基づく協議会数



(出所) 中央環境審議会第55回総合政策部会(8月4日)資料より作成

- 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に係る計画数、自然再生推進法に基づく協議会数ともに、近年、増加傾向にあります。

Ⅲ 重点点検分野の点検

1. 地球温暖化問題に対する取組

重点調査事項①：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組

平成9年（1997年）12月に採択された京都議定書においては、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの第1約束期間における我が国の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年度）比で6%削減することが目標として掲げられています。

ここでは、

- a) 京都議定書目標達成状況
- b) 自主行動計画の進捗状況
- c) 補足性の原則を踏まえた京都メカニズムのクレジット取得
- d) 森林吸収源対策の推進

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。なお、温室効果ガス削減に関する個別の対策・施策の取組状況については、重点調査事項②「温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組」の取組状況と重複することから、重点調査事項②において調査することとします。

①第2回点検における指摘内容

- 6%削減約束の達成に向けて、以下の取組を進めるべきです。
 - ①今後とも、改定京都議定書目標達成計画に盛り込まれた自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底、自動車の燃費の改善、中小企業の排出削減対策の推進、農林水産業・上下水道・交通流等の対策、都市緑化・廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策、新エネルギー対策の推進等に着実に取り組むこと
 - ②京都メカニズムについては、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めること
 - ③厳格な進捗管理を行うとともに、更なる計画改定も視野に入れ、必要な対策・施策の追加を具体化していき、国、地方公共団体、事業者、国民等すべての主体が全力で取り組んでいくことにより、6%削減約束を達成していくこと
- 森林吸収源対策については、国有林及び民有林において、間伐等の森林整備の推進、持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに化石燃料の使用量・二酸化炭素（CO₂）の排出量の抑制にも資する木材及び木質バイオマスの利用の推進等、森

林整備、木材供給、木材の有効利用等を、官民一体となって着実かつ総合的に推進すべきです。

②主な取組状況等

《京都議定書目標達成状況》

- 平成 20 年度（2008 年度）の温室効果ガスの総排出量は、12 億 8,200 万トンとなっており、京都議定書の規定による基準年（CO₂、CH₄、N₂O は 1990 年度、HFCs、PFCs、SF₆ は 1995 年）の総排出量と比べると、1.6% 上回っています。また、原子力発電所の利用率が長期停止の影響を受けていない時の水準（平成 10 年度（1998 年度）の実績値）にあったと仮定して総排出量を推計すると、平成 20 年度（2008 年度）の総排出量は基準年比で 3.4% 減となります。

平成 20 年度（2008 年度）の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、約 4,400 万トン（森林 4,330 万トン、都市緑化等 70 万トン）の吸収となりました。これは、基準年総排出量の約 3.5% に相当します（うち森林吸収源対策による吸収量は 3.4% に相当）。

なお、平成 20 年度（2008 年度）の総排出量を平成 19 年度（2007 年度）と比べると、エネルギー起源 CO₂ について産業部門をはじめとする各部門の排出量が減少したこと等により、6.4% 減少しています。平成 19 年度（2007 年度）と比べて平成 20 年度（2008 年度）の排出量が減少した原因としては、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少等が挙げられます。

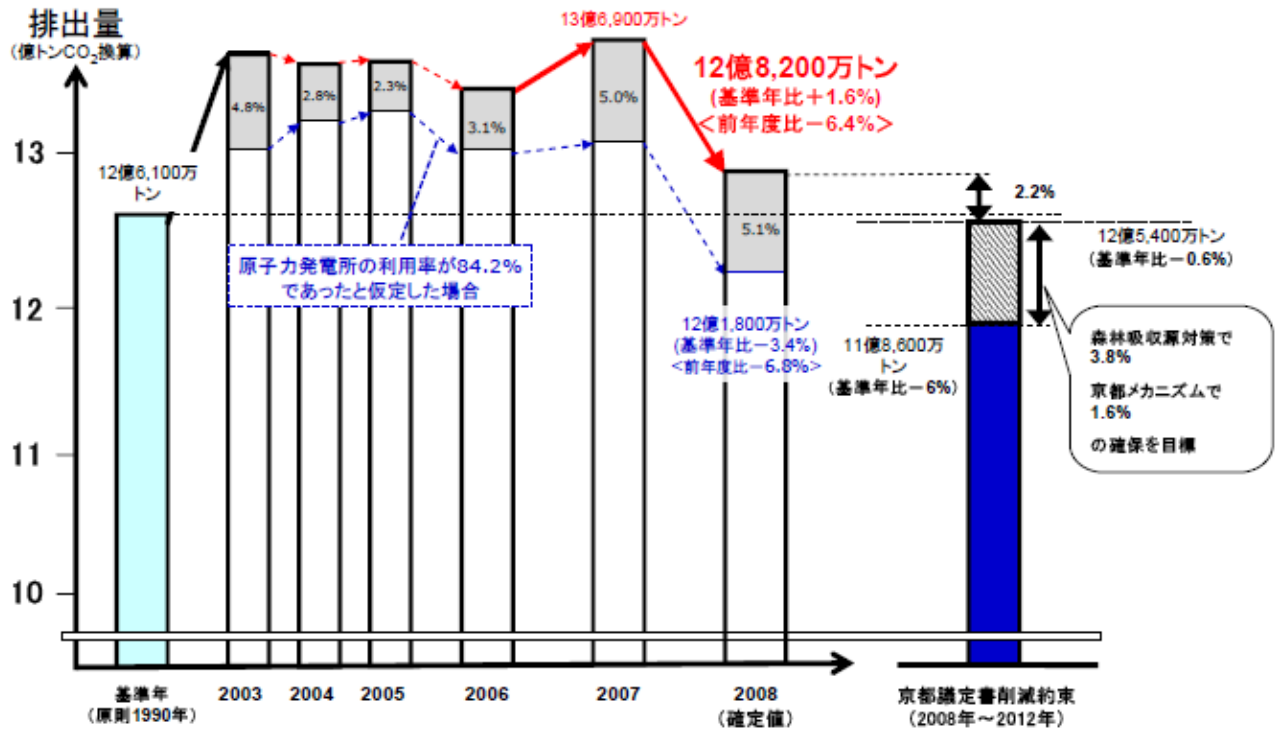
- これにより、平成 20 年度（2008 年度）単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達していると言えます*。

- ※ ①森林吸収量確保の目標（基準年排出量の約 3.8%）
②政府としてのクレジット取得の目標（基準年排出量の約 1.6%）
③電気事業連合会が平成 20 年度（2008 年度）に国の管理口座に無償で移転したクレジット（約 6,400 万トン）（基準年排出量の約 5.0%）

上記①～③の合計：基準年排出量の約 10.4%。平成 20 年度（2008 年度）排出量の基準年比の値から差し引くと、「1.6% - 10.4% = -8.8%」となる（京都議定書の目標は -6%）。

(参考) 我が国における温室効果ガス排出量

2008年度における我が国の排出量は、基準年比 +1.6%、前年度比-6.4%。
(原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、基準年比-3.4%)



(参考) 各部門のエネルギー起源CO₂排出量 (電気・熱配分後)

	京都議定書の基準年 [シェア]	2007年度 (基準年比)	前年度からの変化率	2008年度 (基準年比)
合計	1,059 [100%]	1,218 (+15.1%)	→ <-6.6%> →	1,138 (+7.5%)
産業部門 (工場等)	482 [45.5%]	467 (-3.0%)	→ <-10.4%> →	419 (-13.2%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 [20.5%]	245 (+12.9%)	→ <-4.1%> →	235 (+8.3%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 [15.5%]	243 (+47.9%)	→ <-3.3%> →	235 (+43.0%)
家庭部門	127 [12.0%]	180 (+41.1%)	→ <-4.9%> →	171 (+34.2%)
エネルギー転換部門 (発電所等)	67.9 [6.4%]	82.9 (+22.2%)	→ <-5.7%> →	78.2 (+15.2%)

(単位: 百万t-CO₂)

《自主行動計画の進捗状況》

- 自主行動計画は、政府による厳格な評価・検証を行いました。2009年度においては、2008年度実績に基づいた評価、検証を行いました。年度後半の急激な景気後退に伴う活動量の低下の影響もあり、排出量が大半の業種で前年度より減少しました。また、電力業から京都メカニズムクレジットの償却が行われたほか、12業種において、目標達成が困難な場合には京都メカニズムクレジットの活用を検討する旨が表明されるなど、自主行動計画の目標達成の蓋然性が向上したところです。さらに、大企業の技術・資金等を提供して中小企業等（いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。）が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する国内クレジット制度等を通じ、自主行動計画の目標達成、ひいては京都議定書の目標達成への貢献をより着実なものとします。

《補足性の原則を踏まえた京都メカニズムのクレジット取得》

- 京都議定書目標達成計画（平成20年（2008年）3月閣議決定）は、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）については、「補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要」としています。このため、経済産業省及び環境省は、平成18年度（2006年度）から新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に政府のクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を開始しました。

本事業の実施に当たっては、京都議定書目標達成計画において、「クレジットを取得するに際しては、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること」とされており、これを踏まえた平成18年度（2006年度）の事業開始以降の総契約量は、平成21年度（2009年度）末時点で約9,580.3万トン（CO₂換算）となりました。

《森林吸収源対策の推進》

- 森林吸収源対策については、基準年総排出量比で3.8%分の吸収量の確保のため、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの6年間で毎年55万haの間伐等の森林整備が必要となっています。このため、当初予算と補正予算を併せ、毎年55万haを超える間伐実施に相当する予算を措置するとともに、平成20年（2008年）5月に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）を施行する等、森林整備を推進しています。この結果、平成20年度（2008年度）の京都議定書に基づく森林吸収量は基準年総排出量比3.4%に相当する約4,330万トン（CO₂換算）となっています。引き続き、間伐等の森林整備とともに、CO₂の排出抑制に

も資する木材・木質バイオマス利用等を着実に推進することにより、森林吸収量を確保することが必要です。

③今後の政策に向けた提言

- 平成 20 年度（2008 年度）の温室効果ガスの総排出量（確定値）は、基準年（1990 年度）比 1.6%の増であり、森林吸収量の確保や海外クレジットの取得を順調に進め、国内対策を着実に進めることにより、京都議定書の削減約束の達成が可能であると思われま

す。しかし、今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられることから、京都議定書の削減約束を達成するため、今後も、気を緩めることなくこれらの対策を着実に実施していくべきです。

- 京都メカニズムについては、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めるとともに、既契約案件について、グリーン投資スキーム（GIS）におけるグリーンングの実施や日本国政府保有口座へのクレジットの移転を確実に実施すべきです。また、現行の柔軟性メカニズムは、プロジェクトの登録及びクレジットの発行に至るまで多段階の審査と長い時間を要する、登録済み案件に占める省エネ関連案件（廃ガス・廃熱利用、省エネ）が全体の 1 割程度に留まる、プロジェクトが特定の国に集中している、先進国からの技術移転が十分でない等の問題点が指摘されていることから、今後の国際交渉に当たって、気候変動対策としての効果（環境十全性）に配慮しつつ、現行の柔軟性メカニズムの改善を行うべきです。

重点調査事項②：温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組

更なる中長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムが、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指す観点から、

a) 中長期的継続的な排出削減のための取組

b) 平成 25 年（2013 年）以降の新たな枠組みの構築等に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第 2 回点検における指摘内容

- 低炭素社会づくり行動計画を踏まえ、以下の取組を進めるべきです。
 - ①環境エネルギー技術革新計画（平成 20 年 5 月 19 日総合科学技術会議）に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後 5 年間で 300 億ドル程度投入すること。二酸化炭素回収貯留（CCS）技術について、分離・回収コストの低減や大規模実証に着手し、2020 年までの実用化を目指すこと。
 - ②太陽光発電については、技術革新と需要創設による価格の大幅低減、電力系統への影響を緩和するための技術開発の推進、ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うこと。
 - ③次世代自動車については、導入費用の一部補助等の導入支援や次世代電池等の高性能化・低価格化、充電設備等のインフラ整備を進めること。
 - ④省エネ機器については、トップランナー基準の見直し、強化等を行うこと。
 - ⑤平成 20 年 10 月に開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施について、できるだけ多くの業種・企業の参加を得、その評価を次の政策に結びつけていくこと。環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化を進めること。温室効果ガス排出量の「見える化」について、平成 21 年度（2009 年度）中に試行的な導入実験を行うこと。カーボン・オフセットについては、共通のルールを平成 20 年度（2008 年度）を目途に公表すること。炭素会計については、平成 20 年度（2008 年度）中に実施方法やルールの検討を行い、その結果を公表すること。
 - ⑥農林水産業の役割を活用した低炭素化については、バイオマスタウンの更なる拡大、食料供給と競合しないバイオ燃料生産拡大対策、稲わら、廃木材等からのエタノール生産、地産地消、高濃度利用の検討も含めた輸送用燃料、地域材及び未利用

木質バイオマスの供給及び利用、間伐等による森林整備等の促進を図るとともに、農地土壌等の炭素吸収源としての機能の向上について検討すること。

⑦低炭素型の都市や地域づくりについては、環境モデル都市の選定・全国展開・海外への発信、公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用等を行うこと。

⑧生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れること。

⑨ビジネススタイル及びライフスタイルの変革への働きかけについては、チーム・マイナス6%の取組の促進やクールアース・デーの取組を展開すること（なお、ビジネススタイル及びライフスタイルの変革は、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」にも密接に関わることであります。）。

○ 低炭素社会づくりの具体的なイメージとして、平成19年（2007年）12月に中央環境審議会に取りまとめられた「低炭素社会づくりに向けて」をベースとし、環境省の地球環境研究総合推進費により研究が進められている「低炭素社会に向けた12の方策」を参考にしながら、革新的な技術の開発導入と両輪を成す革新的社会制度づくりの課題を明らかにし、革新的制度の設計と導入を進めるべきです。

○ 中期目標については、今後、有識者も含めたオープンな場で、我が国の削減ポテンシャル、その実現のためのコスト等について、科学的・総合的な検討を行い、平成21年（2009年）のしかるべき時期に設定すべきです。

○ 平成20年（2008年）7月に開催されたサミットの成果を踏まえ、今後10年から20年のうちに、世界全体の排出量をピークアウト（頭打ち）させるために、引き続き、すべての主要排出国が参加する、公平かつ実効的な平成25年（2013年）以降の新たな枠組みの構築に向けて、国際的議論を主導する役割を我が国が果たし、また、中印等の新興国に対しても、他のG8諸国とともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する長期目標を共有し、国連交渉において採択されるようリーダーシップを発揮すべきです。

②主な取組状況等

《中長期的継続的な排出削減のための取組》

地球温暖化を防止するためには、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減が必要であり、そのための対策は直ちに開始していくべきです。我が国としては、後述のコペンハーゲン合意に基づき国連条約事務局に登録しているように1990年比で、2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として掲げるとともに、昨年11月に日米両首脳が発表した「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」で表明した2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す

の長期目標を掲げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めることとしています。このためには、あらゆる政策を総動員することが必要であり、政府はこの目標を達成するための枠組み作りとそれに基づいた施策の推進が必要とされています。

政府は地球温暖化対策基本法案を平成22年(2010年)3月に閣議決定し、先の通常国会に提出しました。この法案では、上記の中長期目標の他、地球温暖化対策に関しての基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を記述するとともに、そのための施策として、キャップ・アンド・トレード方式の国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設、原子力利用の推進、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る温室効果ガスの排出の抑制の促進等を記述しています。

基本法案は6月に国会閉会に伴い審議未了で廃案となりましたが、政府としては、今後とも国内の地球温暖化対策を推進していくための枠組み作りを進めるとともにその枠組みの下で各施策の着実な推進に努めることとしています。その際、中長期目標を達成するための道筋について中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿の検討、2010年6月18日に閣議決定した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」及び同日閣議決定された「エネルギー基本計画」に基づく地球温暖化対策の検討の成果等をいかしながら、政府全体で検討を進めていく予定とされています。また、その際には、公開の場での関係者を含む国民の皆様からの十分な意見の聴取に努めることとされています。

なお、第2回点検における指摘内容に関しては、以下のような取組が進められています。

- 環境エネルギー技術革新計画については、平成21年(2009年)4月に総合科学技術会議の下でエネルギープロジェクトチームにおいて進捗状況の点検を行いました。点検結果では、「環境エネルギー技術革新計画」に掲げた内容は概ね順調に進捗しており、国内外の情勢の変化等も踏まえて、引き続き、各省の研究開発や普及策等の取組状況を精査し、必要に応じて関係府省の連携が図られるようPDCAを回していくことが重要であることが指摘されました。
- CCS技術については、二酸化炭素海底下地層貯留(海底下CCS)を実施する際には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45法律第136号)において環境大臣の許可を受けることが必要とされていることから、海底下CCSにおける環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための調査等を実施しました。
- 太陽光発電については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)

に基づき、平成 21 年（2009 年）11 月 1 日から新たな買取制度が開始されました。今後も、再生可能エネルギーの普及拡大を推し進めるべく、全量固定価格買取制度の創設、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進、電力系統の整備の促進、規制の適切な見直し等総合的に政策を展開してまいります。

○ 次世代自動車については、従来より自動車税のグリーン化を行っているところですが、平成 21 年度（2009 年度）より自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置（いわゆるエコカー減税）、平成 22 年度（2010 年度）より自動車重量税のグリーン化等の税制上の特例措置を講じ、低公害車の更なる普及促進を図っています。

○ 省エネ機器については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づくトップランナー制度により、対象機器のエネルギー消費効率を概ね当初見込みを上回る改善を達成しています。今後も、更に個別機器の効率向上を図るため、対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図ります。

○ 排出量取引の国内統合市場の試行的実施は 1,000 を超える企業等（自主参加型国内排出量取引制度（J V E T S）、国内クレジット制度への参加企業を含む）から参加申請があり、平成 20 年度（2008 年度）に目標を設定した参加者については、自らの排出削減に加えて排出枠の取引等も活用し、すべての参加者が目標を達成しました。また、国内クレジット制度については、制度開始以降、2010 年 8 月時点で地方公共団体を含め、全国各地から 449 件の事業計画が提出されており、これらの事業による排出削減見込み量は、2012 年度末までに累計約 104 万トンにのぼっています。本試行的実施は、本格制度の基盤となるものではありませんが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、見直しを行った上で継続することとしています。

キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度については、平成 22 年（2010 年）4 月より、中央環境審議会地球環境部会の下に国内排出量取引制度小委員会を設置し、幅広い見地からの意見を聴きつつ、国内排出量取引制度の在り方についての専門的な検討や論点整理を行っているところです。

また、経済産業省においては、平成 22 年（2010 年）6 月より、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会の下に「政策手法ワーキンググループ」が設置され、国内排出量取引制度を含む様々な地球温暖化対策の政策手法について検討が行われています。

○ 環境税を含む税制のグリーン化については、平成 20・21 年度（2008・2009 年度）に中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会において審議が行われました。この審議を踏まえ、環境省が平成 16 年（2004 年）から毎年継続して地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、

経済産業省も地球温暖化対策税の検討について要望し、政府税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年（2009 年）12 月閣議決定）において、「地球温暖化対策のための税については、（中略）平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）においても同様の規定が盛り込まれました。今後は、この決定に沿って更に検討を進めていきます。

- 温室効果ガス排出量の「見える化」については、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を進めたほか、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のための調査を行うとともに、国民が日常生活において様々な商品やサービスを使用した際に発生する温室効果ガスの排出量や、その削減のための具体的な方法について情報提供するウェブサイト（日常生活 CO₂ 情報提供ツール）の試行版を開発しました。
- カーボン・オフセットについては、平成 20 年（2008 年）2 月に「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を公表しました。この指針に基づいて、普及啓発・相談支援等を行う「カーボン・オフセットフォーラム」の運営や、オフセット関連施策の動向の情報提供、モデル事業の実施、認証を受けた取組にラベルを付与する「カーボン・オフセット認証制度」、国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセットに用いることのできるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」の創設・活用促進、英国とのワークショップ開催等の取組を行いました。
- 炭素会計を含む環境情報開示については、平成 20 年度（2008 年度）の環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書において、「政府としても、有価証券報告書を通じた地球温暖化関係情報の開示について、その具体化に向けた検討を進めていくべき」と更なる検討の重要性が示されました。その後、中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」を立ち上げ、投融資に際しての環境配慮の折り込みを市場に普及させる観点から、気候変動に関わる投資家の動向や投資家向け情報開示について、引き続き検討を行いました。
- 農林水産業の役割を活用した低炭素化については、バイオマスタウン構想の策定やその実現に向けた支援のほか、バイオマスの利活用や食品産業の自主行動計画の取組を推進するとともに、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、国産バイオ燃料生産拡大を図るための実証事業を推進しました。また、施設園芸、農業機械における CO₂ 排出削減対策、間伐等の森林整備や地域材利用等を推進しました。さらに、平成 20 年（2008 年）3 月食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会において農地土壌が有する温室効果ガスの吸収源としての機能に関する知見

を集約するとともに、平成 21 年（2009 年）11 月、農林水産省地球温暖化対策本部において吸収ポテンシャルを試算しました。平成 21 年度（2009 年度）には、炭素貯留の効果の高い営農活動を行うモデル的な取組の支援も実施しました。

○ 低炭素型の都市や地域づくりについては、平成 21 年（2009 年）1 月までに環境モデル都市を 13 都市選定したほか、国内外の優事例の情報交換を目的とした国際会議を平成 20・21 年度（2008・2009 年度）に開催しました。また、地域の温暖化対策実行計画策定を推進するため、マニュアル、事例集の作成を行いました。交通システムに関しては、鉄道新線、環状道路等幹線道路網の整備、高度道路交通システム（ITS）の推進等の交通流対策等を行いました。また、モビリティマネジメント等による公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本の活用等を面的に実施するため、CO₂削減シミュレーションを通じた実効的な計画策定を支援する等、低炭素型都市構造を目指した都市づくりを総合的に推進しています。

○ 環境教育・環境学習については、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに、環境家計簿の普及のための「我が家の環境大臣」など「21 世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育 AAA プラン～」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する取組を行いました。

○ ビジネススタイル及びライフスタイルの変革への働きかけについては、平成 22 年（2010 年）1 月より、地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」を新たに展開しています。オフィスや家庭等において実践できる CO₂削減に向けた具体的な行動を「6 つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く呼びかけており、趣旨に賛同していただいた、全ての個人、企業・団体の皆さまに対し、「チャレンジ 25 宣言」への参加・登録を呼びかけています。

《平成 25 年（2013 年）以降の新たな枠組みの構築等に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮》

○ 平成 21 年（2009）年 7 月に開催された G8 イタリア・サミットで世界全体の排出量を 2050 年までに少なくとも半減することを再確認するとともに、この一部として先進国全体で 80% 以上削減することや、気温上昇を 2℃以下に抑えるべきとの科学的知見への認識について、G8 間で合意が得られました。その後、我が国としては、平成 21 年（2009）年 9 月にニューヨーク国連本部で開催された国連気候変動首脳会合において、鳩山内閣総理大臣より、京都議定書第一約束期間後の温室効果ガス削減について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合

意を前提とした上で、我が国の中期目標として、2020年までに1990年比25%削減を目指すものとする演説を行いました。

○ 平成21年（2009年）12月には、デンマークのコペンハーゲンでC O P 15及びC O P / M O P 5が開催され、「コペンハーゲン合意」がとりまとめられ、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定されました。交渉において我が国は、鳩山内閣総理大臣、小沢環境大臣より、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年（2012年）末までの約3年間で1兆7,500億円（概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円（概ね110億ドル））の支援を実施していく旨発表し、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。また、適応、キャパシティビルディング分野等での途上国支援の道筋を付けること等に尽力しました。

○ 我が国も、コペンハーゲン合意に基づき、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、「1990年比で25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を、平成22年（2010年）1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。この目標は、地球温暖化対策に向けて、我が国として、他の主要な国々の背中を押して意欲的な取組を促すために、率先して提示したものです。

今後、平成25年（2013年）以降の次期枠組みについて、コペンハーゲン合意を基礎として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みが構築され、意欲的な目標が合意されるべく、リーダーシップを発揮していきます。

③今後の政策に向けた提言

○ 低炭素社会づくりを加速する観点から、中長期的継続的な排出削減のための取組として以下の取組を進めるべきです。

①平成62年（2050年）までに80%削減という目標は、非常に意欲的なものであり、直ちにその達成に向けた取組を始めることが必要であるため、中期目標が設定されるまでの間においても、国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度を含めた基本的施策について、経済活動や国民生活に及ぼす効果及び影響について考慮しつつ、総合的かつ計画的に検討し、内閣総理大臣のリーダーシップの下、必要な施策を積極的に講ずることにより、地球温暖化対策を推進すること。

②平成32年（2020年）までの具体的な対策・施策については、国際的には、すべて

の主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標が合意されるようルール作りへ積極的な取組を進めるとともに、国内においては、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会における専門的な検討や論点整理、各省で行っている国民対話等を通じて、我が国の国内外での排出削減への貢献、2050年80%削減に向けた道筋、国際的衡平性、実現可能性及び国民負担の妥当性について国民各界各層への情報提供を行いつつ幅広い意見を聴取するとともに、平成22年（2010年）6月18日に閣議決定した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」及び同日閣議決定された「エネルギー基本計画」に基づく地球温暖化対策の検討の成果等をいかしながら、政府内で連携して検討を進め、国民や関係者の意見を聴きながら具体化すること。

- キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度については、様々な意見があることから、平成22年（2010年）4月に設置された中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会や平成22年（2010年）6月に設置された産業構造審議会環境部会地球環境小委員会政策手法ワーキンググループにおける専門的な検討や論点整理等を通じて、国民各界各層から幅広く意見を聴き、効果と影響について考慮しつつ、施策の在り方について制度設計案の議論も含め、早急に検討を進めるべきです。
- 地球温暖化対策のための税は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）において、「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」こととされており、この方針に沿って検討を進めるべきです。
- 平成21年（2009年）11月に経済産業省に設置された「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」において様々な角度から議論を行い、その成果等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度の創設に係る施策について検討を進めるべきです。
- 再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るため、以下の取組を進めるべきです。
 - ① 国内において風力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの利用に関する規制の適切な見直し等を講ずること。
 - ② 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて系統運用ルールの見直しを検討すること。
- カーボン・オフセットについては、国内外での情報交換や普及啓発を進めながら、地球温暖化問題以外の環境問題への対策にもつながる等の先進的なカーボン・オフセットの取組の促進、カーボン・オフセットの取組に関するガイドライン等の充実及びオフセット・クレジット（J-V E R）制度の運営・拡充等を通じて、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を国民運動的に展開すべきです。

○ 企業の地球温暖化対策を促し、これに必要な資金が円滑に供給されるために、公的年金を含め、地球温暖化への影響に配慮した資金の運用、投資及び融資を促すための必要な措置を取るべきです。また、投資家などによる気候変動の観点からの企業評価を支援するため、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある環境情報の提供を促進する検討を引き続き行うべきです。

○ 平成 25 年（2013 年）以降の次期枠組みについては、各国の意見が対立する中で、引き続き難しい国際交渉が継続されており、世界全体の排出削減に向けてできるだけ早期の合意が必要です。我が国は、一部の国のみが目標を深掘りし京都議定書第二約束期間を設定するのではなく、コペンハーゲン合意を基礎として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みが構築され、意欲的な目標が合意される方向に向けた活動を推進することが必要です。環境基本計画においては、とりわけ国際的取組に関するルール作りを重視していることもあり、我が国としてもこのルール作りのために、リーダーシップを発揮すべきです。

また、低炭素型の技術や製品の提供を行う企業の積極的な姿勢を後押しするため、低炭素技術・製品の普及を通じた日本の貢献が国内目標達成へ反映される新たな仕組みを構築し、民間投資を促進することで、世界の温室効果ガスの排出削減に積極的に貢献すべきです。

重点調査事項③：地球温暖化による避けられない影響への適応のための取組

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、避けられない影響（地球規模での海面上昇、異常気象の増加等）への対応（適応策）を行うことが必要という観点から、

a) 途上国における適応対策等の温暖化対策の促進

b) 我が国における気候変動の影響に関する情報収集や調査研究等の推進

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- クールアース・パートナーシップについては、各国との政策協議を通じて、より多くのパートナー国の適応対策等を支援し、途上国における温暖化対策を促進すべきです。さらに、こうした支援を通じ、すべての国が参加する、平成25年（2013年）以降の実効性ある枠組み構築へ向けた交渉を促進すべきです。
- 適応基金による支援については、平成21年（2009年）12月より前に運用を開始することが「途上国が次期枠組みに参加する前提」となっているものの、各種ガイドラインや運営ルールの制定が遅延していることから、次期枠組み交渉への影響を考慮した迅速な取組を進めるべきです。
- 我が国における適応策については、気候変動とその影響に関する情報を収集・整理し、気候変動影響・適応に関する調査研究を引き続き推進するべきです。例えば、デング熱、マラリア等の感染症、熱ストレス等の影響への対応の検討や、農業分野における生産安定技術の開発等を含めた取組を進めるべきです。
- 国内におけるモニタリングは、各機関において多様に実施されており、環境省と気象庁では地球観測連携拠点（温暖化分野）を設置する等の取組を行っていますが、今後は、各種モニタリング体制を維持しつつ、不十分な分野を拡充すべきです。
- 地球環境問題に関する研究は、研究資金制度ごとの特性をいかしつつ、効率的に実施すべきです。また、その成果を環境政策に反映させていくため、あらかじめ行政ニーズに基づき綿密な計画を構築し、研究を適切に進めるとともに、そこで得られた科学的知見を関係方面に幅広くかつ迅速に周知するよう努めるべきです。

②主な取組状況等

平成 19 年（2007 年）に公表された IPCC 第 4 次評価報告書によると、仮に大気中の温室効果ガス濃度が平成 12 年（2000 年）レベルに留まったとしても、いくらかの不可避免的な温暖化をもたらすと推定されているとしており、これらの避けられない温暖化がもたらす影響に対処するため、地球温暖化への適応が必要だとされています。

地球温暖化によってもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響に適応することができる社会を実現することは、温室効果ガスの排出削減や森林等による吸収作用を保全、強化することと並んで重要であるという認識のもと、地球温暖化への適応を総合的かつ計画的に推進することとしています。

このため地球温暖化への適応に資する技術の開発、地球温暖化やその影響についての予測、その他の研究開発及びその成果の普及、適応に資する産業の発展、これによる就業機会の増大に努めるとともに、地方公共団体、民間団体等が行う適応に関する活動の促進を図るため、技術的な助言等の措置を行います。また、地球温暖化への適応に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めます。さらに、適応に関する国際的の連携の確保、国際的な資金の提供に新たな枠組みの構築、その他の国際協力を推進するための施策の実現に、より一層努めます。

なお、第 2 回点検における指摘内容に関しては、以下のような取組が進められています。

《途上国における適応対策等の温暖化対策の促進》

- 平成 21 年（2009 年）9 月に開催された国連気候変動首脳会合において、鳩山内閣総理大臣から途上国支援に係る「鳩山イニシアティブ」の基本的な考え方が示され、更に、同年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された COP15 及び COP/MOP5 において、その具体策が表明されました。これは、従前の公約である「クールアース・パートナーシップ」を再編し、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、今後の国際交渉の進展状況を注視し、気候変動交渉における当該国の交渉姿勢を十分踏まえつつ、平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））の支援を実施していくこと等を内容とするものです。「鳩山イニシアティブ」により、適応対策を含め、気候変動分野での途上国支援を進め、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築の実現に向けた国際交渉を進めていきます。
- 適応基金による支援については、日本を含む 32 カ国が理事を務める適応基金理事会の尽力の結果、各種ガイドラインやルールの制定はほぼ完了し、次回理事会（平成 22 年（2010 年）6 月）では途上国から提出されたプロジェクト申請書の審査を初めて行います（平成 22 年（2010 年）5 月 6 日付で 8 カ国から 1 件ずつ申請書を受領）。今後、可能な限り多くのプロジェクトの支援手続きを進めることで、途上国が次期枠組み交渉に積極的に参画する環境を醸成していきます。

- COP15及びCOP/MOP5において、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年（2012年）末までの約3年間で1兆7,500億円（概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円（概ね110億ドル））の支援を実施していく旨を発表しました。今後の国際交渉の状況を注視しつつ、気候変動対策に意欲的に取り組む途上国に対し「鳩山イニシアティブ」による途上国支援を進めていきます。

《我が国における気候変動の影響に関する情報収集や調査研究等の推進》

- 気候変動の影響に関する情報収集や調査研究については、地球環境研究総合推進費等を活用し、現象解明、影響評価、将来予測に関する調査研究等の推進を図りました。また、地球環境研究総合推進費ホームページで研究成果をまとめた報告書「地球温暖化『日本への影響』」を公開しているほか、「地球温暖化の日本への影響～現状と将来予測、その対策と賢い適応へ向けて～」と題した一般公開シンポジウムを開催し、最新の研究成果を紹介しました。

農林水産分野においては、地球温暖化適応策の農業生産現場への普及・指導、地球温暖化が将来の農林水産業に与える予測研究、適応策に関する技術開発を推進しました。

平成21年（2009年）10月には、我が国における温暖化の観測・予測及び影響評価に関する知見を取りまとめた統合レポート「日本の気候変動とその影響」を作成し、公表しました。

また、九州地方環境事務所では、地方公共団体の環境部局等が参加する「九州・沖縄地方における地球温暖化影響・適応策検討会」を立ち上げ、九州・沖縄地方における温暖化の影響・適応策の情報発信及び地方公共団体等からの温暖化の影響・適応策の情報収集を行いました。

- 国内におけるモニタリングについては、地球温暖化対策に必要な観測を統合的・効率的なものとするため、「地球観測連携拠点（温暖化分野）」の活動を引き続き推進しました。平成21年度は、観測実施計画案の作成、温暖化に関する各種地球観測に対するニーズ調査、12の関係府省及び10の機関で構成される連絡会議の開催、観測データの管理・標準化に向けた調整案の作成、観測プラットフォームの相互利用に向けた調整案の検討等を行いました。加えて、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）を平成21年（2009年）1月に打ち上げ、同年10月からは一般へのデータ提供を開始しました。
- 熱中症については、科学的知見や関連情報をまとめた保健指導マニュアル、リーフレット等を作成し、地方公共団体、老人保健施設、教育委員会等に配付するなど、予防方法や対処方法などの普及啓発を図りました。

③今後の政策に向けた提言

- 「いぶき」(GOSAT)は打ち上げ以降、順次データの取得、検証を行い、平成21年(2009年)10月にはデータの提供を開始したところです。現在、学術分野を中心にデータを利用した研究が進んでいるところですが、今後は研究機関等想定しうる利用者へ積極的に周知を行い、利用の更なる促進を図るべきです。
- 温暖化の影響は地方公共団体(都道府県、市町村)別に度合いが異なることから、住民等の多様な主体による参加型の温暖化影響モニタリング手法や温暖化影響可視化手法を開発すべきです。さらに、温暖化予測の不確実性を考慮した適応策立案手法を開発するとともに、生活に係る広範な分野について、地方公共団体が活用可能な適応政策ガイドラインを作成すべきです。
- 地球温暖化対策の推進にあたっては、緩和策とともに、避けられない影響への適応が重要ですが、地方公共団体等の行政機関の適応に関する関心や知識はまだまだ低いのが現状です。既に取り組んでいる分野のみならず、更に広範な分野について今後の適応の方向性や考え方を関係府省が協力してとりまとめ、示すことによって、地方公共団体等の意識向上を図り、各主体による適応策の実施を支援していくべきです。

なお、熱中症に関しては、熱中症関係省庁連絡会議において、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討、情報交換等を進めつつ、引き続き適切な対策を講じていくべきです。
- 地球温暖化の影響に対し脆弱であるアジア太平洋地域の途上国において、モニタリング・影響評価を行うべきです。さらには、これらを活用し、影響に適応するために関係各国との連携によるネットワークを構築すべきです。
- 海洋酸性化に対する取組の世界的動向に関する情報のほか、いわゆる地球工学(ジオ・エンジニアリング)についての環境への影響に関する内外の情報を整理・収集すべきです。
- 適応に関し、地球温暖化に伴う我が国全体及び地方公共団体レベルでの影響の定量的評価、地方公共団体レベルで利用可能な脆弱性・影響・適応効果評価手法、適応策立案手法の開発等を進めるべきです。

2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

重点調査事項①：自然の物質循環と社会経済システムの物質循環の両方を視野に入れた適正な循環の確保

自然の物質循環とその一部を構成する社会経済システムの物質循環とは密接不可分な関係にあることから、

- a) 3Rの一層の推進に関する取組
- b) 低炭素社会形成、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向けた取組
- c) 地域活性化につながる地域循環圏の形成に向けた取組

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 国際資源価格の高騰等、世界的に資源制約が顕在化しつつあり、3Rの利点もより明確になっていることから、今後一層3Rの推進による天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に取り組むべきです。
- 廃棄物発電の導入、廃棄物系バイオマスの有効活用等を通じて、循環型社会の形成を、低炭素社会や生物多様性の保全に配慮した自然共生社会に向けた取組と統合的に展開すべきです。例えば、今後期待される循環型社会の形成と低炭素社会との統合的な取組として、高効率な廃棄物発電を推進するほか、地域の特性等を踏まえた地域熱供給等についても総合的に検討すべきです。
- 循環資源ごとに、地域の特性を踏まえて、環境保全、資源性、経済性等の観点から、最適な循環の範囲を検討すべきであり、コミュニティ、地域、ブロック圏、全国規模、そして国際的なレベルに至る最適な規模の「地域循環圏」を形成し、地域活性化につなげるべきです。なお、これは、「地域づくりの推進」にも関わることです。あわせて、地域循環圏形成に資する循環型社会ビジネスに関し市場調査による現状分析等を進めるべきです。
- 木材利用の推進のうち、森林の適正管理の観点からも重要な間伐材の利用促進に当たっては、経済的なインセンティブ措置、利用状況を消費者に示して間伐材製品の選択を支援する措置等を検討すべきです。

②主な取組状況等

《3Rの一層の推進に関する取組》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画（平成20年（2008年）3月閣議決定）に基づく取組を全般的に進めることによって、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減に向け、3Rの一層の推進を図っています。同計画に基づく個別の取組の進捗状況については、以下の各調査実施項目において取り上げることとします。

《低炭素社会形成、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向けた取組》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（平成22年（2010年）3月中央環境審議会）において、「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に関する国の取組として、下記の通り取組状況が報告されました。なお、自然共生社会と循環型社会の統合的な形成の取組の例として、下記（2）②、③のように間伐材等の木材利用推進も挙げられています。（下記報告内容には、一部、時点修正等を加えています。）

（1）循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

① リデュース、リユースを中心とした循環利用推進の取組

廃棄物の排出を抑制し、再使用、再生利用といった循環的利用を行い、温室効果ガスの削減に貢献する取組を推進しています。また、先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の取組を支援し、その効果の検証と全国への紹介などを強化しています。平成21年度（2009年度）はリユース容器・通い容器を利用した総菜の量り売り実証支援など2Rを中心に取組を進めています。

② 廃棄物発電の導入等による熱回収の徹底

温暖化対策に資する高効率な廃棄物発電施設、バイオマス利用施設等の支援を行い、廃棄物発電の導入や拡充、熱供給などの熱回収を促進しています。その結果、廃棄物発電施設数及び総発電能力は増加しています。特に平成21年度（2009年度）から、循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設整備に対する交付率を1/2とする新たなメニューが追加されました。また、廃棄物処理施設における温暖化対策事業において、既存の処理施設での廃棄物発電の導入を進めるため、施設の更新時の補助金交付要件について発電効率が15%から10%に引き下げられました。

③ 再生可能エネルギーやバイオマス系循環資源の有効活用による温室効果ガスの削減

平成21年（2009年）9月に、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）が新た

に施行されました。

また、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化のほか、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料の導入拡大を目指し、稲わら、建築廃木材、草本・木質系資源作物などのセルロース系バイオマスを原料とするバイオ燃料製造技術の研究開発など、バイオ燃料の導入拡大を目指して、取組を進めています。平成 21 年度（2009 年度）は生ごみ分別処理などの廃棄物系バイオマス利活用モデル事業や資源作物の栽培から革新的技術を用いたエタノール製造に至る一貫生産システムの開発を行いました。

バイオマス系資源（国内）投入率は、平成 19 年度（2007 年度）で約 6.2%（平成 12 年度約 5.4%）であり、平成 12 年度（2000 年度）と比べ約 0.8%上昇しました。

内訳を見ると、天然資源投入量は減少しており、国内のバイオマス系資源投入量も平成 19 年度（2007 年度）には上昇に転じており、バイオマス系資源投入率は上昇する方向に動いています。

④ 静脈物流システムの構築

循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設整備を促進するとともに、積替・保管施設等の施設整備への支援を行うことにより、臨海部においてリサイクルの拠点化を進め、海上静脈物流ネットワークの形成を推進しています。平成 21 年度（2009 年度）は港湾における循環資源取扱いルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたリサイクルチェーン構築のための制度改善の取組を進めています。

(2) 循環型社会、自然共生社会の統合的な取組

① 生物多様性国家戦略 2010 の策定（平成 22 年（2010 年）3 月閣議決定）

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」においては、自然共生社会と循環型社会の統合的な取組を推進することが明記されています。

② 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用推進

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づくバイオマス等の利活用の促進や森林の適切な整備・木材利用の推進を行っています。特に平成 21 年度（2009 年度）においては、低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進をはじめ、持続可能な社会の構築に向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図り、再生産可能な資源である森林を適切に整備しています。

③ 里地里山の保全等の取組

間伐材、林地残材等の草木質バイオマスの利活用を推進し、里地里山の適切な保全・活用を進めるなど、自然共生社会との統合的な取組を進めています。特に農林水産分野では田園地域・里地里山の保全など生物多様性保全をより重視した施策を推進しています。平成 21 年度（2009 年度）は生物多様性に配慮した農林水産物であることを示す生きものマークの促進等を行っています。

④ 住宅の長寿命化への取組

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の普及を促進しています。平成 21 年度（2009 年度）は、6 月に長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年法律第 87 号）が施行された後、同法による長期優良住宅建築等計画の認定は 38,571 戸（平成 21 年（2009 年）6 月～12 月の累計）となっているほか、認定長期優良住宅に係る税制上の特例措置の創設（平成 20・21 年度（2008・2009 年度））、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を行っています。

≪地域活性化につながる地域循環圏の形成に向けた取組≫

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果において、「地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり」に関する国の取組として、下記の通り取組状況が報告されました。（下記報告内容には、一部、時点修正等を加えています。）

① 最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定による基盤の整備

地域ブロックレベルでの地域計画の策定を進めています。平成 21 年度（2009 年度）は、各地方環境事務所が中心となり、中部、近畿及び九州ブロックにおいて各主体が連携・協働して、地域計画を策定するための調査を行っています。

循環型社会形成推進交付金制度により、各市町村がごみ・し尿の安心・安全な処理、リサイクル、エネルギー利用に必要な施設整備を一括して行うことを支援することで、地域循環圏づくりの取組を後押ししています。平成 21 年度（2009 年度）は、高効率ごみ発電施設整備に対する交付率 1/2 での支援をはじめ、効率的なごみ収集・輸送を実現するための施設（サテライトセンター）整備推進、効率的な汚泥処理のための設備増強、廃棄物処理施設における長寿命化計画策定のための支援の拡充を図っています。

② 循環資源の性質別の地域循環圏の構築

ア. 循環資源（共通）

各地域における循環圏づくりについて先進的な取組を発展させるための支援を行っており、更に循環圏づくりを支える調査研究、廃棄物系バイオマス利活用の推進等を進めています。平成 21 年度（2009 年度）は生ごみ循環システムの構築等の支援を行っています。

また、「ゼロ・エミッション構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進するエコタウン事業は、現在までに全国 26 地域が承認され、廃プラスチック、食品廃棄物、家電・機器類、建設廃棄物等のリサイクル施設を中心に先進的な環境調和型のまちづくりを進めています。平成 21 年（2009 年）7 月にエコタウンによる環境負荷削減効果等の試算を行い、エコタウンでは高い効率で循環資源の利活用が行われていることやエコタウン内

で循環資源の調達・製品化が行われ、地域循環の中核としての機能を担いうることが明らかとなりました。

イ. バイオマス系循環資源

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン構想」について、平成 22 年度（2010 年度）末までに 300 地区を目標に取組を進めています。平成 22 年（2010 年）7 月末現在で 283 市町村が公表しています。更に、平成 21 年（2009 年）3 月に策定した「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき取組の加速化を進めています。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用事業計画（リサイクルループ）の取組や、エコフィード（食品残さ利用飼料）、家畜排せつ物のたい肥化等の取組を進めています。平成 22 年（2010 年）3 月末現在で 19 件の食品リサイクル法に基づく認定がなされています。

ウ. 下水汚泥の有効利用

多くの有機物や有用鉱物等が含まれており、大きな資源・エネルギーポテンシャルを有している下水汚泥の有効利用を進めています。平成 19 年度（2007 年度）には、下水汚泥のリサイクル率は、建設資材利用を含めると約 77%に達していますが、緑農地利用・エネルギー利用された割合（下水道バイオマスリサイクル率）は約 22%にとどまっており、引き続きバイオマスとしての有効利用を重点的に推進していきます。そのほか、平成 21 年度（2009 年度）は、下水・下水汚泥からのリン回収・活用に関してのフィージビリティ・スタディ調査等を進めています。

エ. 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源

適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を進めています。平成 21 年度（2009 年度）は使用済小型家電の回収モデル事業、効率的・効果的な回収方法の検討等を進めるとともに、白金を用いない触媒やリチウムを用いない二次電池など希少元素の代替技術・有効利用技術などの開発を進めています。

また、各種個別リサイクル法等の着実な実施のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の広域認定・再生利用認定を適切に活用しています。平成 21 年度（2009 年度）末までに、広域認定制度では、一般廃棄物で 78 件、産業廃棄物で 184 件の認定を行いました。また、平成 21 年度（2009 年度）末現在、再生利用認定制度では一般廃棄物で 63 件、産業廃棄物で 48 件が認定を受けています。

③ 循環型社会ビジネス市場の拡大

循環型社会ビジネス市場については、目標を設定する取組指標として下記のとおり報告されました。平成 19 年度（2007 年度）における循環型社会ビジネス市場の市場規模

は、目標の基準年である平成 12 年度（2000 年度）の 1.29 倍、雇用規模は 1.22 倍となり、平成 18 年度（2006 年度）と比較すると、それぞれ 9.9%、3.1%増加しています。

表 循環型社会ビジネス市場の推移（環境省推計）

	単位	H27 年度 目標	H12 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	前年度比
市場規模	億円	—	295,855	337,107	346,398	380,644	+34,246
	H12 年度比 (倍)	2	—	1.14	1.17	1.29	—
雇用規模	万人	—	53	60	63	65	+2
	H12 年度比 (倍)	—	—	1.13	1.19	1.22	—

(参考) 推計の対象範囲

経済協力開発機構 (The Environmental Good and Services Industry (OECD), 1999) における環境ビジネス分類のうち、環境汚染防止及び資源有効利用の分野から循環型社会ビジネスに該当する業種を対象とした。環境汚染防止では、廃棄物処理装置等の製造 (中間処理装置ほか)、廃棄物処理サービス (産業廃棄物処理ほか)、廃棄物処理施設建設 (処分場建設ほか) である。資源有効利用では、再生素材の有効利用 (資源回収、中古品流通ほか)、その他の資源有効利用 (建設リフォーム・リペアほか) である。

③今後の政策に向けた提言

- 第二次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会の構築に向け、3Rの一層の推進が重要です。
- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

〈低炭素社会形成、自然共生社会形成と統合的に展開する循環型社会形成に向けた取組〉

- ・ 循環型社会、低炭素社会の統合的な取組に関しては、循環型社会形成推進基本法の優先順位に則り、廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、熱回収といった取組を着実に進め、循環型社会づくりの取組と低炭素社会づくりの取組の相乗効果を最大限に活用することが必要です。廃棄物発電については、できるだけ効率的に発電施設を活用することが重要です。より効率的、効果的な3Rを進めるためLCAの観点からの評価を行い、情報発信することも必要です。バイオマス利活用の推進による温室効果ガスの削減に関する取組については、LCAなどについて国際的な評価も考慮しつつ進めることが重要です。静脈物流システムの構築については、リサイクルポートにおける企業立地数目標に向けて取組を進めることが必要です。

循環型社会、自然共生社会の統合的な取組については、あらゆるバイオマス利活用についての取組を引き続き推進していくとともに、バイオマス以外の分野にも取組を進める必要があります。自然共生社会の効果を把握する方法を検討していくことも必要です。

〈地域活性化につながる地域循環圏の形成に向けた取組〉

- ・ 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくりについては、地域活性化につながるような最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定による基盤の整備と循環資源の性質別の地域循環圏の構築をそれぞれ進める必要があります。

前者の最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定については、国は地域ブロックでの計画策定を引き続き進める必要があります。都道府県や市町村の計画についての実態調査を進めるとともに地域計画に沿った取組が進んでいるかを各地域で様々な視点から評価し、随時見直しを行うことが重要です。また、地域計画の策定及び見直しに当たっては、エコタウンやバイオマスタウン構想など関連する計画、構想と連携することが重要です。

後者の循環資源の性質別の地域循環圏については、各種施策を適切に組み合わせながら、関係者が連携、協働しながら取り組むことが重要です。また、引き続き循環型社会形成推進交付金制度等の活用により支援を行うことが必要です。バイオマス系循環資源については、バイオマス・ニッポン総合戦略の目標達成に向けてバイオマスタウン構想の取組を関係者一体となって広げるとともにバイオマスタウン構想の進捗について適切に評価していくことが必要です。また、家畜排せつ物や食品残さについて、完成品の品質や安全の確保に留意して、たい肥化を実施し、環境保全型農業を進めることが重要です。製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、引き続き個別リサイクル法の取組を進めるとともに、回収体制の充実等を図っていくことが必要です。

重点調査事項②：関係主体の連携や国際的な取組による施策の総合的かつ計画的な推進

循環型社会形成推進基本計画に即して、すべての関係主体の連携の下で、その積極的な参加と適切な役割分担により、各種施策を総合的かつ計画的に推進すること及び東アジア等における国際的な低炭素・循環型社会の形成を推進することとされていることから、

- a) 環境負荷の低いライフスタイルへ変革するための国民運動や情報提供の推進
- b) 製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減に係る取組の推進
- c) 東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた取組の推進

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 循環型社会づくりに加え低炭素社会づくりの面からも重要な課題である、より環境負荷の低いライフスタイルへの変革につなげるための国民運動を展開し、情報発信することにより、関係主体の積極的な取組と連携を促すべきです。特に、循環型社会地域支援事業等のモデル事業の成果等については、施策の企画立案にいかすべきです。また、マイバッグ等の普及といった国民運動の成果や効果を明らかにすべきです。
- 資源採取の段階から廃棄・資源回収を行う段階までを含めた製品のライフサイクルを通じて、様々な環境負荷を全体として最小化する環境配慮型設計・生産活動を推進すべきです。
- 我が国の3R関連の制度・技術・経験の国際展開、東アジア低炭素・循環型社会政策検討に向けた取組、アジア3R研究・情報ネットワークの構築、資源生産性の向上等G8の3Rイニシアティブの更なる発展等を通じて、東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた具体的な取組を進め、国際的な低炭素・循環型社会の構築に貢献すべきです。
その際には、開発途上国における廃棄物処理の実態把握を進めるべきです。
また、一時的な国際市況の変動も考慮に入れた安定した国内循環システムの体制を整えることが、重要です。

②主な取組状況等

《環境負荷の低いライフスタイルへ変革するための国民運動や情報提供の推進》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果において、「一人一人のライフスタイルの変革」に関する国の取組として、下記のような取組状況が報告されました。（下記報告内容には、一部、時点修正等を加えています。）

① 環境教育、環境学習

すべての年齢層に対し、多様な場において環境教育、環境学習を推進しています。教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）や学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を受け、平成 20 年（2008 年）3 月に小・中学校の学習指導要領、平成 21 年（2009 年）3 月に高等学校の学習指導要領を改訂し、環境教育に関する内容の充実を図りました。循環型社会の形成に係る内容については、節水や節電などの資源の有効利用（小学校社会科）、自然環境を大切にしその保全に寄与しようとする態度の育成（小学校理科）、地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的・技術的な協力の大切さ、持続可能な社会の形成（中学校社会科）、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方についての科学的考察（中学校理科）、金属やプラスチックの再利用（高等学校理科）等があります。また、学校教育においてはもとより、地域の環境・エネルギー教育を推進するため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するとともに、多くの学校では、地域の NGO / NPO 等と連携しながら生涯学習にも役立つように取り組んでいます。また、容器包装廃棄物の排出を抑制する取組の啓発等を行うため、平成 21 年（2009 年）1 月に新たに 22 名の容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R 推進マイスター）を委嘱し（平成 22 年（2010 年）3 月末時点で計 88 名）、消費者への指導・助言等を行っています。

② 普及啓発

3R 推進全国大会及び地方大会の開催等、3R 推進月間での各種事業実施や、HP 掲載、パンフレット等により、先進優良事例の紹介やライフスタイルの見直しにつながる情報提供・普及啓発を行っています。平成 21 年度（2009 年度）は千葉市において 3R 推進全国大会を開催したほか、3R 推進地方大会、都道府県が参加した環境にやさしい買い物キャンペーン等を実施しました。

《製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減に係る取組の推進》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果において、「3R の技術とシステムの高度化」に関する国の取組として、下記のような取組状況が報告されました。（下記報告内容には、一部、時点修正等を加えています。）

① サプライチェーン企業間での取組に対する支援

製品のサプライチェーン全体の資源投入量の低減を図るための取組を行っています。平成 21 年度（2009 年度）は 30 件のモデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例を創出しています。

② ものづくりの段階

3R 対策の促進に必要な基礎研究等を 3R プログラムとして体系的に実施しています。平成 21 年度（2009 年度）は「技術戦略マップ」の改訂を行っています。

③ 製品が廃棄・使用済みとなり循環的利用及び適正処分される段階

携帯電話や小型家電については、平成 20 年度（2008 年度）より適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っています。また、携帯電話については、製造段階における環境配慮設計を推進するとともに、イベント等で、使用済携帯電話の回収の呼びかけを行っています。さらに、回収拠点における回収促進モデル事業を実施しています。

そのほか、廃プラスチックについて混合回収の実証事業を行っています。

《東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた取組の推進》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果において、「我が国の制度・技術・経験の国際展開」及び「東アジア全体などでの資源循環の実現」に関する国の取組として、下記のような取組状況が報告されました。（下記報告内容には、一部、時点修正等を加えています。）

＜「我が国の制度・技術・経験の国際展開」に関する国の取組＞

① 3 R イニシアティブの推進

我が国が提唱した 3 R イニシアティブ及び平成 20 年（2008 年）の G 8 環境大臣会合において合意された「神戸 3 R 行動計画」の実行のため、アジア各国の 3 R 国家戦略の策定を支援しています。平成 21 年度（2009 年度）現在アジア 6 カ国において、3 R 国家戦略策定支援を行っており、そのうち、ベトナム、インドネシアにおいては、政府による承認手続き中です。

② エコタウンをモデルとした循環型の都市づくりへの協力

中小企業を含めた我が国企業の 3 R 分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援をパッケージとして実施することで、3 R 関連産業の市場規模拡大を図っています。具体的には、我が国の地方公共団体が有するノウハウを中国の地方政府に移転していくべく、これまで中国において、政府間合意・地方公共団体間合意を経て、北九州市と青島市・天津市・大連市、兵庫県と広東省の間で日中循環型都市協力（エコタウン協力）が行われています。平成 21 年度（2009 年度）は北九州市・大連市との間で協力実施が合意されました。また、取組を支援するため、インフラ整備促進のためのフィージビリティ・スタディ調査、人材育成などを行っています。平成 21 年度（2009 年度）は協力実施のための調査検討事業が 2 件実施されました。これらの協力の取組状況等については、平成 21 年（2009 年）6 月に行われた日中資源循環政策対話（局長級）において、両国が認識を共有しています。東南アジア諸国連合（ASEAN）の国・地域についても、このような循環型都市協力（エコタウン協力）の実施についての調査検討作業を実施しています。

また、平成 21 年（2009 年度）6 月には日中環境大臣間で「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」が締結され、これに基づき川崎市及び瀋陽市の循環経済静脈産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築を支援しており、川崎市・国立環境研究所と連携し、瀋陽市への循環経済政策や技術システムの導入検討への貢献、全国のエコタウンの環境保全効果等の政策・技術情報の提供等を行っています。

＜「東アジア全体などでの資源循環の実現」に関する国の取組＞

① アジア 3 R 推進フォーラムの設立

アジアでの 3 R の国際的推進のプラットフォームとして我が国が平成 20 年（2008 年）10 月に開催された東アジアサミット環境大臣会合において東アジア各国に提案し賛同を得ていた「アジア 3 R 推進フォーラム」について、平成 21 年（2009 年）11 月に、東京において国連地域開発センター（UNCRD）との共催により「アジア 3 R 推進フォーラム設立会合」を開催しました。会合には、アジア 15 カ国の政府代表者と国際機関・援助機関、3 R に関する専門家等が参加し、「アジア 3 R 推進フォーラムの設立についての東京 3 R 宣言」が合意され、アジア 3 R 推進フォーラムの下で、3 R に関するハイレベルの政策対話の促進、各国における 3 R プロジェクト実施への支援の促進、3 R 推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていくこととなりました。次回のアジア 3 R 推進フォーラム会合は、平成 22 年（2010 年）にマレーシアで開催予定です。今後、同フォーラムをアジア各地で継続開催し、アジア全体における 3 R の推進と循環型社会の構築を図ります。

また、多様な主体同士での国際的な連携を目指し、アジア 3 R 推進フォーラム設立会合と連携して平成 21 年（2009 年）10 月にアジア 7 カ国の地方自治体の参加を得て開催された「アジア 3 R 自治体間ネットワーク会合」、平成 21 年（2009 年）11 月に日本、中国、韓国、インドネシアの NGO / NPO の参加を得て開催された「アジア 3 R 推進市民フォーラム」を支援しています。

② 東アジア諸国との二国間、多国間会合を通じた協力の強化

ア．多国間会合

日中韓サミットや日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）等を通じて、東アジア地域における循環型社会構築に向けた協力を深めています。平成 21 年（2009 年）10 月に行われた第 2 回日中韓サミットの際に採択された「持続可能な開発に関する共同声明」においても、3 R を始めとする環境分野における協力を強化することが確認され、平成 22 年（2010 年）の TEMM12 における日中韓の共同行動計画の策定が奨励されました。また、TEMM の下で循環型社会 / 循環経済 / 3 R セミナーを 3 カ国において開催し、各国の取組についての情報交換、協調した取組の検討を進めています。これらの協力の深化を通じて、東アジア地域における循環型社会構築を更に推進します。

イ．二国間会合

平成 21 年（2009 年）6 月の第 2 回日中ハイレベル経済対話、同 9 月の第 12 回日韓環境保護協力合同委員会等の機会に、循環型社会の構築に向けた協力を推進することを確認しました。また、平成 21 年（2009 年）5 月に日中廃棄物・リサイクル政策対話、同 8 月に日韓廃棄物・リサイクル政策対話を行い、情報共有と協力の強化を図りました。

③ アジアにおける適切な資源循環に関する国際共同研究の推進

廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果を評価し、アジアにおける適切な資源循環を検討する国際共同研究を平成 21 年度（2009 年度）から開始し、アジア 3 R 推進フォーラム設立会合と連携して、設立ワークショップを開催しました。

④ 不適正な輸出入の防止

ア. 国内監視体制

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）及び廃掃法に基づく、厳格な輸出入審査を実施しました（年間 150 件程度）。また、事業者向け説明会の開催による制度の周知徹底（平成 21 年度（2009 年度）は全国 11 カ所を実施）、個別案件に対する事前相談の実施（平成 21 年度（2009 年度）は約 47,000 件実施）、税関と連携した立入検査等の水際対策の強化を行っています。

イ. アジアネットワーク事業の推進

アジア地域を対象とした有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制の構築を目的として作られたアジアネットワークにおいて、各国における輸出入規制情報の共有化を行うとともに、毎年度ワークショップを開催してアジア地域における有害廃棄物の不適正な輸出入の防止に関する議論を継続的に行っています。平成 22 年（2010 年）1 月には、新たに税関職員も招致して、我が国においてアジアネットワークのワークショップを開催しました。

ウ. 各国の適正処理能力向上の支援

国際的な循環型社会の構築に向けて、まずは発生国の国内で適正に処理することが原則であることから、バーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるコンピュータ機器廃棄物適正管理事業も含め電気電子機器廃棄物（e-waste）の環境上適正な管理に関するプロジェクトの枠組みを用いて、途上国における有害廃棄物処理体制の整備の支援を進めています。平成 21 年度（2009 年度）はアジア太平洋地域における e-waste トレーニングワークショップが開催され、アジアにおける e-waste の管理に関する現状や今後の課題等について議論を行いました。

エ. 家庭用電気電子機器等のバーゼル法等における中古利用に係る判断基準の明確化

家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討しています。平成 21 年度（2009 年度）は、使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準の策定・適用を行いました。

⑤ 環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化

途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される限りにおいては、地球環境保全の観点から、推進していくべきです。この観点から、平成 22 年（2010 年）5 月に、廃掃法の一部が改正されました。

⑥ 国際静脈物流システム構築の推進

廃棄物等の環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を行ううえで、適切かつ効率的で安全・安心が確保された国際静脈物流システムの構築を推進すべく、平成 21 年度（2009 年度）までに国際資源循環の流動実態の分析と課題の抽出等を行いました。

③今後の政策に向けた提言

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜環境負荷の低いライフスタイルへ変革するための国民運動や情報提供の推進＞

- ・ 一人一人のライフスタイルの変革については、学校教育において環境教育を充実していくとともに、生涯学習を含めた地域ぐるみでの環境教育が重要です。関係主体が相互に学びあえるような取組について更に進める必要があります。リターナブルびんなどの利用促進に向けてポイント制やデポジットなど有料化等手法ごとの効果を把握することが重要です。その際、一人一人の行動を更に促すために定量的な 3 R 効果も示しながらわかりやすく情報発信することも必要です。また、レジ袋削減の進捗を踏まえ、重点的に取り組む対象の拡大も念頭に 3 R に関する国民運動を展開することも必要です。さらに、家庭での取組については、家庭ごみの排出量は年々減少していますが、事業系ごみの総量の削減率と比べると小さくなっていることから、より環境配慮行動を促し、低炭素で循環型のライフスタイルづくりを進めることも重要です。

＜製品のライフサイクルを通じた環境負荷低減に係る取組の推進＞

- ・ 3 R の技術とシステムの高度化については、循環基本計画や技術戦略マップ等に基づき引き続き取組を進める必要があります。特に、循環資源の利用先が限られているという関係者の声に応えられるよう研究・開発を進める必要があります。
また、化学物質や重金属等有害物質を含んだ製品が廃棄物となった後の有害性の評価

をはじめ、処理・処分が環境に与える影響等の調査研究、適正処理技術の開発や普及等が重要です。また、製造から廃棄までの各段階が連携して、製品ライフサイクル全体・サプライチェーン全体にわたり、一貫して3Rを目指す取組を加速化・高度化し、持続可能な廃棄物・リサイクル対策に取り組んでいくことが必要です。

＜東アジアにおける持続可能な資源循環の確立に向けた取組の推進＞

- ・ アジア3R推進フォーラムを活用して各国における廃棄物管理の実態・ニーズの把握と国際機関による取組とのマッチング、3Rプロジェクト実施へ援助機関、各先進国による支援が促進され、さらに、各国のニーズに応じた我が国の3R技術・システムの提供がより有機的に行えることも期待されます。また、同フォーラムと連携しつつ、各国のNGO/NPO等とも引き続き協力していくことが必要です。
- ・ 循環型都市協力の取組を引き続き推進し、アジア各国との3R・廃棄物管理に対する政策立案等の能力開発、3R・廃棄物処理に関する優良事例の創出、NGO/NPO等の民間等多様な主体との連携など具体的な協力を推進し、アジア地域における各国内の循環型社会の形成を支援していくことが重要です。アジア以外の地域における協力は、今後、資源循環その他において国際的に重要な国・地域においては、具体的協力を更に推進する必要があります。
- ・ 「東アジア循環型社会ビジョン」の策定を視野に入れつつアジアにおける適切な資源循環に関する国際共同研究を引き続き推進し、東アジアにおける適切な資源循環の枠組みを模索するとともに、成果をアジア3R推進フォーラムや二国間・多国間政策対話の場で共有し、東アジア地域規模での国際的循環型社会形成の共通理解を進めるなかで、我が国が引き続き主導的役割を担うことが必要です。
- ・ 廃棄物の不法な輸出入を防止する取組については、国内監視体制及びアジア地域での取組、アジア各国の適正処理能力の向上支援の取組を引き続き充実・強化していくことが必要です。また、途上国では適正処理が困難であるが、我が国では処理可能な自社等の国外廃棄物を、対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理することは、国内における適正処理が確保される限りにおいては、推進していくべきです。ライフサイクル全体を視野に入れた製品の環境配慮や循環資源の品質等に係る基準・規格のアジア域内での普及については、現状ではあまり進展が見られておらず、安定的な資源循環の確保のためには、更なる取組の推進が望まれます。
- ・ アジア各国内における循環型社会形成には各国の制度、状況、ニーズ等の情報共有が不可欠であり、アジア3R推進フォーラムの下で、各国に対し情報・知識・経験の共有を促すとともに、国際共同研究等における情報も活用し、引き続き3Rの情報拠点の整備に関する取組を推進していくことが重要です。

重点調査事項③：物質フロー等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析と公表

物質フロー、廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進することとされていることから、

a) 廃棄物等の定量情報の拡充

b) 産業界、地方公共団体、NPOからのヒアリング結果

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第二次循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれた補助指標等を中心に、廃棄物等の国内における定量情報の拡充を行い、種類や業種別に応じた発生量、循環利用量等の状況の把握や速報化を行うための手法の改善に向けた検討を進めるべきです。また、国際的な循環資源の越境移動についても、実態を把握すべきです。
- 平成20年度（2008年度）中に行う第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の点検については、産業界、地方公共団体、NPO、関係省庁等の各主体から現状、課題及び政策提言についてヒアリングするとともに、物質フロー指標及び取組指標を中心に循環型社会形成に向けた取組の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、情報提供を行うべきです。また、予算要求等における新規施策の企画立案にも役立てるべきです。

②主な取組状況等

〈廃棄物等の定量情報の拡充〉

- 廃棄物等の国内における定量情報の拡充については、第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果において、「循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成」及び「国際的な資源生産性の向上に向けた我が国の貢献」に関する国の取組として、下記のような取組状況が報告されました。
 - ・ 我が国の物質フローの状況や廃棄物等の種類に応じた発生量とその循環的な利用及び処分の状況等の情報等のほか、地球温暖化対策等の要請に応えるため、検討を行っています。平成21年度（2009年度）は、廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための課題の整理、検討を行うとともに、第二次循環基本計画に盛り込まれた隠れたフロー・TMR、産業分野別資源生産性、国際比較可能な物質フロー指標の方向性について検討しています。

- ・ 国連環境計画（U N E P）が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」で平成 21 年（2009 年）10 月に、最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書が発表される等国際的な共同研究が進んでいます。我が国は同パネルや経済協力開発機構（O E C D）における物質フローと資源生産性に関する作業等を支援し、物質フロー指標について国際的な指標の共通化、手法開発等を推進しています。これらの活動にアジア地域の政策ニーズを反映させるべく普及啓発のセミナーを開催する等、物質フロー指標のより精度の高い共通の指標作成を目指して、国際的な研究の進展に貢献しています。また、我が国における物質フローの状況について国内外に広く広報普及するため、我が国の物質フローの全体像を項目別に解説する「日本の物質フロー」のパンフレットを日英二カ国語で作製し、国際的な会合の場で各国に配付のうえ、普及啓発を図りました。
- ・ 廃棄物の処理のための国際移動を含めアジア全体での資源循環の環境や経済等への影響、効果を評価し、アジアにおける適切な資源循環を検討する国際共同研究を平成 21 年度（2009 年度）から開始し、アジア 3 R 推進フォーラム設立会合と連携して、設立ワークショップを開催しました。

《産業界、地方公共団体、NPOからのヒアリング結果》

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 1 回点検にあたっては、産業界、地方公共団体、N G O / N P O、大学等から取組状況についてヒアリングを行いました。
- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検にあたっては、産業界、地方公共団体、N G O / N P O から取組状況についてヒアリングを行いました。点検のヒアリング結果については各年度の点検結果に反映されています。以下にヒアリング対象を記載します。

第 1 回点検対象（平成 21 年度（2009 年度）実施）

◇産業界

- ① （社）日本経済団体連合会（環境自主行動計画の進捗状況について）
- ② 電気事業連合会（電気事業の取組について）
- ③ （社）日本ロジスティックシステム協会（物流の取組について）
- ④ 日本物流団体連合会（物流の取組について）
- ⑤ 日本チェーンストア協会（小売業の取組について）

◇地方公共団体

- ・ 山形県長井市（レインボープランの取組状況について）

◇N G O / N P O

- ① P & P トレーサイクル研究会（市民リサイクルシステムの構築について）
- ② 学校法人金山学園めばえ幼稚園（新エネルギー導入促進を統合する取組について）

◇大学

- ・ 京都大学大学院農学研究科（畜産廃棄物等の活用について）

第2回点検対象（平成22年度（2010年度）実施）

◇産業界

- ①（社）日本経済団体連合会（環境自主行動計画の進捗状況について）
- ②（社）日本化学工業協会（化学工業の取組について）
- ③（社）日本建設業団体連合会（建設業の取組について）
- ④ アミタ（株）（循環型社会と自然共生社会の統合的取組事例について）
- ⑤ ユニー（株）（地域循環圏構築に向けた取組事例について）
- ⑥ J F E エンジニアリング(株)（地域における企業の取組について）

◇地方公共団体

- ① 千葉県千葉市（市民と連携した取組について）
- ② 埼玉県秩父市（森林バイオマスを活用した取組について）

◇NGO/NPO

- ・ 特定非営利法人WE21 ジャパン（地域循環圏構築に関する取組について）

③今後の政策に向けた提言

- 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。
 - ・ 物質フロー指標については、一部の取組においては伸びの鈍化や横ばいが見られます。物質フロー指標、取組指標ともに目標に向けて引き続き取り組んでいくことが必要です。また、指標の要因の分析については、現在の情報のみでは十分に分析できないものもあることから、更に統計の早期化・精緻化、物量ベースの詳細な情報の把握等を進め、研究分野の成果も活用しながら分析を深めていくことが重要です。
 - ・ 循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じている可能性や2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で温室効果ガスを25%削減するという目標（すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした目標）などを踏まえ、中長期の循環型社会のグランドデザインを念頭に今後の取るべき施策についての検討を進める必要があります。

3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

【新規設定事項】

重点調査事項①：科学的な環境リスク評価の推進

化学物質による環境リスク低減対策の基礎となる科学的なリスク評価を進めるため、化学物質の安全性情報の収集、環境残留状況の把握、新たなリスク評価のための手法開発等への取組として、

- a) 化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況
- b) 環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性
- c) 人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境リスク低減の基礎として、科学的な環境リスク評価を進めます。このため、我が国独自のデータを取得することを含め、化学物質の有害性に関するデータの収集、化学物質の製造量、用途、排出量、排出経路、廃棄方法等の基礎情報の整備、環境残留状況の把握等に積極的に取り組みます。これらの情報を、製造事業者、ユーザー企業、消費者、廃棄物処理事業者等の関係者でできる限り共有します。
- 産学官の研究機関と連携し、研究者の育成を図りつつ、リスク評価、新たなリスク発見のための手法の開発を進めます。

②主な取組状況等

《化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況》

＜既存化学物質の安全性情報の収集＞

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律117号。以下「化審法」という。）が施行される以前から製造・輸入されていた化学物質（以下「既存化学物質」という。）を対象に、分解性試験、蓄積性試験、反復投与毒性試験、生態毒性試験等を実施し、また、文献調査による既存化学物質の安全性情報の収集を行っています。平成18年度（2006年度）以降においては、これらの試験について省庁ごとに毎年度5から20物質程度を対象として試験を実施しており、化審法の規制対象物質に該当するか否かの判定に活用しています。

< J-C H E C K の拡充等 >

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム（注Ⅲ-3-1））において得られた情報等を発信するためのデータベース（J-C H E C K（注Ⅲ-3-2））を構築し、平成 20 年（2008 年）5 月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及び O E C D 等の海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、O E C D グローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

< すべての化学物質の安全性評価の実施に向けた化審法改正 >

- 平成 21 年（2009 年）に改正された化審法では、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成 23 年度（2011 年度）からは、新たに既存化学物質についても製造・輸入実績数量等の届出を事業者が義務づけるとともに、必要に応じて事業者が有害性情報の提出を求めること等により、それらを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を国が実施することとなっています。

《環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性》

< 化学物質環境実態調査 >

- 一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、日本各地の水質、底質、生物、大気を対象に、

- 1) 環境残留の有無が明らかでない化学物質の環境残留を確認するための調査（初期環境調査）
- 2) 1) で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況を精密に把握するための調査（詳細環境調査）
- 3) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約（注Ⅲ-3-3））の対象物質及びその候補となる可能性のある物質並びに化審法における特定化学物質等の化学物質の残留状況を経年的に把握するための調査（モニタリング調査）

を実施しています。また、本調査に資するための分析法開発や試料保存等も実施しています。

今後も、排出源を考慮した地点選定を行うとともに、調査対象物質の選定に当たっては、化学物質関連施策担当部局から調査実施の要望があり、「環境リスク初期評価」を行うために環境における残留状況の把握が必要とされる物質等から選定します。また、調査の結果は、化審法や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「化管法」という。）等の運用に活用しています。さらに、P O P s 条約対象物質等の環境中残留状況のモニタリング等を実施する予定です。その他、環境基準値等が定められた物質の環境監視等の調査との役割分担を明確にし、効率的な調査に努めます。

<有害大気汚染物質モニタリング調査>

- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、国及び地方公共団体が毎年、大気の汚染状況の把握のための有害大気汚染物質モニタリング調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

有害大気汚染物質のうち、大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、第三次環境基本計画において総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

ベンゼンは451地点中1地点で環境基準を超過したものの、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは399地点で、ジクロロメタン397地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。塩化ビニルモノマーは378地点で、総水銀は293地点で調査し、すべて指針値に適合しました。

<公共用水域水質測定>

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、国及び地方公共団体が毎年、公共用水域の汚染状況の把握のための環境調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

ジクロロメタンは3,586地点中2地点で、テトラクロロエチレンは3,669地点中1地点で環境基準を超過しました。総水銀は4,182地点で、トリクロロエチレンは3,667地点で、ベンゼン3,487地点で、塩化ビニルモノマーは538地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。

<地下水質測定の概況調査>

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条及び第16条に基づき、国及び地方公共団体が毎年、地下水の水質測定計画を策定し、地下水の汚染状況の把握のための環境調査を実施しています。

大気環境と水環境の両方で環境基準値・指針値が設定されていることから、総合的環境指標の対象物質とされている物質（ベンゼン、総水銀、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）についての平成20年度（2008年度）の調査結果は以下の通りです。

総水銀は2,944地点中2地点、トリクロロエチレンは3,658地点中3地点、テトラクロロエチレンは3,660地点中9地点で環境基準を超過し、ジクロロメタンは3,276地点及びベンゼンは3,238地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。塩化ビニルモノマーは、266地点で調査し、すべて指針値に適合しました。

<ダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質による汚染状況の把握のための環境調査>

- ダイオキシン対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条に基づき、地方公共団体及び国の関係機関が連携して、毎年、ダイオキシンによる汚染状況の把握のための環境調査を実施し、環境中濃度の実態把握を行っています。

平成 20 年度（2008 年度）は、大気について 799 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。公共用水域水質については、1,714 地点で調査し、28 地点で環境基準を超過しました。公共用水域底質については 1,398 地点で調査し、6 地点で環境基準を超過しました。地下水質については 634 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。土壌については 1,073 地点で調査し、すべて環境基準に適合しました。今後もダイオキシン対策特別措置法に基づき、同様の調査を継続していきます。

- 河川・湖沼におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質については、一級河川の環境基準点等において、水質・底質のダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質の濃度の実態を把握し、河川の水質管理に資するための調査を実施しています。また、河川・湖沼における底質ダイオキシン類等の低減を図るための検討を行い、汚泥浚渫等の対策を実施しています。平成 20 年度（2008 年度）は、ダイオキシン類については水質 240 地点、底質 251 地点、内分泌かく乱化学物質については 72 地点で調査を実施し、その結果を公表しました。また、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫等の対策も実施しました。今後も引き続き調査を実施し、必要に応じて河川環境の向上に資する対策等を実施します。

＜海洋汚染の科学的調査＞

- 海洋汚染については、外洋に面した 12 の内湾域から外湾域にかけての汚染物質の広がり状況を把握し、また陸域起源や海洋投棄による汚染を把握するため、海水・海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、COD 等について調査しています。海水・海底堆積物の試料採取、海水・海底堆積物中に含まれるこれらの汚染物質の濃度の分析、分析結果の公表を行い、12 の内湾域で海水・海底堆積物中の過去から現在までの汚染物質の濃度変化を明らかにするとともに、陸域起源の汚染負荷が海洋環境に及ぼしている影響や、海洋投入処分海域において、海水、堆積物、海洋生物の汚染状況を把握しました。今後も引き続き、化学物質管理の施策の策定、評価、陸域起源の汚染や海洋投棄による汚染が海洋生物や海洋生態系へ与える影響の把握のための基礎情報の一つとして、海洋環境中の汚染物質のモニタリングを実施します。

《人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題》

＜環境リスク初期評価の実施＞

- 化学物質による環境媒体を経由した人や生態系への有害な影響の発生を未然に防止するため、科学的な観点から定量的な検討と評価を行い、相対的に環境リスクが高い可能性がある物質をスクリーニングし、必要な対応・措置を促す等の環境リスク初期評価を実施しています。平成 9 年度（1997 年度）から環境リスク初期評価に着手し、その結果をこれまで 8 次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第 1 巻～第 8 巻。総実施物質

数 272 物質。)として公表しています。評価の結果、詳細な検討を行う候補とされた物質については、更なる検討が行われ、必要に応じて、行政的な対応が行われます。また、本結果は、化管法や化審法等の運用に活用しています。今後も、初期評価であるという評価の性格に留意しつつ、評価の確実性と効率性の向上を図るとともに、過去に実施した物質の再評価を含め、着実に評価を実施していきます。

- 製品評価技術基盤機構において、化管法の対象物質のうち、特に人への健康リスクが高いと考えられる高生産量化学物質を中心に、当該物質のリスクの評価を実施しました。これまでに 150 物質についての初期リスク評価書を作成し、リスク評価書活用の手引きとともに公表しています。

<平成 21 年改正化審法における化学物質のリスク評価スキームに関する調査>

- 平成 21 年(2009 年)に改正された化審法では、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成 23 年度(2011 年度)からは、新たに既存化学物質についても製造・輸入実績数量等の届出を義務づけ、それらを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を実施することとなっています。そのため、平成 16 年度(2004 年度)から平成 20 年度(2008 年度)にかけて検討し提案した監視化学物質のリスク評価手法(案)をもとに、平成 21 年(2009 年)に改正された化審法の優先評価化学物質等に対応したリスク評価手法を検討しました。今後も引き続き、化学物質のリスク評価に係る手法の検討を実施します。

<農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査>

- 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「農取法」という。)に基づく登録保留基準については、平成 17 年度(2005 年度)に拡充された水産動植物の被害防止に係る措置に続き、陸域生態系へのリスク評価・管理措置の我が国への導入可能性を検討するため、我が国における農薬の陸域生態系へのリスクの評価・管理手法に係る調査・検討を行っています。本事業は平成 20 年度(2008 年度)から実施しており、これまでに、欧米諸国での規制状況、鳥類、有用昆虫、土壤生物等に対するばく露量評価及びモニタリングのモデル手法に関する各国の取組情報のほか、我が国における現状について文献調査を行いました。今後は、我が国における陸域生態系へのばく露評価手法、フィールドでの影響のモニタリング手法の実証を行い、我が国における農薬による陸域生態系へのリスクの評価・管理措置の導入可能性について検討を行います。

<農薬の大気経路による影響評価事業>

- 環境省では、航空防除において散布された農薬を大気経路で人が吸入した場合の健康に及ぼす影響への関心が高まったことから、平成 9 年(1997 年)に、使用実態の多い 10 農薬を対象として、リスク管理の目安となる気中濃度評価値を策定しました。その後 12 年が経過し、農薬の散布形態(有人ヘリ→無人ヘリ)や種類(約 30 種→約 90 種)が多様化しているほか、農薬の吸入毒性に関する新たな知見も得られつつあり、気中濃度評価値の見直しなど、農薬の大気経路によるリスク評価の再検討が喫緊の課題となっています。

このため、平成 22 年度（2010 年度）から、農薬の大気経由の飛散による人の健康へのリスクを適切に評価・管理するため、農薬の吸入毒性試験や飛散実態調査を行うこととしています。

< 漁場環境化学物質影響総合評価事業 >

○ 我が国周辺水域において漁場環境や魚介類への影響が懸念されている化学物質が、漁場環境・生物多様性に与える影響を調査し、海産生物への影響評価手法等の開発を行っています。具体的な事業内容は以下の通りです。

1) 漁場環境中の有害化学物質が魚介類等へ与える影響及び蓄積状況を簡易的にモニタリングする手法を開発するため、指標となる生物及びその他の魚介類等の濃度を測定・解析。

2) 有害性が懸念される化学物質の水産生物に対する影響や蓄積性等を明らかにするため、室内ばく露試験を実施。

今後は、各種の化学物質が漁場環境や生物多様性に与える影響を調査し、モニタリング手法、海産生物への影響評価手法の開発等を通じて、漁場環境の改善に努めます。

< 内分泌かく乱作用の試験の国際標準化 >

○ 平成 17 年（2005 年）に策定した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」に基づいて、上記試験法開発に加え、野生生物の観察、基盤的研究、影響評価、情報提供とリスクコミュニケーション等を推進してきており、現在、これまでの成果等を踏まえ、今後 5 年間の対応の方向性についてとりまとめているところです。

また、化学物質による内分泌かく乱作用の試験法の開発及び国際標準化等を目的として、OECD が中心となって進められている試験法検証作業（バリデーション）への積極的な貢献やデータ収集等を進めています。これまで、日本が中心になって開発した試験法が OECD における国際的なテストガイドラインとして採択されるなど、試験法の国際標準化に貢献しています。

< 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） >

○ 子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにするため、10 万人の妊婦を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を 13 歳に達するまで追跡する、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施しています。本調査は、平成 19 年（2007 年）10 月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が進められ、平成 20 年（2008 年）からパイロット調査が開始されました。パイロット調査では、実際に参加者が登録され、血液等の生体試料の採取や分析が行われるなど、平成 22 年度（2010 年度）から実施される 10 万人規模の本調査開始に向けて、準備が進められています。

< 化学物質による新たなリスク評価手法の検討・開発 >

○ 化学構造式や物理化学的性状から環境中での生分解性、生物蓄積性や毒性を予測する定量的構造活性相関（QSAR）手法による化学物質の迅速かつ効率的なリスク評価手法の検

討・開発等の研究を推進しています。今後とも、迅速かつ効率的な評価手法に関する研究をさらに進め、これらの評価手法の精度を高めて実用化を目指します。

- 遺伝子導入、幹細胞分化誘導、遺伝子発現等の近代生命科学を培養細胞や動物を用いた短期試験に活用し、高機能で簡易な有害性評価手法を開発するとともに、ヒトに対する毒性を既知の周辺情報やそれらから得られる新たな知見をもとに、専門家がよりの確かつ効率よく評価できるような、肝臓等への化学物質の毒性を対象とした有害性評価支援システム統合プラットフォームの構築を進めています。今後とも、これらの評価手法の精度を高めて実用化を目指します。

<ダイオキシン類の人へのばく露実態調査>

- ダイオキシン類対策特別措置法に定められたダイオキシン類等の評価を行うために必要な研究の推進に資することを目的として、当法律に基づき実施されている大気、水質等に関する常時監視の測定データや、地方公共団体により実施されているダイオキシン類関連の測定データの収集・整理、化学物質の健康影響リスク評価を総合的に推進するための基礎資料の作成を行っています。

また、平成14年度(2002年度)より、毎年度5都道府県について、血液中や食事中のダイオキシンの濃度を測定するなど、人へのダイオキシン類等の蓄積量を調査しており、平成21年度(2009年度)までに39都道府県に対して調査が行われました。今後、未実施の都道府県においても調査を行うとともに、全都道府県における調査終了後の調査のあり方について検討を進めます。

<ナノマテリアルに関する知見の充実>

- ナノマテリアルが人の健康と環境に及ぼす影響については、現状では十分明らかになっていくわけではなく、国際的に取組が本格化しつつあることを踏まえ、我が国としても情報の収集・整備に努める一方で、ナノマテリアルの管理手法の有効性やリスク評価手法及び人の健康への影響の評価について研究開発等を実施し、科学的知見の充実に努めています。その一環として、ナノマテリアルのリスク評価手法の開発の下、平成21年(2009年)10月には「ナノ材料リスク評価書」(中間報告版)を公表しました。また、ナノマテリアルが人の健康や環境に及ぼす影響についての懸念が指摘される中で、平成21年(2009年)3月に、ナノマテリアルのばく露を未然に防止するべく「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」を策定するとともに、現時点での科学的知見を基にナノマテリアルに関する安全対策の方向性について「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会報告書」をとりまとめました。さらに、本報告書を踏まえ、ナノマテリアル製造事業者等から、有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等について情報提供を受け、平成22年3月(2010年)に「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」として結果をホームページにおいて公表しました。なお、研究開発の推進は、OECD、国際標準化機構(ISO)等における議論を踏まえつつ、可能な限り国際的に協調しながら行っています。今後とも、ナノマテリアルの管理手法やリスク評価、人の健康への影響等の科学的知見の充実のための研究開発に取り組めます。

＜化学物質の最適管理を目指すリスクトレードオフ解析手法の開発＞

- リスクが懸念される物質の代替化が同一用途の物質群（用途群）で検討される点に着目し、用途群内の物質を対象として、リスクを科学的・定量的に比較でき、費用対効果等の社会経済分析をも行える「リスクトレードオフ評価手法」の開発を進めています。具体的には、洗浄剤及びプラスチック添加剤に用いられる化学物質について、用途別リスクトレードオフ解析を行いました。開発にあたっては、OECDへの日本提案等国际標準化を念頭に置きつつ進めています。今後は、溶剤・溶媒、金属類等の用途群別にリスクトレードオフ評価を行い、最終的には、用途群別リスクトレードオフ評価書としてとりまとめるとともに、リスクトレードオフ評価指針を作成し、解析のために開発されたモデル等とともに公開することとしています。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 環境リスク評価は、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」を推進するにあたり有用な情報を提供するものであることから、評価すべき物質のニーズの聴取や人へのばく露に関する情報収集や実態把握、確立された評価方法の活用、評価結果の共有及び評価結果に基づいて必要とされる対策の誘導等に取り組む必要があります。

③今後の政策に向けた提言

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。
- 各種調査の実施に当たっては、横断的な視点から、重複の回避、データの相互利用・情報共有を図るため、関係省がさらに連携・協力していくべきです。
- 化審法の改正を踏まえ、すべての化学物質について、製造・輸入量、用途、有害性の情報を元にランク付けをして、優先的にリスク評価を行う化学物質を絞り込み、順次リスク評価を行っていく取組の進捗状況を明らかにした上で、2020年の国際目標の達成に向けて、着実にリスク評価を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。
- 子どもの健康や農薬等の社会的に関心の高い分野における調査やリスク評価について、

関係省が連携して着実に実施するとともに、その進展により得られる知見を国民に分かりやすく情報提供していくべきです。

- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、N G O ・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、

- a) P R T R制度の運用状況と課題
- b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況
- c) その他（化学物質に係る情報の有効活用と相互連携等）

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

《 P R T R制度の運用状況と課題 》

＜ 1. 制度改正 ＞

- 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議における中間取りまとめを踏まえ、以下の措置等を進めるべきです。
 - ・ 化管法対象物質の見直しについて、平成20年（2008年）11月の政令改正を踏まえ、今後、速やかに必要な省令改正等を行うこと
 - ・ 個別事業所ごとのP R T Rデータについて、現在の開示請求方式をインターネット地図等を活用した公表方式に変更するため、化管法改正等を検討すること
 - ・ 下水及び廃棄物として化学物質が移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても把握するため、P R T R制度における届出事項に移動先の下水道終末処理施設名等を加えること
- P R T R制度の対象業種の追加については、医療業を追加する政令改正が行われましたが、その他の業種についても引き続き検討すべきです。

＜ 2. 運用の改善 ＞

- 「P R T R排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応するとともに、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、ガイダンスの追加等必要な措置を講ずるべきです。
- 届出外排出量については、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの排出量の推計方法を検討すべきです。
- 一部に未届出事業者等が存在することから、引き続きP R T R制度の周知・啓発に努めるとともに、P R T R目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行うべきです。
- P R T R制度において環境基準や指針値の設定されている物質のみならず、環境基準等の設定されていない物質を含めたP R T R対象物質の環境濃度の推移を的確に把握すべきです。

《リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況》

＜1. 自主的取組＞

- レスポンシブル・ケアに関する中期計画に盛り込まれた施策を引き続き着実に推進すべきです。

＜2. リスクコミュニケーションに必要な情報の提供のための指針・ツールの作成等＞

- リスクコミュニケーションの目的を明確にしながら、当該情報の提供のための指針・ツールとして活用されている冊子等の作成・公表、化学物質の安全性情報やリスク評価等の情報の収集と公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備、下水道分野における水質リスクへの対応等個別分野における取組を、引き続き実施すべきです。

＜3. 化学物質の有害性に関するデータベースの構築＞

- 今後も、J-CHECK等のデータベースの拡充や改良に努めるべきです。

＜4. 人材の育成＞

- 化学物質アドバイザーの派遣については、今後も、実績を拡大すべきです。

＜5. リスクコミュニケーションの場の提供＞

- リスクコミュニケーションに関する会議、懇談会、シンポジウム等の開催により、多くの国民に参加する機会を提供すべきです。また、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例を調査し、積極的に取り組んでいる事例を紹介する場を設けるべきです。

《その他》

- 化学物質の環境リスク低減に関連する現行法について、各法律間の相互関係を踏まえつつ、化学物質に係る情報の有効活用と相互連携を図るべきです。
- 人の健康及び生態系への影響が懸念される化学物質を含むCCA処理木材(注Ⅲ-3-4)が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理について検討すべきです。

②主な取組状況等

《PRTTR制度の運用状況と課題》

＜PRTTR制度の運用状況＞

- 化管法に基づくPRTTR制度は平成13年度(2001年度)から施行されており、PRTTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行っています。これまで8回にわたり、PRTTRデータの公表を行っており、平成22年(2010年)2月26日に平成20年度(2008年度)PRTTRデータの公表を行いました。

平成20年度(2008年度)PRTTRデータは全国で39,472事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が199千トン、移動量が201千トン、排出量と移動量の合計は400千トンとなっています。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については全国の合計で291千トンとなっています。届出排出量は物

質ごと又は業種別に程度の差はあるものの、全般的に減少傾向にあり、化管法の制定が自主管理の進展による指定化学物質の排出抑制に一定の効果を上げていると考えられます。

<化管法政省令改正>

- 平成20年(2008年)11月、化管法の対象物質及び業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、P R T R制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成22年(2010年)4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やP R T R制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

<P R T Rデータの公表方法の拡充>

- 化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、平成21年(2009年)2月以降、個別事業所ごとのP R T Rデータについてホームページ上で公開しています。また、平成22年(2010年)4月に化学物質の大気中濃度や排出量を示すP R T Rマップをインターネット上に公開し、地図上に表示された化学物質の発生源、大気中推定濃度、排出量の閲覧を可能としました。

<届出外排出量の推計方法の検討>

- 国が実施している届出外排出量の推計の充実を図るため、オゾン層破壊物質等に関する推計手法の精度の向上や、対象物質の見直しに伴う届出外事業者からの排出量の推計方法の検討、下水処理施設や廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量推計方法の検討を行っています。

<化管法の周知等>

- 化管法に基づくP R T R制度及びM S D S制度(注Ⅲ-3-5)、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度(2008年度)に全国10カ所、平成21年度(2009年度)に全国8カ所で開催しました。また、パンフレットやポスターの作成・配布を通じ、P R T R制度の周知・啓発を行っているほか、平成20年(2008年)5月から、P R T Rデータの信頼性や届出等に係る問題について、広く情報提供を受け付ける窓口として「P R T R目安箱」を設けています。また、悪質な未届け事業者への厳正な対処を行っています。

<P R T R制度に係るマニュアル等の整備>

- 事業者が、より適切に排出量を把握するために作成・公表している「P R T R排出量等算出マニュアル」を平成21年(2009年)3月に改訂し、対象物質の見直しに伴う対応や、算出方法の精度を向上させるため、事業者が算出方法を選択する際の考え方を盛り込みました。

＜環境基準の設定されていない物質も含めた環境濃度推移の的確な把握＞

- 環境基準等の設定されていないP R T R対象物質の一部については、大気や公共用水域におけるモニタリングを実施しています。なお、P R T Rデータは、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の選定や環境基準の検討等に利用されているほか、有害大気汚染物質モニタリング結果とともに、有害大気汚染物質対策の検討に用いられる等、環境汚染の未然防止に向けて多面的な活用がなされています。

＜P R T R制度の今後の運用＞

- P R T R制度については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用します。また、対象物質の見直しや医療業の追加等を内容とする化管法に基づく政令の一部改正に関する内容や「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」等の届出事項の追加、二次元コードの採用等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正に関する内容の周知・徹底や、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置を講じます。

＜＜リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況＞＞

＜リスクコミュニケーションに必要な情報の公表＞

- P R T R制度の対象となっている化学物質について、それぞれの用途、排出・移動量、環境中での動き、健康影響、生体影響等について情報を取りまとめた化学物質ファクトシートに、毎年50物質程度の情報を追加しました。引き続き、化学物質ファクトシートを作成し、分かりやすい情報の公表を行っていく予定です。

＜下水道に係る水系水質リスクへの対応＞

- 下水道分野においては、水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応するため、関係部局及び機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表等を行うことができるよう、平成20・21年度（2008・2009年度）に、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など、下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討を行いました。今後は、平成20・21年度（2008・2009年度）に検討した結果を、平成22年度（2010年度）中に手引書としてとりまとめる予定となっています。

＜J-CHECKの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）において得られた情報等を発信するためのデータベース（J-CHECK）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びOECD等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、OECDグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に

入れ、英語版を開発しているところです。

- 製品評価技術基盤機構において、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」やリスクコミュニケーションのためのシステム「化学物質と上手に付き合うには」等の情報提供を行いました。

<化学物質アドバイザーの派遣>

- リスクコミュニケーションを推進するため、身近な化学物質に対する疑問に対して答え、対話の促進を図る人材である化学物質アドバイザーを増員するとともに、平成20年度（2008年度）には44件、平成21年度（2009年度）には41件の派遣を行い、利用者から高い評価を受けています。

<リスクコミュニケーションの場の提供>

- 市民、産業、行政等の環境リスクに関する情報共有及び相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を平成20年度（2008年度）、平成21年度（2009年度）に2回ずつ開催しました。また、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度（2008年度）に全国10カ所、平成21年度（2009年度）に全国8カ所で開催しました。

《その他》

<化学物質に関する情報共有の推進>

- 平成21年（2009年）に改正された化審法において、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、化学物質に関する他法令を所管する関係省庁へ提供するための規定が新設されました。今後は、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、関係する法令を所管している大臣へその内容を通知することにより、化学物質に関係する他の法令においても情報が活用されるよう、当該法令を所管する省庁間の連携・強化を進めていきます。

<連携施策群による各省化学物質関連施策の連携強化等>

- 第3期科学技術基本計画の化学物質リスク・安全管理研究領域における戦略重点科学技術「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を中心とする重要な研究開発課題及び関連施策の連携強化、重複排除等の調整を行い、政策目標達成のための研究成果の最大化を図る仕組みとして、科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。また、関係各省の施策を補完する課題を設定し、科学技術振興調整費によって補完的課題「事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤」を採択し、調査・研究を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。各省化学物質関連施策および補完的課題の最新の研究成果は、年1回のシンポジウムを通じて公表しました。

<CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理>

- 防霉・防蟻を目的としてCCA（クロム・銅・ヒ素化合物系の木材保存剤）が用いられた

木材が解体後に廃棄物となったC C A処理木材は、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C Aが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてC C A処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこととされているところであり、現行の対応の状況や課題の把握を含め情報収集に努めていきます。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションを推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

③今後の政策に向けた提言

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。（再掲）
- 各府省において、化学物質の環境リスクを低減に資する取組が行われていることから、関係府省の相互の連携を強化し、情報共有を行う等、より効果的・効率的に進めるべきです。
- リスク評価の結果、リスク管理が必要とされた化学物質について、調査の進捗状況、施策の進捗状況を明らかにした上で、着実にリスク管理を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。（再掲）
- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）
- 化学物質による環境リスクを低減するため、政府と、地域住民やN G O・N P O、事業者等の様々な関係者が、互いに協力しながら取組を進めていく方策のあり方について検討すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、N G O・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。（再掲）

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項③： 国際的な観点に立った化学物質管理の取組

化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められます。各国は、平成18年(2006年)2月に国際化学物質管理会議において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされており、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、

- a) SAICMに沿った化学物質管理の取組
- b) 国際協調に基づく環境リスクの評価等
- c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

なお、下記第2回点検における指摘内容のうち、〈その他〉については、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の進捗状況の点検において取組状況等を点検することとします。

①第2回点検における指摘内容

〈SAICMに沿った化学物質管理の取組〉

- WSSD2020年目標(注Ⅲ-3-6)の達成のため、化学物質のリスク評価体系の構築等、化審法及び化管法の見直しについて検討し、必要な措置を進めるべきです。
- SAICMの推進に関し、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすべきです。
- Japanチャレンジプログラムについては、収集情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及びOECD/HPV(注Ⅲ-3-7)プログラムへの貢献を進めるべきです。
- 今後も、小児等化学物質のばく露に対して脆弱な集団に着目した疫学調査研究等各個別課題への取組を進めるべきです。また、化学物質の環境リスク低減に資するための調査研究並びにその成果の公表及び普及を進めるべきです。

〈国際協調に基づく環境リスクの評価等〉

- POPs条約については、第1回条約有効性評価に向けた報告書の作成及び各国との調整等や、非意図的に生成されるPOPs対象物質に関するBAT/BEP(注Ⅲ-3-8)ガイドラインも参考にした国際的に連携した排出削減に向けた取組について、国際協力を推進すべきです。
- 地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術をいかしたBAT/BEPガイドラインの策定等国際的な対策検討に貢献すべきです。
- 環境リスク評価に関しては、引き続き、OECD等の国際的な動向を踏まえ関係する取

組への協力及び貢献を進めるべきです。

- 日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開催し、三カ国間の情報交換及び個別分野における具体的な作業を進めるべきです。

<我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等>

- 我が国の製品含有化学物質に関する情報共有システムを、特に我が国との貿易量の多いASEAN地域においても展開し、我が国のシステムを共通基準とすることを検討すべきです。
- 農業分野等における化学物質管理についても、専門家の派遣、我が国の化学物質管理政策を踏まえた適切なアドバイスの検討等を行うべきです。

<その他>

- 有害廃棄物等の不適正な輸出入を防止しつつ、我が国の優れた技術をいかし、途上国における適正処理困難物の受入れ等、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図るべきです。

②主な取組状況等

《SAICMに沿った化学物質管理の取組》

<化審法の改正>

- WSSD2020年目標を踏まえ、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において、化審法の見直しに関する検討を実施しました。この結果を踏まえ、化審法の一部を改正する法律案が平成21年(2009年)2月に閣議決定され、第171回通常国会において同年5月に成立しました。この改正により、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成23年度(2011年度)からは、新たに「既存化学物質」についても製造・輸入実績数量等の届出を義務づけ、それを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を実施することとなりました。

<化管法政省令の改正>(再掲)

- 平成20年(2008年)11月、化管法の対象物質及び対象業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、PRT R制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成22年(2010年)4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やPRT R制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集

計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

＜アジア太平洋地域におけるS A I C M実施について主導的な役割の実践＞

- アジア太平洋地域におけるS A I C Mのフォーカルポイント（平成20年度（2008年度））及び国際化学物質管理会議（I C C M）の同地域の代表（平成20年度（2008年度）及び平成21年度（2009年度））として、同地域におけるS A I C M実施促進のため、S A I C Mの実施状況に関する情報の共有や意見交換を促進するとともに、タイ及びブータンにおいて現地調査や専門家の派遣等のプログラムを実施しました。また、国際化学物質管理会議やクイック・スタート・プログラム（Q S P）管理理事会、アジア太平洋地域会議に出席しました。今後とも、平成24年度（2012年）までアジア太平洋地域の代表を務める予定であり、同地域におけるS A I C M実施を主導するとともに、プログラムが継続しているブータンへの支援を実施する予定です。

＜J-C H E C Kの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（J a p a nチャレンジプログラム）において得られた情報を発信するためのデータベース（J-C H E C K）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びO E C D等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、O E C Dグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

＜子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）＞（再掲）

- 子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにするため、10万人の妊婦を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を13歳に達するまで追跡する、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施しています。本調査は、平成19年（2007年）10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が進められ、平成20年（2008年）からパイロット調査が開始されました。パイロット調査では、実際に参加者が登録され、血液等の生体試料の採取や分析が行われるなど、平成22年（2010年）度から実施される10万人規模の本調査開始に向けて、準備が進められています。

＜＜国際協調に基づく環境リスクの評価等＞＞

＜P O P s条約の有効性評価に関する議論への貢献＞

- P O P s条約について、平成20年度（2008年度）には「世界モニタリング計画」に貢献するため、U N E Pの下でのP O P s条約事務局が主催する会合に専門家を派遣し、条約の有効性評価に関する議論を主導しました。また、平成21年度（2009年度）には、P O P s条約の第4回締約国会議に参加し、第1回の条約の有効性評価に係る議論に参加・貢献しました。さらに、東アジア地域における国際的なP O P sモニタリングについて協力体制

を構築するために、毎年東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催し、同地域においてPOPsモニタリングを実施しています。今後は、第2回目の条約の有効性評価が平成27年(2015年)に実施される予定であり、準備会合に専門家を派遣するなどして関連する議論を主導する予定です。また、平成21年(2009年)に新たにPOPs条約の対象に追加された9物質群も含めて東アジア地域におけるPOPsモニタリングが円滑に実施できるよう、引き続きワークショップの開催等により支援していきます。

<POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEPP推進事業>

- POPs条約第5条により、ダイオキシン類等、物質燃焼等により非意図的に生成される条約対象物質(U-POPs)について、人為的な発生源からの継続的な放出削減、究極的には廃絶を目指して、「利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)指針」(BAT/BEPP指針)が定められ、この指針に基づくBAT/BEPP利用の促進が求められています。本事業では、国内におけるこのBAT/BEPPの利用状況の把握を行うとともに、最新の国際動向の情報収集を行っています。また、我が国に地理的関係から影響が大きい東アジア地域の途上国を対象として、ダイオキシン類の削減に関する我が国の成功体験等を発信し、途上国でのBAT/BEPP利用の促進を図っています。

<国際条約における議論への科学的知見の提供等による貢献>

- POPs条約においては新規のPOPs候補物質を検討する残留性有機汚染物質検討委員会が、また、ロッテルダム条約(PIC条約)においては条約対象物質の追加・削除等について検討する化学物質検討委員会が設置されています。これらの専門家委員会に対し、行政官が参加するとともに、我が国の専門家を派遣し、科学的知見の提供、審議物質のコーディネーターを務めるなど、科学的議論の進展に貢献しています。

<POPs対象物質に対する措置>

- POPs条約における規制対象物質については、化審法第2条第2項の規程に基づき政令の対象物質に指定し、原則製造・輸入を禁止しています。また、POPs対象物質の中で、農薬用途に関連する物質については、農取法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令の対象物質に指定し、その販売・使用を規制しています。なお、平成21年(2009年)には新たに9物質群がPOPs条約の対象物質とされたことを受け、平成22年(2010年)4月に施行した化審法の施行令及び農取法の省令の対象物質に対策が必要な物質を追加しました。

<水銀汚染対策への国際的な貢献>

- 水銀汚染対策については、UNEPにおける水銀管理に関する条約についてのアドホック公開作業グループ会合に出席し副議長を務める等国際的な水銀対策の強化に貢献しています。また、UNEP水銀パートナーシップの廃棄物管理分野のリードを務め、平成20年度(2008年度)、平成21年度(2009年度)には、その第1回及び第2回会合を東京において開催し、水銀廃棄物に関するBAT/BEPPガイダンス文書の策定を主導しました。

我が国は、水銀管理に関する条約の第2回政府間交渉委員会を国内において開催するこ

とや政府間交渉におけるアジア太平洋地域のコーディネーターを務めることを予定しており、今後とも引き続き、水俣病経験国として水銀管理に関する条約制定に向けた国際的な議論を主導していきます。また、廃棄物管理分野等のUNEP水銀パートナーシップにも貢献していく予定です。

＜環境リスク評価に関する国際的動向を踏まえた取組＞

- 環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能しているOECD化学品プログラムの意思決定機関である合同会合や、その下部組織、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、生態影響試験法や農産物中の残留農薬の評価に関するOECDにおける試験法ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）検討への貢献と、策定・改訂されたガイドラインの我が国における適用に向けて、必要な調査検討を行い、我が国における試験法の標準化の検討を進めています。

＜農薬登録制度の刷新に向けた取組＞

- 我が国の農薬登録制度を、OECD等海外の制度との整合性を図りながら、科学的な情報の収集・解析結果に基づきリスクの程度を考慮するように改善するため、「農薬登録制度に関する懇談会」を開催し、各分野の関係者から意見を聴取し、その方向性について議論しています。今後とも、海外の制度との整合性を図りながら、本懇談会を通じ、関係者からの意見を聴取しつつ農薬登録制度の改善を図ります。

＜日中韓の化学物質管理に関する連携強化の取組＞

- 日中韓三カ国による化学物質管理に関する情報交換及び連携・協力を進めるため、平成19年(2007年)から日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを開催してきており、平成21年(2009年)9月には第3回を中国・北京市で開催し、各国の取組の現状及び今後の方針についての情報を共有しました。また、本ダイアログでは、専門家会合として、日中韓のGHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム(注III-3-9))に関する分類結果の違いについて比較検討等を行うため、日中韓GHS専門家会合を開催しており、平成21年(2009年)に3カ国間におけるGHS分類の比較検討を行いました。今後とも、日中韓3カ国における化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開くとともに、3カ国の連携協力を強化し、適正な化学物質管理に関する協力を推進します。

＜我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等＞

- 国際協力機構(JICA)や海外技術者研修協会(AOTS)を通じて、途上国の化学物質管理能力のための研修を実施しています。また、化学物質・調剤、成形品が含有する化学物質情報を適切に把握・管理し、これをサプライチェーンの川上から川下に製品とセットで受け渡す情報伝達の仕組みをASEAN諸国に普及させるため、我が国の民間事業者間で産業横断的に行われている、「JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)」の活動等を活用し、平成20年度(2008年度)、21年度(2009年度)において、タイ、マ

レーシアにおいて実証事業を実施し、現地企業の啓発、取組への参加を促進しました。

さらに、アジア各国の政府と化学物質管理の施策を連携して推進するため、APECやAMEICC（日ASEAN経済産業協力委員会）の化学物質管理担当者による会合を毎年開催し、アジア各国への普及啓発を行いました。

今後も、啓発・普及活動の鍵となる専門家の育成や、知識の普及に伴った研修内容の見直し、ASEANとのマルチやバイの対話の場を活用した我が国の化学物質管理政策についての情報発信等を行うこととしています。

- JICAからの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援しています。平成19年度（2007年度）から平成22年度（2010年度）にかけて、ウルグアイへ農林水産消費安全技術センターの職員を派遣しています。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 国際的な観点に立った化学物質管理を推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 例えば、POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/NEP推進事業については、大気、水質、廃棄物処理等の各分野の専門家による検討会を設置し、国内におけるBAT/NEPの利用状況を追跡的に情報収集するとともに、東アジア地域各国の行政官等及び先進国、国際機関の専門家等を招いたワークショップを開催し、我が国の経験や先進国等の知見を発信するとともに、途上国におけるBAT/NEP指針の普及方策について情報交換を行っています。

③今後の政策に向けた提言

- ダイオキシン対策を始めとする我が国の化学物質に関する優れた政策・技術の知見を活かし、アジアを初めとする国々に技術的な協力を行い、WSSD2020年目標の達成に向けてリーダーシップを発揮していくべきです。
- 東アジアにおけるPOPs等による汚染について、各国と連携してデータの集積・解析を行い、情報発信していくべきです。
- 生物多様性への化学物質の影響や、温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）

4. 生物多様性の保全のための取組

重点調査事項①：生物多様性を社会に浸透させる取組

生物多様性の保全の重要性が地方公共団体、事業者、国民等にとって常識となり、行動に反映されるよう、それぞれの主体に対応した取組を推進し、生物多様性を社会に浸透させていく観点から、

- a) 生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発
- b) 地方公共団体による生物多様性地域戦略策定

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」においては、生物多様性が私たちの暮らしを支えている重要な存在である一方、その認知度は低い状況にあることを踏まえ、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」の推進、生物多様性企業活動ガイドラインの作成、環境に配慮した民間の認証制度等の積極的な活用等を通じ、市民や企業の参画を促進することとしていることに留意すべきです。また、生態系サービスの概念について、国民が正しく理解できるように普及・啓発を推進することが必要であることに留意すべきです。
- 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されており、「地域づくりの推進」にも密接に関わることであり、各地域が主体性及び独自性を持って、同戦略の策定を進めていくことが期待されることに留意すべきです。また、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化することが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

国民や企業を対象として、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組や、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するための取組を推進しました。また、平成22年（2010年）3月に生物多様性国家戦略2010を策定し、今後の取組の方向性を示しました。

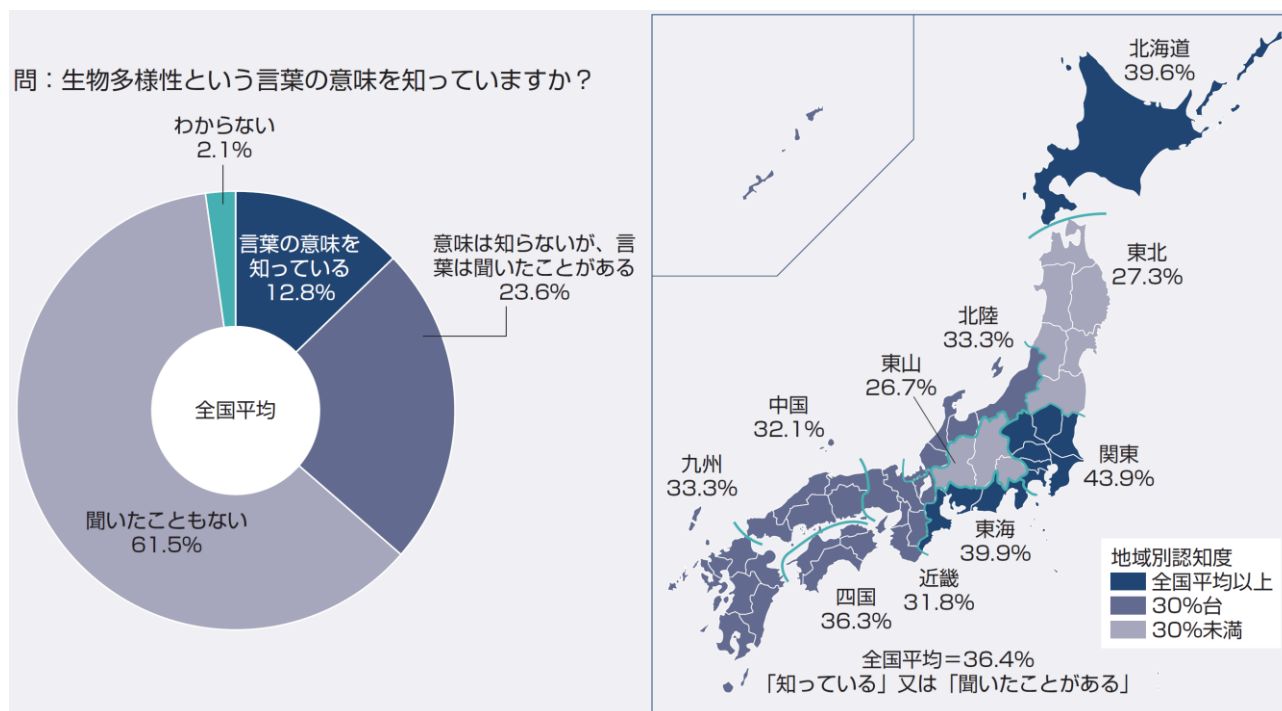
《生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発》

- 企業をはじめとする幅広い分野の事業者が、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、各種セミナーやイベント等で普及広報を行いました。
- 地域において生物多様性に取り組む企業、NGO、研究機関、行政機関等の情報交換や新たな連携の促進等を目的として、福岡市及び大阪市で、生物多様性に関する総合展示会「生物多様性EXPO2010」を開催しました。また、仙台市、東京都、名古屋市における環境総合展示会に参加し、生物多様性に配慮した事業活動や生物多様性の重要性等について普及啓発を行いました。
- 生物多様性に関して地域レベルでの理解を深め、多様な関係者による参加と連携を促進するため、仙台市、徳島市、福岡市において、市民、NGO、行政担当者等の参加による「生物多様性地域対話」を開催しました。
- 地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成20年度(2008年度)から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、平成21年度(2009年度)に新たに9カ所を採択し、平成20年度(2008年度)からの継続箇所と合わせて、全国26カ所の取組の支援を行いました。
- 平成22年(2010年)6月、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案の提出に向けて準備を進めることを閣議了解しました。
- 環境省と(財)イオン環境財団は、生物多様性の保全と持続可能な利用の優れた取組を顕彰する「生物多様性日本アワード」を創設し、優秀賞8件を選出しました。その中から、「地域企業との協働による谷津田の保全」の取組を、第1回グランプリとして決定しました。
- 平成20年度(2008年度)に決定した生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人一人が生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を様々な機会に普及広報しました。また、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を4名から26名に増員し、多様な主体が主催するイベントに出演し、生物多様性の大切さを伝え、具体的な行動を促す取組に協力いただきました。
- 平成22年(2010年)は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たり、多様な主体からなる国家的な組織を設置し、国際年を記念するための行事を開催することが、国連により奨励されていることから、平成22年(2010年)1月に「国際生物多様性年国内委員会」を設置し、キックオフイベントをはじめとした記念行事を開催しました。

○ 「国際生物多様性の日（毎年5月22日）」に、「グリーンウェイブ2009」として、学校の敷地等への植樹への参加を広く呼びかけ、全国で約80団体、3,000人が参加しました。また、国際生物多様性の日を記念する行事の開催を幅広く促すとともに、国連大学、国立環境研究所等と連携し、シンポジウム等の記念行事を開催しました。

○ 国民の「生物多様性」という言葉の認知度は、平成21年（2009年）6月の内閣府世論調査では約36%で、平成16年（2004年）の環境省調査から約6ポイント上昇しました。

（参考）「生物多様性」という言葉の認知度（平成21年（2009年）6月内閣府世論調査）



《地方公共団体による生物多様性地域戦略策定》

○ 都道府県及び市町村が、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成21年（2009年）9月に作成しました。また、平成22年度（2010年度）から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、都道府県及び市町村における生物多様性地域戦略づくりを支援しています。生物多様性地域戦略は、平成22年（2010年）5月現在、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、名古屋市、高山市、北九州市で策定されており、多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

③今後の政策に向けた提言

○ 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」における記述を

踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発＞

- ・ 生物多様性を身近なものとして感じてもらうための様々な取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5月22日）における普及啓発のためのイベントの実施等広報を強力に進める必要があります。また、広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努める必要があります。
- ・ 事業者が生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、「生物多様性民間参画ガイドライン」を幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対して活用の促進を働きかけていく必要があります。また、こうした我が国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討する必要があります。
- ・ 食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民一人一人が行動することが重要です。このため、生物多様性に配慮した商品判断の目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性に配慮した商品・サービスの選択や、生物多様性の保全に積極的に取り組む企業へ投資を行うことなど、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促していくとともに、こうした取組を通じて、生物多様性に配慮した事業者、消費者等の活動が相乗的に広がっていくよう努める必要があります。

＜地方公共団体による生物多様性地域戦略策定＞

- ・ 生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。このため、都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域における様々な主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによって、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促すとともに、流域圏等の様々なレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討する必要があります。

重点調査事項②：地域における人と自然の関係を再構築する取組

里地里山の保全や鳥獣との関係の再構築、生きものをはぐくむ農林水産業と多様な野生生物をはぐくむ空間づくりの推進等を通じて、人と自然の豊かな関係をつくっていく観点から、

- a) 中長期ビジョンの検討
- b) 里地里山の保全・再生に関する取組
- c) 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- d) 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、「基本的視点」として「統合的な考え方と長期的な観点」を位置付けるとともに、100年先を見通した国土の生物多様性のグランドデザインを提示し、人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係を再構築する「100年計画」として国土全体の自然の質を着実に向上させることとしていることに留意すべきです。「100年計画」については、100年後の人口等を踏まえ、国土のグランドデザインをより具体的に検討するとともに、中長期的なビジョンを検討することが必要であることに留意すべきです。その際、総人口の減少により国土の利用に余裕を見出せる中で、地域資源を最大限に活用し、地域固有の自然や文化に根ざした個性的で魅力的な地域づくりを目指す必要があることに留意すべきです。
- 第三次生物多様性国家戦略の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、生物多様性の保全に貢献する農林水産業を推進することとしていること、未来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定する等、里地里山の保全再生を図っていくことが必要であることに留意すべきです。なお、これらは、「地域づくりの推進」にも密接に関わるものであることに留意すべきです。
- 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応については、基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、トキの野生復帰の取組の推進、島嶼部等における外来種の国内移動や非意図的に導入される生物への対応についての検討を含む外来種対策の推進等により、多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを進めるとともに、野生鳥獣と共存する地域づくりを進めることが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

生物多様性国家戦略 2010 において、期間を定めた中長期目標、短期目標を新たに設定するとともに、里地里山の保全再生方策の検討、生物多様性の保全に資する農林水産業の推進、絶滅のおそれのある種の保全や外来種対策を推進しました。

《中長期ビジョンの検討》

- 生物多様性国家戦略 2010 において、以下の通り中長期目標(2050年)及び短期目標(2020年)が設定されました。

＜中長期目標(2050年)＞

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

＜短期目標(2020年)＞

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ① 我が国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけ我が国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

- ② 生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。
- ③ 生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでの様々な社会経済活動の中に組み込み(生物多様性の主流化)、多様な主体により新たな活動が実践される。

《里地里山の保全・再生に関する取組》

- 里地里山の保全・活用に向けた取組を更に全国へと展開していくために、参考事例となる里地里山の特徴的な取組の情報発信を行いました。また、平成19年度(2007年度)から継続して、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。

- 特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開する等の取組を推進しました。
- 棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する重要文化的景観保護推進事業を実施しました。
- 上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

《生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進》

- 「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年（2007 年）7 月）に基づき、①田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）、②森林の保全（適切な間伐等）、③里海・海洋の保全（藻場・干潟の造成、維持・管理等）等生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。
- これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めました。
- 地域の生きものを通して農林水産業における生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」について、取組事例を集め、その活用のための手引きとなる「生きものマークガイドブック」を平成 22 年（2010 年）3 月に作成し、生物多様性保全に貢献する農林水産業への理解の促進を図りました。
- また、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成 21 年（2009 年）10 月）を受け、平成 22 年（2010 年）10 月に開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けて、生物多様性の日である 5 月 22 日に愛知県において農林水産業と生物多様性に関するシンポジウムを開催しました。今後、全国各地でシンポジウムを開催します。
- 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）が成立し、平成 20 年（2008 年）2 月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

《絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応》

< 希少野生動植物種の保存 >

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加し、国内希少野生動植物は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類10種、植物23種の82種となりました。そのうち47種に対し保護増殖事業計画を策定し、個体の繁殖や生息地の整備等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している全国9カ所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき677種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成22年(2010年)3月末現在、8カ所で設置しています。
- トキについては、平成20年(2008年)に引き続き、平成21年(2009年)9月に第二回目の放鳥を実施しました。

(参考) 主な保護増殖事業の概要

<p>トキ (コウノトリ目 トキ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 野生絶滅 (EW) ■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖 ・新潟県佐渡市において試験的な放鳥の実施 ・放鳥個体の追跡 	<p>ツシマヤマネコ (ネコ目 ネコ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IA類 (CR) ■生息地 長崎県対馬 ■推定生息数 80~110頭前後 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故ハザードマップの作成等の交通事故対策 ・福岡市動物園等全国5箇所において、分散飼育を実施 ・飼育個体の再導入の検討 
<p>アホウドリ (ミズナギドリ目 アホウドリ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧II類 (VU) ■生息地 伊豆諸島鳥島 尖閣諸島 ■推定個体数 約2600羽 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥島での繁殖状況調査やヒナの行動追跡調査 ・小笠原諸島智島への新繁殖地形成事業として、鳥島で捕獲したヒナを智島までヘリコプターで移送し、巣立ちまで人工飼育  <p style="font-size: small;">写真提供：(財)山階鳥類研究所</p>	<p>レブンアツモリソウ (ラン目 ラン科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IB類 (EN) ■生育地 北海道礼文町 ■推定開花個体数 250未満 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況のモニタリング ・人工増殖技術の確立 ・巡視や保護柵の整備等による盗掘防止対策 

<外来種等への対応>

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、97種類の特定外来生物（平成22年（2010年）3月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するジャワマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の外来種の駆除のほか、アライグマ、アルゼンチンアリ等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。また、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

<中長期ビジョンを達成するための手法の検討>

- ・ ポスト2010年目標の国際的議論を通じて得られた知見やCOP10の成果などを踏まえ、COP10後に、生物多様性国家戦略2010の見直しに着手する必要があります。また、生物多様性国家戦略の取組状況を適正に評価し、今後の改定や施策の改善につなげていくため、国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる具体的な指標の設定に取り組む必要があります。

<里地里山の保全・再生に関する取組>

- ・ 里地里山の保全活動の取組の参考とするため、持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例を収集・分析し、幅広く情報発信を行うとともに、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全再生につながる新たな利活用手法の導入、都市住民や企業等多様な主体による参加促進方策等の視点についての検討を行い、地域の活動にとって必要な助言や技術的なノウハウを提供することにより、全国的な里地里山の保全再生を促す必要があります。
- ・ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やスキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討する必要があります。

<生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進>

- ・ 安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興と、それを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、農林水産関連施策において、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図る必要があります。

- ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きもののマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進する必要があります。
- ・ 森林認証制度をはじめ、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図る必要があります。
- ・ 自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は、一般的に「里海」として認識されるようになってきており、こうした里海を含む海洋全体の生物の多様性の保全とその持続可能な利用を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進する必要があります。

＜絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応＞

- ・ 絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、その状況を改善するために必要な措置を種ごとに明らかにするとともに、国内希少野生動植物種の指定による保護の効果を評価して、その効果が認められるものは、その措置を更に推進し、十分な効果があがっていない場合は、その要因を分析して効果的な保全対策を種ごとに明らかにする等、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、効果的な対策を講じる必要があります。

また、絶滅のおそれのある種が集中する島嶼地域等、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を特定し、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、地域の関係者と協力して地域全体の生物多様性を保全・再生するような制度や手法の検討を進める必要があります。

特に、トキやツシマヤマネコなどの保護増殖を進め、それらの野生復帰を進めるとともに、多様な野生生物をはぐくむ環境づくりを地域の人々と協力しながら行う必要があります。

重点調査事項③：森・里・川・海のつながりを確保する取組

生きものの生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち様々なスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進める観点から、

a) 生態系ネットワークの形成に関する取組

b) 自然再生の推進に関する取組

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、4つの基本戦略を提示しており、この1つとして「森・里・川・海のつながりを確保する」が位置付けられ、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしていることに留意すべきです。なお、平成20年(2008年)7月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)においても、健全な生態系の維持・形成を図る取組として、「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた保全・再生」が位置付けられており、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることとする同戦略と国土の利用、整備及び保全を推進することとする同計画の位置付けや役割を考慮しつつ、関係各省の役割を踏まえながら相互に連携し、推進する必要があることに留意すべきです。
- 自然再生推進法(平成14年法律第148号)が施行後5年を経過した場合の検討結果等を踏まえ、地域の自然再生の取組の推進、生態系の保全・再生の重要性の強調及び全国的視点の強化等の観点から、自然再生基本方針が見直されたところであり、その方針を踏まえた取組を行うことが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

国土の生態系ネットワークの形成や自然再生の更なる推進に向けて、生態系ネットワーク構想の策定、自然再生基本方針の見直し等を行いました。

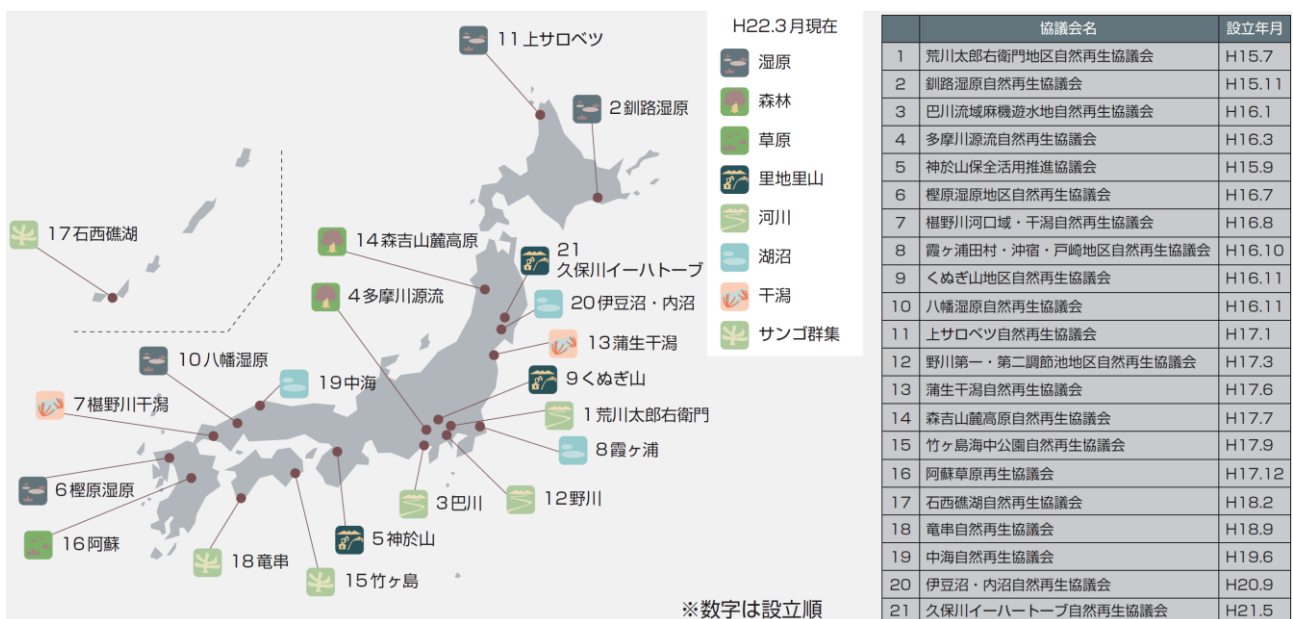
《生態系ネットワークの形成に関する取組》

- すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成 20 年度（2008 年度）に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、平成 21 年度（2009 年度）に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を策定しました。
- 国有林においては、保全すべき森林生態系の核となる保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定を進めており、平成 21 年（2009 年）4 月現在、24 カ所約 509 千ヘクタールが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施しています。

《自然再生の推進に関する取組》

- 自然再生推進法に基づく自然再生協議会は、新たに 1 カ所が設立され、平成 22 年（2010 年）3 月末現在、全国で 21 カ所となっています。すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち 13 カ所で自然再生事業実施計画が作成されています。
- 平成 21 年度（2009 年度）は、国立公園における直轄事業 7 地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業 12 地区の計 19 地区で自然再生事業を実施しました。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

（参考）自然再生協議会の設置箇所（平成 22 年（2010 年）3 月現在）



③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「森・里・川・海のつながりを確保する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生態系ネットワークの形成に関する取組＞

- ・ 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、N G O などへの構想・計画づくりに係る情報提供や普及広報を進めることにより、全国、広域圏、都道府県、市町村等の様々な空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める必要があります。特に広域圏レベルにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの図化を目指すとともに、水循環に着目した流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討する必要があります。
- ・ 生態系ネットワークが分断されている場所では、そのつながりを取り戻すことが必要であり、科学的な知見に基づいて重要な地域を保全すると同時にネットワークを確保するための自然再生を積極的に行う等の様々な取組を通じて生物の生息・生育空間の確保や生物がそれらを行き来できるようにする生態的回廊の確保を進める必要があります。

＜自然再生の推進に関する取組＞

- ・ 自然再生の取組については、平成20年（2008年）に改正を行った自然再生基本方針に基づき、自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習や調査研究の推進を図りつつ、生態系ネットワーク等の国土的視点も考慮した自然再生の取組を推進する必要があります。

重点調査事項④：地球規模の視野を持って行動する取組

生物多様性の保全のため、つながりの深いアジア太平洋地域を中心とした国際協力等地球規模の生物多様性への視野を持って行動する観点から、

- a) 生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献
- b) 我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 平成20年（2008年）5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、COP10の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮すべきです。

この一環として、自然との共生モデルであるSATOYAMAイニシアティブの提案・発信等の取組を進める際には、地域における人と自然との関係についての我が国の現状及び世界における事例を十分に踏まえるべきです。また、ABS（Access and Benefit Sharing、遺伝資源へのアクセスと利益配分）の問題が注目されていますが、環境行政の観点からも、我が国としての取り組み方を明確にするとともに、生物多様性に配慮しつつ、遺伝資源の提供国及び利用国の双方に利益をもたらすようなABSのための国際的な枠組みが構築されるよう、生物多様性条約第10回締約国会議の議長国として貢献すべきです。さらに、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する国際協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築等において、国際的な貢献を行うべきです。特に、アジア太平洋地域の生物多様性のインベントリ整備や国際連携による地球規模モニタリング体制の構築により、生態系総合監視システムを強化すべきです。

- 二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全等、地球規模の視野を持って行動することが期待されることに留意すべきです。
- 自然環境データの充実等に係る措置については、基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」において、我が国の生物多様性の総合評価、温暖化影響を含むモニタリング等を実施する必要があることに留意すべきです。

②主な取組状況等

我が国がCOP10及びカルタヘナ議定書第5回締約国会合（COP/MOP5）の開催国・議長国であることを踏まえ、生物多様性国家戦略2010において、我が国の国際的取組を示すと

ともに、ポスト 2010 年目標の提案や S A T O Y A M A イニシアティブの推進、生物多様性の総合評価の実施等の取組を推進しました。

《生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献》

＜C O P 10・M O P 5 の議長国としての貢献＞

- C O P 10 議長国としての国際的な役割を果たすため、有識者、N G O、経済界との意見交換や国民からの意見募集により「ポスト 2010 年目標に関する日本提案」を決定し、平成 22 年（2010 年）1 月に生物多様性条約事務局に提出しました。日本提案では、中長期目標として、2050 年までに「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」ことを目指し、短期目標として、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるために」具体的な行動を実施することを目指すこととしています。さらに、短期目標を達成するために、分野ごとにより具体化した 9 つの個別目標を提示し、そのための 34 の達成手法と 19 の数値指標も併せて提案しています。
- 平成 21 年（2009 年）10 月に C O P 10 のロゴマークとスローガン「いのちの共生を、未来へ」を決定しました。ロゴマークは、多様な動植物と人間の親子の折り紙を円形に配置することで、人類と多様な生きものとの共生と、豊かな生物多様性を将来に引き継いでいこうという思いを表現しています。また、平成 22 年（2010 年）3 月に、日本人女性アーティストの MISIA さんが国連から C O P 10 名誉大使に任命されたことから、国連本部、生物多様性条約事務局等と連携しながら、C O P 10 名誉大使の活動を支援しました。
- C O P 10 に向けた多様な主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進等を図るため、平成 21 年（2009 年）2 月に設置した「生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議に関する円卓会議」を、平成 21 年度（2009 年度）に 3 回開催しました。また、C O P 10 に向けて政府が一体となった取組を進めるため、平成 21 年（2009 年）12 月に関係省庁の副大臣及び政務官からなる「生物多様性条約第 10 回締約国会議（C O P 10）に関する関係副大臣等会議」を設置しました。さらに、平成 22 年（2010 年）1 月には、会場設営や運営業務を関係省庁が合同で行うため、「生物多様性条約 C O P 10 日本準備事務局」を外務省に設置しました。

＜S A T O Y A M A イニシアティブの推進＞

- 二次的な自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理を推進していくための取組を、日本の「里山」を冠した S A T O Y A M A イニシアティブとして C O P 10 で提案・発信し、国際パートナーシップの構築を目指しています。平成 21 年度（2009 年度）には、国際パートナーシップの構築に向けた準備会合を、東京、ペナン（マレーシア）、パリ（フランス）で開催しました。準備会合では、世界各地の実情や課題、持続可能で資源循環的な自然資源の伝統的利用の事例や専門的な知見を整理するとともに、S A T O Y A M A イニシアティブを進めるに当たっての考え方や、国際パートナーシップ構築に向けた検討を

行いました。

＜モニタリングのネットワーク化、世界的に重要な生態系のネットワーク構築＞

- アジア太平洋地域の生物多様性モニタリング体制の推進を目的として、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、当該地域の研究者間のネットワークの構築支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブに関する戦略と行動作業計画を作成し、関係各国・当該地域の政府関係者及び関係機関を集めた会合において合意を得ました。
- 生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の創設に向けた国際的な議論に積極的に参画しました。
- 東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定、保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。
- 米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。
- 日豪政府のイニシアティブにより、平成 18 年（2006 年）11 月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。
- 平成 21 年（2009 年）12 月に、ホイアン（ベトナム）で第 5 回 I C R I 東アジア地域会合を開催し、平成 22 年度（2010 年度）を目途に策定する東アジアを中心とした海域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略について関係各国で話し合いました。

(参考) 生物多様性観測等に係る主な国際ネットワーク等の概要

略称	正式名称	説明
AP-BON	Asia Pacific Biodiversity Observation Network(アジア太平洋地域生物多様性観測ネットワーク)	アジア太平洋地域における生物多様性観測活動のネットワーク。環境省とJ-BONとの協力により設立に向けて準備中。
ESABII	East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative(東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ)	世界分類学イニシアティブ(GTI)を、東アジア・東南アジア地域において推進するため、各国と共同で政策決定に役立つ生物多様性情報を整備するとともに、生物分類学に関するキャパシティビルディングを図るためのイニシアティブ。
GEO-BON	Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network(地球観測グループ生物多様性ネットワーク)	地球規模での生物多様性変動を評価するため、GEO(地球観測グループ)の下に設けられた生物多様性観測ネットワーク。
GBIF	The Global Biodiversity Information Facility(地球規模生物多様性情報機構)	国際機関の多国間協力に基づく生物多様性情報を共同利用できるデータベースネットワーク
J-BON	Japan Biodiversity Observation Network(GEO-BON日本委員会)	我が国の科学者によりGEO-BONの一環として設立された、日本の生物多様性観測のためのネットワーク。
J-IBIS	Japan Integrated Biodiversity Information System(生物多様性情報システム)	我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムで、環境省生物多様性センターがその管理・運営を行っている。
IPBES	The Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem services(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)	気候変動分野におけるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)と同様の機能を生物多様性分野で発揮するため、IMoSEBを引き継いで、国連環境計画の枠組により設立準備中の組織。

《我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施》

- 我が国の生物多様性の現状と傾向を社会的な側面も含めて総合的に評価・分析するため、平成20年度(2008年度)より生物多様性総合評価検討委員会を設置しており、平成22年(2010年)5月に報告書を公表しました。また、ホットスポットの選定に向けた検討を行いました。
- 自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。平成21年度(2009年度)は、全国の約50%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。
- モニタリングサイト1000では、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系タイプに設置した合計約1000カ所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施しています。平成21

年度（2009年度）は、特に地球温暖化の影響を受けやすい脆弱な生態系である高山帯について、南アルプス、白山の2サイトで試行調査を開始し、また、沿岸域においては、新たに4サイトでモニタリングを開始しました。

- 平成20年度（2008年度）から地球温暖化等の影響を受けていると思われる身近な生き物の発現日や分布の情報を全国から収集する、市民参加による調査（愛称「いきものみっけ」）を実施しています。平成21年度（2009年度）は、観察情報を収集するホームページに見つけた生き物の写真やコメントも投稿できる機能を追加したほか、対象となる生き物30種の観察ポイントをまとめた「いきものみっけ手帖」を配布し、自然観察会や学校の授業等を通じて多くの方に参加いただきました。

③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」における記述を踏まえた以下の指摘に対応する施策を推進すべきです。

＜生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献＞

- ・ ポスト2010年目標について、関係者と意見交換を行いながら検討を進め、率先して日本から目標を提案することで、COP10における国際的な議論をリードする必要があります。日本からの提案では、世界が広く人と自然の共生を実現することを目指し、目標の進捗状況を測るための指標と併せて、個々の目標の具体的な達成手法を示す必要があります。また、この目標が広く共感、共有されて、生物多様性の社会における主流化が図られることで、その達成に向けて多様な主体が自ら行動する社会の実現を目指す必要があります。

「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」に係る国際的枠組みに関する議論については、我が国として、国際的な遺伝資源の利用実態を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するために、遺伝資源の取得を容易にし、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に資するような枠組みとなるよう、議長国としてリーダーシップを発揮する必要があります。また、COP10に先行して開催されるCOP/MOP5における「責任と救済」については、締約国会議の開催国として、遺伝子組換え生物等に対する様々な立場を持つ各国が受け入れ可能な規定を目指して、主導的な役割を果たす必要があります。

- ・ 我が国の里山に見られるような資源の持続可能な利用・管理の事例は、世界各地でも見ることができ一方で、多くの場所では資源の収奪的な利用や人口増加により、持続可能な利用・管理が実現できず、そこで暮らす人々の暮らしが脅かされていることから、我が国が培った自然共生社会づくりの智慧をベースに、世界各地にも存在する自然共生の智慧や伝統を合わせて、自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念を取りまとめ、その実現のための指針等を提示し、それらに基づく取組を推進する必要があります。これらをSATOYAMAイニシアティブとして世界に向けて発信し、COP10を契機に多様な主体の支持・参加を得て情報共有などを行う国際的なパートナーシップを設立すること

で、問題の解決に貢献していく必要があります。

- ・ アジア太平洋地域を中心に、国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議や東アジアを中心とした地域の重要サンゴ礁ネットワークの構築などサンゴ礁の保全、藻場・干潟などの湿地や渡り鳥の保全などの分野でリーダーシップを発揮する必要があります。また、国立公園等の保護地域の管理や自然環境データ整備等の分野で二国間及び多国間のネットワークを構築し、国際的な連携を強化するとともに、そのための人材育成への協力や情報提供を行う必要があります。

＜我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施＞

- ・ 平成22年（2010年）時点における我が国の生物多様性の全体像を把握するため、科学的知見に基づき、社会経済的側面も踏まえたうえで総合的に評価を行うとともに、こうした総合評価を行う中で、生物多様性の危機の状況を具体的に地図化し、ホットスポットを選定することを通じて、優先的に保全・回復すべき地域での取組を進展させる必要があります。また、平成22年（2010年）のC O P 10開催を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進のため、生物多様性基本法のもとで、生物多様性に関係する法体系の充実、各制度間の有機的な連携の強化に取り組む必要があります。
- ・ モニタリングサイト1000の実施により、国土の自然環境の継続的な状況把握を引き続き進めるとともに、現在十分とはいえない中・大型哺乳類の生息状況、海洋・沿岸域における生物種や生態系のデータ、里地里山における竹林の拡大状況等の重点的な情報の収集に努める必要があります。また、これらにより、温暖化の影響も含めた国土の生態系の状況の変化を把握する生態系総合監視システムを構築するとともに、科学的な予測手法との組合せにより予防的な保全対策の実施に取り組む必要があります。
- ・ 生物多様性と生態系サービスの損失に関する経済分析を行う国際的取組である「生態系と生物多様性の経済学（T E E B）」の取りまとめ作業に連携・協力し、生物多様性の経済評価に関する政策研究等を推進するとともに、こうした研究成果や国際的議論の動向も踏まえて、どのような政策オプションがあり得るかの検討に着手する必要があります。

5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項①：環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組

一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のために人づくりを推進する観点から、

- a) 環境教育・環境学習等の環境保全のために行動する人づくりの実施のための取組状況と今後の方向性
- b) 多様な主体が参画する環境保全活動の実践促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の方向性

について、調査を実施しました。

①第2回点検における指摘内容

- 各主体が行う環境教育・環境学習のための取組の推進に当たっては、各府省間において事前に緊密な情報交換を行うべきです。
- 事業者が、事業所内等で被雇用者等に対して行う環境に関する研修等を推進するための支援を行うべきです。
- 環境教育をリード又はコーディネートする人材間でのネットワーク及びサポート体制を構築し、これらの人材が、環境教育に関するノウハウ及び情報を共有できるようにすべきです。
- 環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、地域の環境保全活動を次世代につなげていくための世代間のネットワークづくりも進めるべきです。
- 環境保全の組織やネットワークづくりに係る取組については、行政がコーディネーター役となり、環境活動が継続できる仕組みを導入すべきです。
- 施行後5年を迎えた環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)を点検し、必要な措置を講じるべきです。

②主な取組状況等

第2回点検における各指摘事項に対応する施策について、代表的なものを取り上げ整理しました。なお、各施策の中には、複数の指摘事項に対して横断的に該当するものもあります。

<各府省間における連携>

- 農山漁村の果たしている多様な役割や教育的効果に着目し、児童の農山漁村における宿泊体験活動の推進を通じた体験学習の場としての農山漁村の活用を推進するため、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携の下、「子ども農山漁村交流プロジェクト」を実施しています。平成21年度までに全国90地域を受入モデル地域として選定し、特に平成21年度は411校・約24,000人の小学生を受け入れたほか、民間団体を対象にプロジェクトの普及啓発、受入地域協議会への指導、助言のための活動を支援しました。今後は、小学校の安定的受入れの確保等、受入地域の整備を推進していきます。
- 「川に学ぶ」社会の実現に向けて、国土交通省、文部科学省及び環境省の連携の下、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して「子どもの水辺」を選定・登録し、「子どもの水辺」を活用した河川環境学習を推進しています（平成21年度末時点：285箇所の「子どもの水辺」を登録）。
- 「21世紀環境教育AAAプラン推進事業」における発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究において、環境省及び文部科学省の連携の下、発達段階（学校段階・学年）に応じた環境教育の「ねらい」（目標）及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行うとともに、その成果を報告書及びパンフレットにまとめ学校現場等に提供しました。

<環境に関する研修等を推進するための支援>

- 環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースの構築・インターネットによる提供を行い、平成21年度においては、ウェブサイトにも月平均11,989件の訪問者を得ました。今後も環境教育・環境学習に関する情報を広く発信していきます。
- 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家族のリーダーを「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じて環境家計簿を提供する等、家庭におけるエコライフを支援しています（平成21年3月末のウェブサイト登録数：134,017世帯）。その際、地方公共団体に団体登録をしてもらい、市民等に「エコファミリー」への登録の呼びかけや環境教育のツールとして活用してもらっています。今後は、企業における従業員教育の一環として環境家計簿の利用が増加している状況等を踏まえ、多様なニーズに応えられるよう、ウェブサイトの機能を強化していきます。

<環境教育をリード又はコーディネートする人材の育成並びに人材間でのネットワーク及びサポート体制の構築等>

- 都道府県との連携・協力の下、全国環境学習フェアを実施し、教員、保護者、産業界や大学関係者など様々な人々が環境について考える場を設け、環境教育・環境学習の在り方等についての研究協議等を行うとともに、これまでの各種活動の成果発表・展示会等を開催し、学校や社会における環境教育の一層の改善・充実に努めています（平成21年度 北海道富良野市で開催）。

- 地域に賦存するバイオマスを有効活用するために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりを強力に推進するため、バイオマスの賦存量把握手法、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有するとともに、関係者間の調整や事業化に向けた支援等、地域の取組をコーディネートできる「現場で働くことのできる」人材を養成しています（これまでに合計139名のコーディネーターを養成）。コーディネーターが、市町村からの協議・要請を受け、バイオマスタウン構想の策定及び事業化に向けた取組を進めており、バイオマスタウンの普及、地域バイオマスの利活用の推進に寄与しています。
- 九州で強みを持つ環境・省エネ・リサイクル分野を中心とした企業の情報発信・ビジネスパートナーとのマッチングを目的とした「エコ塾」を月1回開催しました（平成21年度は615名が参加）。今後は、企業のビジネスのマッチング率を高めるとともに、学生参加のスキームを恒常的なものとし、実践的スキルが学べる場として活用していきます。
- 環境産業の発展を支える即戦力となる人材を継続的に輩出するために、大学の研究者や環境分野の企業経営者を講師に招き、九州環境クラスター大学産業人材育成コースを開催しました（毎年40名前後が参加）。地域の課題解決の取組のほか、コミュニティービジネス、国際環境ビジネス、CO₂排出量取引、バイオマス等の課題別の取組も実施しています。今後は、公害防止技術、省エネルギー技術等の国際展開が大きな柱となりつつあり、国際環境ビジネスの人材育成や留学生を対象とした若手環境人材育成事業を強化していきます。
- 都市公園において、公園の丘陵地や海岸、河川等の自然環境、古民家や遺跡等の歴史資源をいかし、野生生物を中心とした環境プログラムである「プロジェクトワイルド」、自然体験型プログラムである「ネイチャーゲーム」等の環境学習プログラムを展開しました。各プログラムにおいて、指導者養成講習会等を行い、環境教育ボランティアの育成を推進しており、平成20年度は国営公園において277件の環境学習プログラムを延べ1,613回実施しました。また、「プロジェクトワイルド」において、平成20年度末現在、環境教育プログラムの指導者として、ファシリテーター（上級）490名、エデュケーター（一般）約16,000名が育成されました。今後も継続的に環境教育プログラムの提供を推進するとともに、環境教育に関する人材育成を図っていきます。
- 地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として、気象庁が「気候講演会」を開催しています。
また、気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」を開催しています。
- 「川に学ぶ」社会の実現に向け、川を安全に利用できるよう、河川管理者や地域住民等を対象とした川の指導者育成を推進するために、NPO等が実施している川の指導者養成講座等を支援しています。
また、地方公共団体やNPO法人と連携し、海辺の自然学校等、環境保全活動及び環境教育

プログラムの場を提供し、活動の支援を行っています。

- 学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図りました。開催にあたっては、地方の教育委員会と協力し、地域の環境教育有識者の知見や社会教育施設を活用して、学校教育で取り組まれる環境学習と地域の実情に応じた研修内容としています（平成 21 年度：全国 7 か所、285 名の参加）。
- 「アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業」として、大学における ESD を推進し、経済社会のグリーン化に主体的に取り組む人材（環境人材）の育成のため、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発を実施しています。
- エコツーリズムを推進しようとする地域において、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどを育成することを目的に、環境省と各地の自然学校等が連携して共通カリキュラムにより、集合や巡回及び通信による研修や、自然学校での実際の業務を通じて知識や技術を習得する実践的な研修を約 5 ヶ月間に渡って実施し（平成 20 年度受講者：85 名、平成 21 年度受講者：102 名）、これによりエコツアー等の質の向上が図られました。
- 自然公園のビジターセンター、自然観察の森、ふるさといきものふれあいの里など、自然解説を実施している公共の施設で、自然解説活動を担当する職員、ボランティア、国・地方公共団体等において自然ふれあいに関する業務を担当する者を対象として、実習等を中心とした研修を実施しました（平成 20 年度受講者：基本研修 36 名、専科研修 32 名）。

<環境教育におけるモデル整備等を通じた取組の拡大>

- 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、立地条件や各施設の特徴を生かした自然体験活動や環境保全活動の機会と場の提供や、指導者養成事業を行うとともに、その成果を公立の青年の家等に広く普及しています（環境教育に関する事業：平成 21 年度 12 事業）。
また、「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する自然体験活動や奉仕体験活動への支援を行っています（平成 21 年度：1,725 件）。
- 米国の提唱に係る「環境のための地球規模の学習及び観測（GLOBE: Global Learning and Observations to Benefit the Environment）計画」に参加し、都道府県教育委員会との連携・協力の下、児童生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法等の研究・普及を進め、学校における環境教育の一層の推進を図っています。
- 森林環境教育を推進するため、普及啓発活動を展開するとともに、企画・調整能力を有する質の高い人材の育成、森林環境教育のプログラムの作成等、森林環境教育の活動内容の充実に向けた取組を実施しました。平成 22 年度からは、里山林の整備と森林環境教育を含めた里山資源の活用等を組み合わせて、自立・継続できる地域の取組を実証・確立し、全国的に取組を

拡大する「森林総合利用推進事業」を実施します。

- エネルギーの必要性等に関する理解促進のため、エネルギー・環境などの横断的・総合的課題等について、地域や学校の実態等に応じて取り組むことができるよう学校関係者や児童生徒への支援を実施しました。エネルギー教育実践校として学校（小・中・高等学校）を支援するほか、地域拠点大学・地域先行拠点大学として大学を支援し、エネルギー関連施設見学会やエネルギー教育実践セミナー等の開催等の取組を支援しました。平成 21 年度には、大学の教育学部の教員、小・中・高等学校の教員、教育委員会、エネルギー産業、NPO 等の連携によるエネルギー教育推進会議（全国組織及び地域組織）を創設し、地域におけるエネルギー教育の推進・連携を強化しています。
- 持続可能な地域づくりに向けた ESD のモデル実践の成果を踏まえ、地域における ESD の取組を全国的に普及させるため、ESD 活動の登録制度及び ESD コーディネーター育成手法の検討を実施したほか、地域における ESD 活動を推進するためのシンポジウムを実施しました。

<地域の環境保全活動を次世代につなげていくためのネットワークづくり等>

- 「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）において、農村地域の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支える仕組みの構築に向け、都市と農村地域をつなぎ、農村地域における都市部の人材の活用等に取り組むコーディネート機関に対して支援を行っています（平成 20 年度：短期研修として 2,479 名派遣、平成 21 年度：長期研修として 291 名を派遣）。
- 「遊々の森」制度では、豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に多様な体験活動が展開できる場を積極的に提供することを通じて、学校等による森林環境教育を推進しています（平成 21 年度末時点：「遊々の森」を 162 箇所設定）。
- 子どもが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるとともに、登録クラブ及びそのサポーター（大人）に対してニュースレターの配布等により環境情報の提供等を行いました（平成 21 年度：3,663 クラブ、179,446 人の参加）。各都道府県及び市区町村に必要なに応じて「こどもエコクラブ事務局」を設置し、各地方公共団体の担当者がクラブに対する「コーディネーター」としてクラブの活動支援等を行っています。
- 地域社会の中核である学校において、校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進し、平成 21 年度までに 20 のモデル校で事業を行いました。

<行政がコーディネーター役となるなど環境活動が継続できる仕組みづくり>

- 「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、森林づくり等を行う NPO 活動と企業の

CSR活動などをコーディネートする森林づくり活動サポート組織の研修、活動支援を行うとともに、国民の自発的活動による森林づくりを支援しました。当該施策等を通じて、森林ボランティア団体数は、平成18年度の1,863団体から平成20年度には2,357団体へと増加し、企業等による森林づくりは、平成18年度の689箇所から平成20年度には947箇所へと増加しています。今後も、森林づくり活動への支援を行うとともに、森林づくり活動をサポートする組織の充実を図るため、平成22年度から森林づくり国民運動推進事業を実施しています。

- 地域におけるNPO、企業、行政、市民の主体的参加によるパートナーシップづくりに役立つ拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス（EPO）」において、環境活動等に関する情報の収集・提供、各主体間の交流を促す場づくりなど、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくり等を行っています。
- 国連大学との共同事業として設置した「地球環境パートナーシッププラザ」において、NGO、企業等の各主体の協働に関する情報の収集・提供、各社会主体間のパートナーシップ形成の支援等を実施し、ネットワークを構築しています。

③今後の政策に向けた提言

- あらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習の一層の充実と関連施策の効果的推進を図るために、生涯を通じた継続的な環境教育・学習の仕組みづくりや、優良事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。
- 環境保全活動の実践促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりを強化するために、NPO、企業、行政、市民等の各主体が、適切な役割分担の下、環境保全活動に参加・協働する多様な場づくりを推進すべきです。
- あらゆる主体が、環境問題が地球規模の課題となっていることを理解し、環境保全のために行動できるような人づくりに係る取組を推進すべきです。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）を点検し、必要な措置を講じるべきです。

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②： 環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組

地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、

- a) 地域資源をいかした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性
- b) 地域における国、地方公共団体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性について、調査を実施しました。

①第2回点検における指摘内容

- それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりは、各地域・地域住民が自立し、主体性及び独自性を持って進めていくことが必要不可欠です。
- 環境基本計画においては、国の取組について、地域づくりが、各地域それぞれの主体性の下、独自性を持って進められるように支援していくこととされています。各地域にインセンティブを与える等、各地域の活力を引き出す努力をすべきです。
- 各地域が各府省で実施されている様々な環境保全施策を基盤として、地域の実情に応じた将来計画を策定することが重要であり、総合的・統合的な地域環境行政を推進するためにも、そのような計画策定を支援することが国の行政に求められます。このため、各府省で行われている様々な取組に関する情報を、統合的に地方公共団体に提供していくとともに、国が、地方公共団体における環境保全の取組について、より具体的に把握し、さらに、地方公共団体間の連携による取組を促進すべきです。
- 「生物多様性の保全」にも密接に関わることとして、生物多様性基本法に基づく地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を、各地域が主体性及び独自性を持って進めていくことが期待されます。
- 「生物多様性の保全」にも密接に関わることとして、里地里山の保全活動については、多様な主体が里地里山を共有の資源として管理し、持続的に利用することが必要です。例えば、燃料や肥料等への里山林の利用の低下に伴う荒廃、不在地主の増加や農林業の担い手の不足による耕作放棄地の増加等の課題に対しては、地域住民だけでなく、様々な主体の参加を促進する等して、地域における人と自然の再構築を進めるべきです。その際、現在各地域で点的に行われている取組を、ウェブサイト等を活用してネットワーク化するとともに、他の地域のモデルとなる地域の取組事例を分析・整理し、分かりやすく情報提供するといった取組を通じて、面的な取組としていく必要があります。そして、こうした取組が、過疎化・高齢化が進む地域の活性化にも貢献することとなることが重要です。

②主な取組状況等

第2回点検における各指摘事項に対応する施策について、代表的なものを取り上げ整理しました。なお、各施策の中には、複数の指摘事項に対して横断的に該当するものもあります。

＜地域の資源や特長をいかした主体性・独自性ある地域づくり＞

- 農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るため、農村地域内外の地域住民、都市住民、NPOなどの多様な主体の参画を得た活動組織を設立し、地域ぐるみでこれらの資源の適切な保全管理と農村環境の保全を行う共同活動と、化学肥料や化学合成農薬の使用の大幅な低減といった環境負荷低減に向けた先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援しています（平成21年度：143万haの農地を対象に、19,514の活動組織が共同活動を実施）。
- 国民への水産物の安定供給、水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等が環境変化等により、その減少及び機能低下がみられていることから、これらの有する公益的機能の維持を図るため、環境・生態系保全対策として、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、講習会の開催等を通じて、同活動を全国的に推進しています（平成21年度：186の活動組織が保全活動を実施）。
- 「緑地環境整備総合支援事業」において、三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等を統合補助事業により、総合的に支援することで、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進しています（平成21年度：36地区、平成22年度：53地区で実施予定）。
- 河川管理者、地方公共団体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を共同で実施し、平成20年度においては、763の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加しました。
- 「エコツーリズム総合推進事業」において、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、関係府省等との連携の下、普及啓発、エコツーリズム推進法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、エコインストラクター人材育成等を総合的に実施しました（エコインストラクター人材育成受講者数、平成20年度：85名、平成21年度：102名）。今後は、同法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などを生かしたエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析・伝播事業等を総合的に実施します。

- 地域において社会的に価値のある事業に対し出資（直接金融）・融資（間接金融）等を行うコミュニティ・ファンド等が、環境面や社会面を適切に評価した上で出資・融資等を行う事業を決定できるよう、コミュニティ・ファンド等に対し、評価手法の検証等を通じた支援を行いました。

＜インセンティブ付与等の地域の活力を引き出す施策＞

- 新たなバイオマス資源の導入促進とともに、地域活性化の役割を果たすことを目指して、寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源（資源作物としてのヤナギ）について、研究者・生産者等の参画・協力の下、エタノールとしての活用など安定的生産・利活用システムの確立・普及方策に関する調査を行っています。
- 地域に根ざした活動を一層推進する上での励みとなるとともに、他市町村等の取組に役立つ模範を広く示すことを目的として、住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている市町村等を、環境大臣が表彰しました（平成 20 年度：3 地方公共団体及び 7 民間団体、平成 21 年度：8 地方公共団体）。今後は、過去の表彰団体についてフォローアップを行う予定です。
- 「環境と経済の好循環のまちモデル事業」において、地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創生を行うとともに、CO₂排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創りました。今後は、全国のモデル事業として各地域での取組を積極的に広報するなど、波及効果についてより一層の推進を図るべく改善を検討します。

＜地域への情報提供、地域の計画策定等の支援＞

- 地域に賦存するバイオマスを有効活用するため、地域の関係者及び関係府省の連携の下、市町村が中心となったバイオマスの総合的な利活用の取組として「バイオマスタウン」の構築を推進しています（平成 21 年度末：268 地区がバイオマスタウン構想を公表）。今後も、平成 22 年度中にバイオマス・ニッポン総合戦略の目標である 300 地区を達成するため、取組を進めていきます。
- 良好な海域環境を保全・再生・創出するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備や覆砂を推進しています。平成 21 年度は、羽田沖において浅場の造成、伊勢湾、大阪湾において藻場・干潟等の整備等を実施しました。また、地方公共団体との間で、藻場・干潟等の整備後のモニタリング情報等について共有しています。
- 水とみどりのネットワーク形成を通じたうるおいあるまちづくりを支援するため、雨水渠や雨水・下水処理水を活用したせせらぎなどの、都市における貴重なオープン空間となる水辺の再生・創出等を支援するとともに、平成 21 年 2 月に「都市の水辺整備ガイドブック」を公表し、地方公共団体による都市の水辺整備を促進しています。

- 「地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業」において、環境技術開発人材ネットワーク形成、地域環境問題の解決と地場産業をいかした環境技術開発等を行い、その成果等について全国に普及を図っています。平成 21 年度には、これまでのモデル地域での事業で得られた知見や課題等を整理し、地方試験研究機関が産学官連携を円滑に進めるためのマニュアルを取りまとめ、地方公共団体等に配布しました。平成 22 年度においては、シンポジウム等の場を通じてこの産学官連携のためのマニュアルを広く周知していきます。
- 「低炭素地域づくり面的対策推進事業」において、国土交通省と連携して選定した地域において、公共交通の利便性向上策や、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等の面的な対策について、実効性の高いCO₂削減目標を掲げた低炭素地域づくり計画の策定や、地方公共団体実行計画等に位置付けられた地域環境整備に係る事業への支援を行っています（平成 21 年度：計画策定委託業務を全国 39 箇所、補助事業を全国 7 箇所において実施。）。

<地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定>

地方公共団体、企業、NGO、市民等、地域の多様な主体が地域の特性に応じた生物多様性保全の取組を促進するための仕組みの検討や、地域が主体となった生物多様性の保全・再生活動や「生物多様性地域戦略」など総合的な計画づくりを支援しています。「生物多様性地域戦略」については、各地域の自然的条件や社会的条件に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するために、都道府県、市町村が地域戦略を策定する際に参考となるような基本的な情報を「生物多様性地域戦略策定の手引き（平成 21 年 9 月策定、平成 22 年 5 月一部修正）」として示したほか、同手引きの説明会を全国 7 か所程度で開催してまいります。なお、平成 22 年 5 月時点で、10 の地方公共団体が生物多様性地域戦略に相当する計画・戦略を策定しています。

<里地里山の保全における情報提供等を通じた面的取組>

- 「SATOYAMA イニシアティブ推進事業」において、里地里山の保全活用の取組について調査・分析を行い、特徴的な取組事例について情報を発信するとともに、保全活動の担い手育成の支援のため、活動団体や活動場所の紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・紹介、技術研修を実施しています。さらに、全国での里地里山の保全活動を展開するため「里地里山保全活用行動計画（仮称）」の策定に加えて、世界各地に存在する自然資源の利用形態や社会システムに関する事例収集及び現地調査を行います。以上のような国内外の事例等をもとに、持続可能な自然資源の利用・管理の考え方や指針などを整理し、同じような課題を抱える諸外国に向けて提示します。

③今後の政策に向けた提言

- 各地域・地域住民が自立し、主体性及び独自性を持って、それぞれの地域資源や特長をいかした地域づくりを、引き続き進めることが重要です。

- 環境負荷の少ない持続可能な地域づくりを効果的に推進するために、優事例等の情報共有・提供等において、引き続き、各府省間での連携、地方公共団体との連携及び地域間での連携が進むよう必要な措置を講じるべきです。

- 多様な主体が、それぞれの地域の自然資源の状況や特性をよりの確に把握しつつ、生物多様性や里地里山等の保全・活用を展開できるよう、引き続き、情報提供及び情報収集に係る支援等を推進すべきです。

【新規設定事項】

重点調査事項③：多様な主体の連携・協力によって、より良い環境、より良い地域をつくるための地域全体としての意識・能力を向上させる取組

地域に係る多様な主体が、より良い環境、より良い地域をつくるために互いに連携・協力しながら、地域全体としての意識や能力を向上させること、すなわち「地域環境力」を向上させることを目指すという観点から、

- a) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る国の取組の状況と今後の方向性
- b) 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的事例について、調査を実施しました。

①環境基本計画における施策の基本的方向

- 環境問題について自らの問題と考へて行動する国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全することに取り組むことが必要です。そして、そのような取組を通じ、地域の環境を持続可能なものにするとともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。そのように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力が統合的に高まっていくような関係をつくりあげること、すなわち「地域環境力」を持つことにより、地域の特色をいかした、独自性を持った豊かな地域を創っていくことを目指します。

このため、まずは、このような地域の形成に向けた具体的な取組が、各地域において着手されることを目指します。

②主な取組状況等

- 環境基本計画では、国は多様な主体と協力しつつ、環境保全の人づくり・地域づくりが、各地域の主体性の下、独自性を持って進められるよう支援していくこととしています。このような認識の下、平成20年度及び21年度において、環境省は、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に係る指標の充実化を図るために、検討委員会を設置し、「地域環境力」の概念を整理するとともに、「地域環境力」を具体的に把握・評価するための手法を検討しました。

《「地域環境力」の概念》

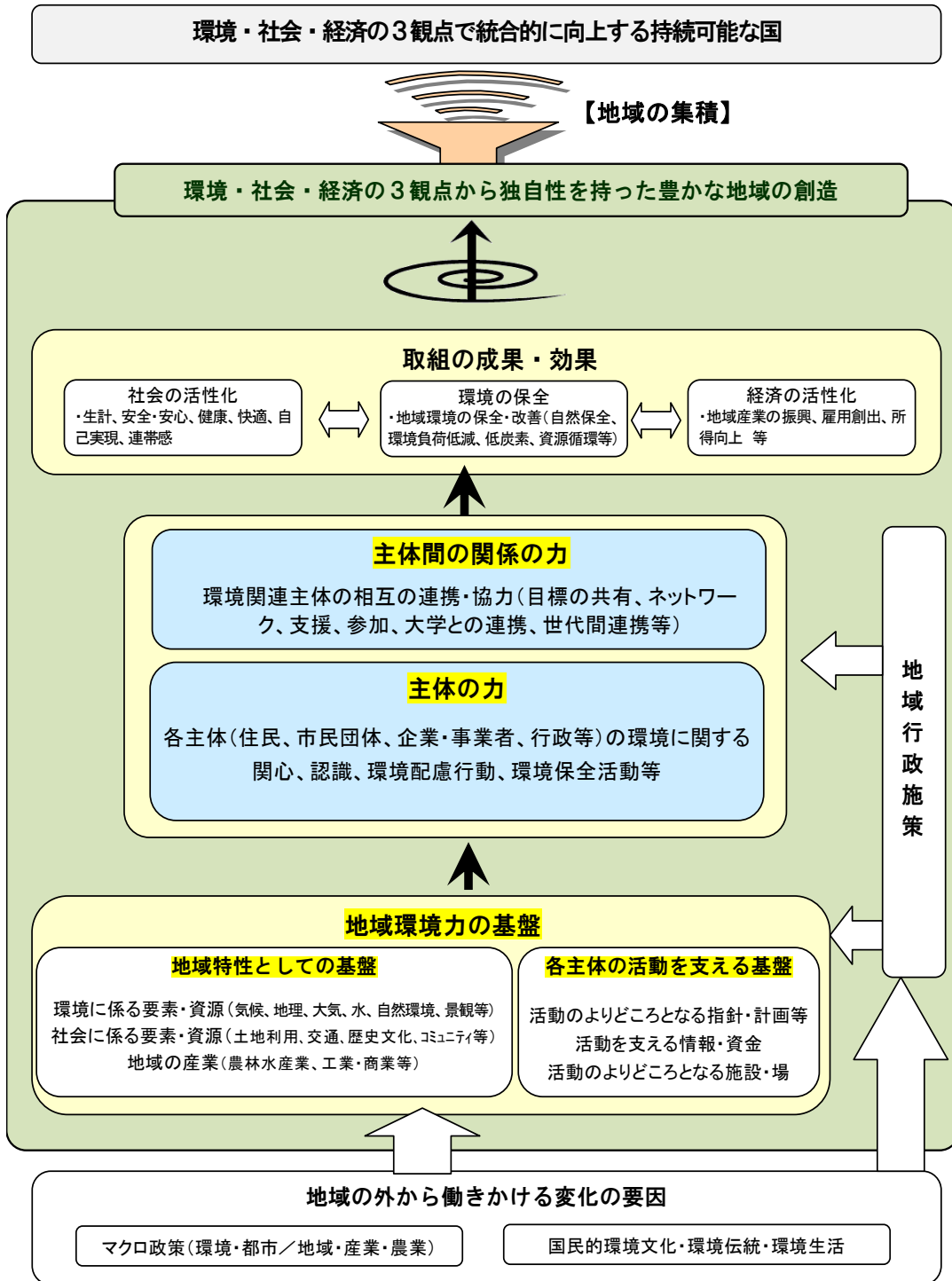
- 「地域環境力」の概念を以下のとおり整理し、各府省が実施している「環境保全の人づくり・地域づくり」に係る施策が、各地域において「地域環境力」が発現するまでに必要となる3つの要素（「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」、「主体の力」及び「主体間の関係の力」）に対する直接的又は間接的な支援や促進策になっているかを調査・集計し、取組状況を把握することとしました。

図表 「地域環境力」の概念

○「地域環境力」とは、当該地域の独自性を持った豊かな地域（環境・経済・社会の3観点で統合的に向上する持続可能な地域）づくりのための環境保全に資する活動・行動を、

- ① 住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、
- ② その地域の特性を的確に把握・活用しながら、
- ③ 互いに連携・協力して、

進めやすい状況・潜在力が、当該地域にどの程度整っているかを表す概念とします。



≪「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る国の取組の状況と今後の方向性≫

- 「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」については、以下の5つの要素に分類しました。
 - ・ ①地域の特性の的確な把握・活用を促す施策等である
 - ・ ②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である
 - ・ ③各主体間の情報共有を支援する施策等である
 - ・ ④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である
 - ・ ⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である

- 「主体の力」については、以下のとおり整理しました。
 - ・ ⑥行政、住民、市民団体、企業・事業者などの主体それぞれの環境に関する関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動実行のための能力等の向上に資する施策等である

- 「主体間の関係の力」については、以下の2つの要素に分類しました。
 - ・ ⑦行政、住民、市民団体、企業・事業者などの複数の主体の参加を促す施策等である
 - ・ ⑧多様な主体の連携・協力を支援する施策等である

- 「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」について、それぞれ①～⑧の各要素に対する各府省の施策の該当状況をまとめると、以下の表のとおりです。

「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」の該当状況（各府省別）

府省名	地域環境力の基盤					主体の力	主体間の関係の力	
	①地域の特性の把握・活用を促進	②指針・計画等の策定支援	③情報共有を支援	④資金の提供	⑤施設・場の提供	⑥関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動の実行能力向上	⑦複数の主体の参加を促進	⑧連携・協力を支援
文科省	3/5	0/5	1/5	2/5	2/5	5/5	3/5	4/5
農水省	5/6	1/6	3/6	2/6	1/6	6/6	4/6	4/6
経産省	3/3	0/3	3/3	0/3	3/3	3/3	3/3	3/3
国交省	5/6	1/6	4/6	0/6	3/6	5/6	5/6	4/6
環境省	8/11	2/11	9/11	1/11	4/11	11/11	7/11	6/11
計	24/31	4/31	20/31	5/31	13/31	30/31	22/31	21/31

「地域づくりのための施策」の該当状況（各府省別）

（該当件数／全件数）

府省名	地域環境力の基盤					主体の力	主体間の関係の力	
	①地域の特性の把握・活用を促進	②指針・計画等の策定支援	③情報共有を支援	④資金の提供	⑤施設・場の提供	⑥関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動の実行能力向上	⑦複数の主体の参加を促進	⑧連携・協力を支援
総務省	1/1	1/1	1/1	0/1	0/1	1/1	1/1	1/1
農水省	2/3	2/3	1/3	2/3	0/3	2/3	3/3	1/3
経産省(※)	1/1	1/1	1/1	0/1	1/1	1/1	1/1	1/1
国交省	3/5	1/5	1/5	2/5	4/5	3/5	3/5	4/5
環境省(※)	10/10	6/10	7/10	5/10	3/10	10/10	9/10	9/10
計	16/19	10/19	10/19	9/19	7/19	16/19	16/19	15/19

(※)「エコタウン事業」については、両省にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

○ 「地域環境力の基盤（地域特性としての基盤・各主体の活動を支える基盤）」について、①～⑤の要素ごとに該当状況を見てみると、以下の特徴が見受けられます。

- ・ 「①地域の特性の的確な把握・活用を促す施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、約8割の施策が、当該要素を含むものとされており、各府省が、本項目を地域環境力の基盤を形成する上で重要な要素として認識していることが窺えます。風土、自然環境資源、文化的遺産等の地域の特性をいかした独自性を持った豊かな地域の形成を目指し、その取組への支援が進められていることが窺えます。
- ・ 「②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である」及び「④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である」については、「地域づくりのための施策」において約半数の施策が当該要素を含むものとされており、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」と比較して、それらの支援へのニーズが高いことが推測されます。
- ・ 「③各主体間の情報共有を支援する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」において、約6割の施策が当該要素を含むものとされており、「②地域独自の環境保全に関する指針・計画等の策定を支援する施策等である」、「④住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に資金を提供する施策等である」及び「⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主

体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である」と比較して高い結果が出ています。このことから、情報共有が、人づくり、組織・ネットワークづくりにおいて重視されていることが窺えます。

- ・ 「⑤住民、市民団体、企業・事業者などの各主体に国が直接的に又は地方公共団体を通じて間接的に活動の施設・場を提供する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、約4割の施策が当該要素を含むものとされています。

○ 「主体の力」における「⑥行政、住民、市民団体、企業・事業者などの主体それぞれの環境に関する関心・認識、環境配慮行動・環境保全活動実行のための能力等の向上に資する施策等である」については、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」の双方において、大多数の施策が当該要素を含むものとされています。このことから、環境保全活動に参画する多様な主体の能力強化に力点の置かれた施策が進められている状況が窺えます。

○ 「主体間の関係の力」における「⑦行政、住民、市民団体、企業・事業者などの複数の主体の参加を促す施策等である」及び「⑧多様な主体の連携・協力を支援する施策等である」の2つの要素について、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」及び「地域づくりのための施策」ごとに見てみると、前者の施策の約7割、後者の施策の約8割が双方の要素を含むものとされています。

他方で、「人づくりと組織・ネットワークづくりのための施策」においては、前掲の「主体の力」に係る支援の状況と比較すると、「主体間の関係の力」に係る支援の状況に若干の隔たりが見られる結果となっています。

個々の主体の能力強化と多様な主体の参画・連携の間の相乗作用が期待されるどころ、「主体間の関係の力」に係る支援の拡充が求められる点が窺えます。

また、「地域環境力」の発現には、「主体の力」及び「主体間の関係の力」を支える土台となる前掲の「地域環境力の基盤」の強化も必要であり、3者の統合的向上が求められます。

≪「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的事例≫

＜地域における具体的事例の把握及び普及啓発＞

○ 「地域環境力」の向上に資する人づくり・地域づくりに係る取組の地域における具体的事例を把握するとともに、先進的事例を普及啓発するために、事例集の策定、データベース化等を行っています（注Ⅲ－5－1）。

- ・ 環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースの構築・インターネットによる提供を行っています。
- ・ 専門知識や経験を活用して環境保全活動に関する助言などを行う人材を「環境カウンセラー」として登録し、その情報をデータベース化して、インターネットにより紹介しています。

- ・事業型の環境NPO・社会的企業の取組の参考となるよう、市場の掘り起こしやコミュニケーション戦略等に関する先進的な取組事例等を紹介したポイント集を作成し、インターネットによる提供を行っています。
 - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」を策定する際などに参考となる内外の施策の事例集を作成し、インターネットによる提供を行っています。
- 中央環境審議会総合政策部会では、第三次環境基本計画の進捗状況に係る点検の一環として、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に関連するテーマを設定した環境シンポジウムを開催し、国民、地方公共団体、事業者等による地域における環境保全の取組状況報告及びパネルディスカッションを通じて、地域の具体的事例を把握するとともに、今後の計画推進の参考としています。

<地域における主な具体的事例>

住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている団体を、環境大臣が表彰する「循環・共生・参加まちづくり表彰」制度の受賞団体のうち、主な事例は以下のとおりです（注Ⅲ－5－2）。

- 「地域環境力の基盤」における地域特性・各主体の活動を支える基盤（歴史文化、景観、活動のよりどころとなる施設等）をいかしつつ、「主体の力」における各主体の認識・能力向上を図った事例として、島根県斐川町では、季節風から家屋を守るために発達した築地松に囲まれた散居が広がる独特の農村景観の保全活動を展開しており、「築地松景観保全住民協定」を地域住民と締結し、築地松の維持管理を推進するほか、築地松の剪定を行う「陰手刈」職人の育成による技術の継承、環境教育の拠点となる「斐川町環境学習センター」の整備、中学生を対象とした環境先進国への研修派遣等、環境教育・学習の機会の充実を図っています。
- 「地域環境力の基盤」における地域特性としての基盤（地域産業、自然資源等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、北海道下川町ふるさと開発振興公社では、森林総合クラスターの創造に向け、森林が持つCO₂吸収量に着目し、企業の社会的責任（CSR）を活用した「森林と企業とのパートナーシップ」として、地方公共団体レベルでのCO₂排出権取引に関する提案を全国に先駆けて行い、下川町と企業の両者にメリットをもたらし、地域産業の振興に貢献しています。
- 「地域環境力の基盤」における地域特性・各主体の活動を支える基盤（地域産業、活動のよりどころとなる計画等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、宮城県登米市では、平成19年に「環境と産業が共生した持続可能な社会の形成」などを基本理念とした環境基本条例と、56の個別目標を掲げた環境基本計画を制定しました。同計画の目標を達成するため、住民、事業者、各種団体等のネットワーク化を図る「登米市環境市民会議」を設立し、行政を含めた各主体が連携して環境保全活動を行っているほか、

行政と農業団体の連携の下、化学肥料・農薬の使用量を減らした環境負荷の小さい環境保全米の生産を推進することにより、環境と産業の共生を図りつつ、住民や消費者の安全・安心な生活を確保しています。

- 「地域環境力の基盤」における地域特性としての基盤（自然資源等）をいかしつつ、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、福井県の菜の花公夢典東安居推進委員会では、住民、行政等と連携して、菜の花育成事業のほか、河川敷・堤防の草刈、ごみ清掃等の環境美化、地区の里山ハイキングコースの保守整備等の地域の環境保全活動に取り組んでいます。また、「ふくいのおいしい水」として県の認定を受けた弘祥寺跡地の甘露水周辺の清掃管理、遊歩道の整備等を行い、憩いの場を提供するとともに、菜の花ロードを活用した「菜の花フェスタ」や「菜の花サミット」を開催し、地域活性化に貢献しています。
- 「主体の力」における各主体の認識・能力向上、「主体間の関係の力」における多様な主体の連携を図った事例として、東京都江戸川区のNPO法人えどがわエコセンターでは、環境活動に関する地域の拠点として行政、学校、事業所、商店街、自治会、NPOなどの多様な主体と連携し、「もったいない運動えどがわ」と題した地球温暖化防止活動や、「えどがわ油田開発プロジェクト」と題した廃食油の回収・BDF製造事業など、省エネ、省資源及びごみ減量活動に取り組むほか、これらの活動を担う人材を育成するための様々な環境学習プログラムを提供するなど、地域の自然環境を保全・活用するネットワークの中心となっています。

③今後の政策に向けた提言

- 環境問題について自らの問題と考えて行動する国民と多様な主体が様々な形で連携し、地域の風土や文化的遺産を踏まえながら、地域の環境について知り、生活する場として活用しつつ保全する取組を通じ、地域の環境を持続可能なものにするとともに、それを保全する住民の力を高めることが重要です。
- 「地域環境力」の発現・向上には、「地域環境力の基盤」、「主体の力」及び「主体間の関係の力」の3者の統合的向上に資する支援を進めるとともに、「人づくりと組織・ネットワークづくり」及び「地域づくり」の双方の視点を持ち合わせた施策を推進することも重要です。
- 持続可能な社会の構築には、地域の特色をいかした、独自性を持った豊かな地域づくりを進めることが必要であり、地域が環境保全に資する活動に主体的に取り組むことが求められます。それぞれの地域が、「地域環境力」の重要性を認識し、住民、市民団体、企業・事業者、行政など多様な主体が、その地域の特性を的確に把握・活用しながら、互いに連携・協力した取組を強化することが期待されます。

IV その他

1. 各府省における環境配慮の方針に係る取組状況

環境配慮の方針については、平成17年度（2005年度）以降はすべての府省等において策定されています。

環境配慮の方針が対象としている範囲については、「通常の経済活動の主体としての活動分野」はすべての府省等が対象としており、13府省等では「環境に関わる政策分野」も環境配慮の方針の対象としています。今後、すべての府省等が当該分野も対象としていくことが望まれます。

環境配慮の方針の進捗状況についての点検の仕組み、点検結果の公表及び点検結果を施策等に反映させる仕組みについては、方針上これらが明文化されている府省等は前回調査と同数となっています。

さらに、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層強化していくことが望まれます。

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	調査を行った全16府省等で策定 ※策定府省等の推移 平成14年度:5省等 平成16年度:15府省等 平成15年度:11府省等 平成17年度以降:16府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	・調査を行った全16府省等が、「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・13(13)府省等が、「環境に関わる政策分野」も対象としている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み	・調査を行った全16府省等が、点検の仕組みを明文化している。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表	・12(12)府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・4(4)省等が明文の規定はないが、事実上公表している。
点検結果を施策等に反映させる仕組み	・14(14)府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・2(2)省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成22年度点検の実施 ※主に平成21年度における進捗状況を点検するために実施されるもの	・調査を行った全16府省等が、年度内の自主的な点検を実施予定。(一部の府省等では既に実施済み。)

(注)表中の括弧内の数字は、前回の調査における該当府省等の数

2. 国民及び地方公共団体に対するアンケート調査結果の概要

環境省は、毎年、全国の20歳以上の成人約2,000人を対象にした「環境にやさしいライフスタイル実態調査」及び全ての地方公共団体を対象とした調査「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」の2種類のアンケート調査を行っています。標本誤差等も踏まえつつ、これらの調査結果を分析したところ、以下に示すような傾向が明らかになっています。

環境問題の解決には、国民及び地方公共団体の果たすべき役割は大きく、今後はこれらの傾向を踏まえた環境施策を講じる必要があります。

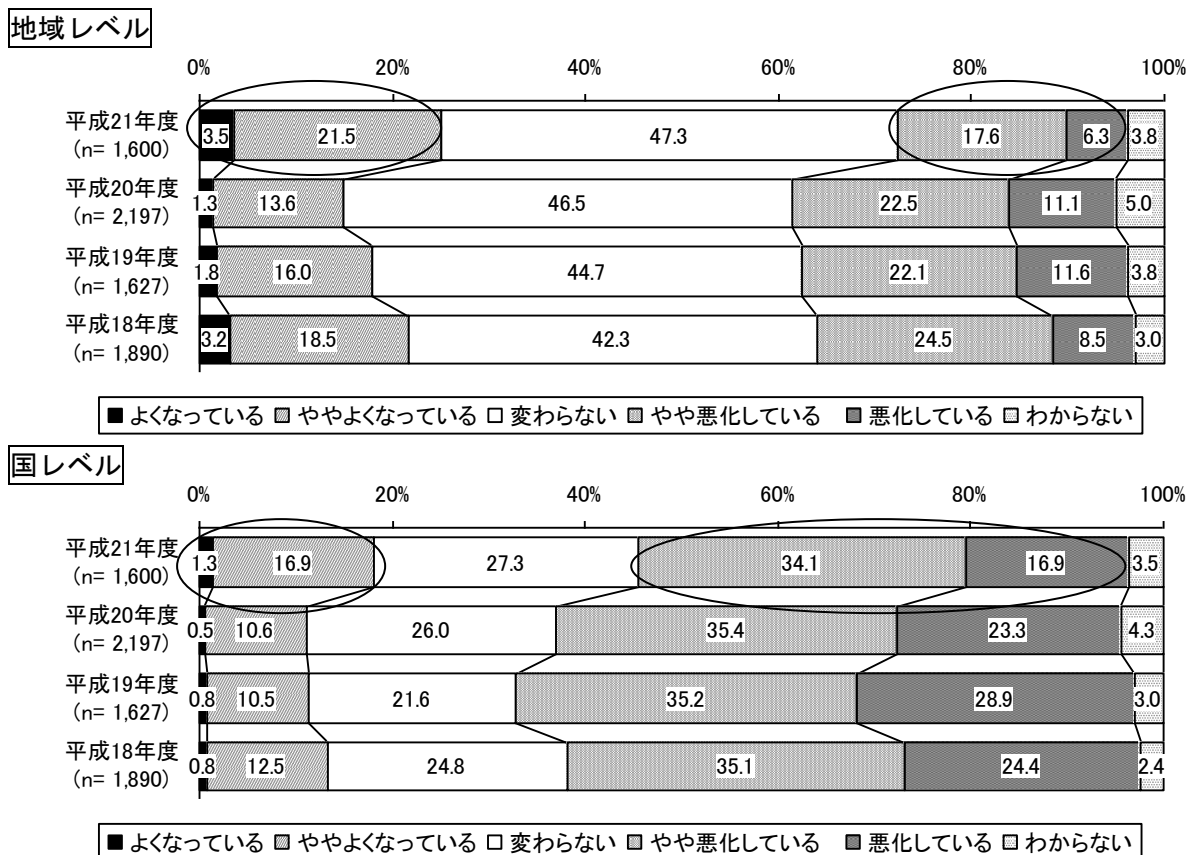
<環境にやさしいライフスタイル実態調査結果の概要>

○ 近年の環境の状況について、地球レベルでの悪化を実感している人の割合（「悪化している」と「やや悪化している」の合計）が高く、国レベル、地域レベルと身近になるにつれて、割合は低下していく傾向に変化はありません。

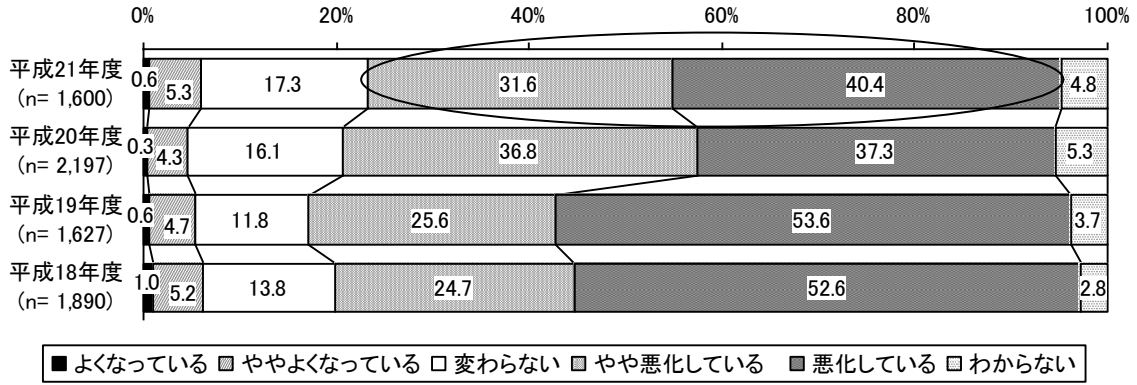
一方、平成21年度調査においては、国レベル及び地域レベルで、改善を実感している人の割合（「よくなっている」と「ややよくなっている」の合計）が上昇しました（図1）。

（図1）近年の環境の状況についての実感

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



地球レベル

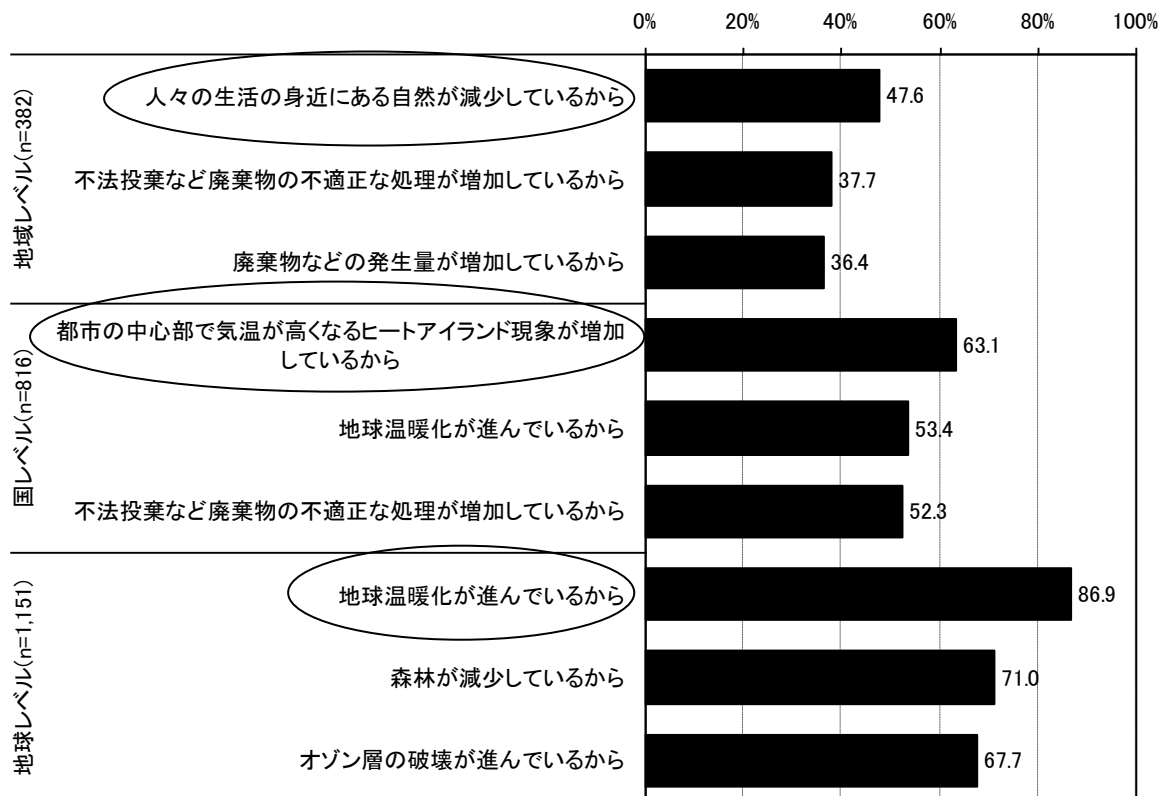


○ 環境の状況が「悪化している」又は「やや悪化している」という回答をした人の回答理由について、地球レベルにおいては、「地球温暖化が進んでいるから」が最も多くなっています。

他方、国レベルにおいては、「都市の中心部で気温が高くなるヒートアイランド現象が増加しているから」、地域レベルにおいては、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」が最も多くなっており、対象とするレベルに応じて、環境悪化を実感する理由は身近なものとなっています（図2）。

（図2）環境悪化を実感する理由（上位3位）

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



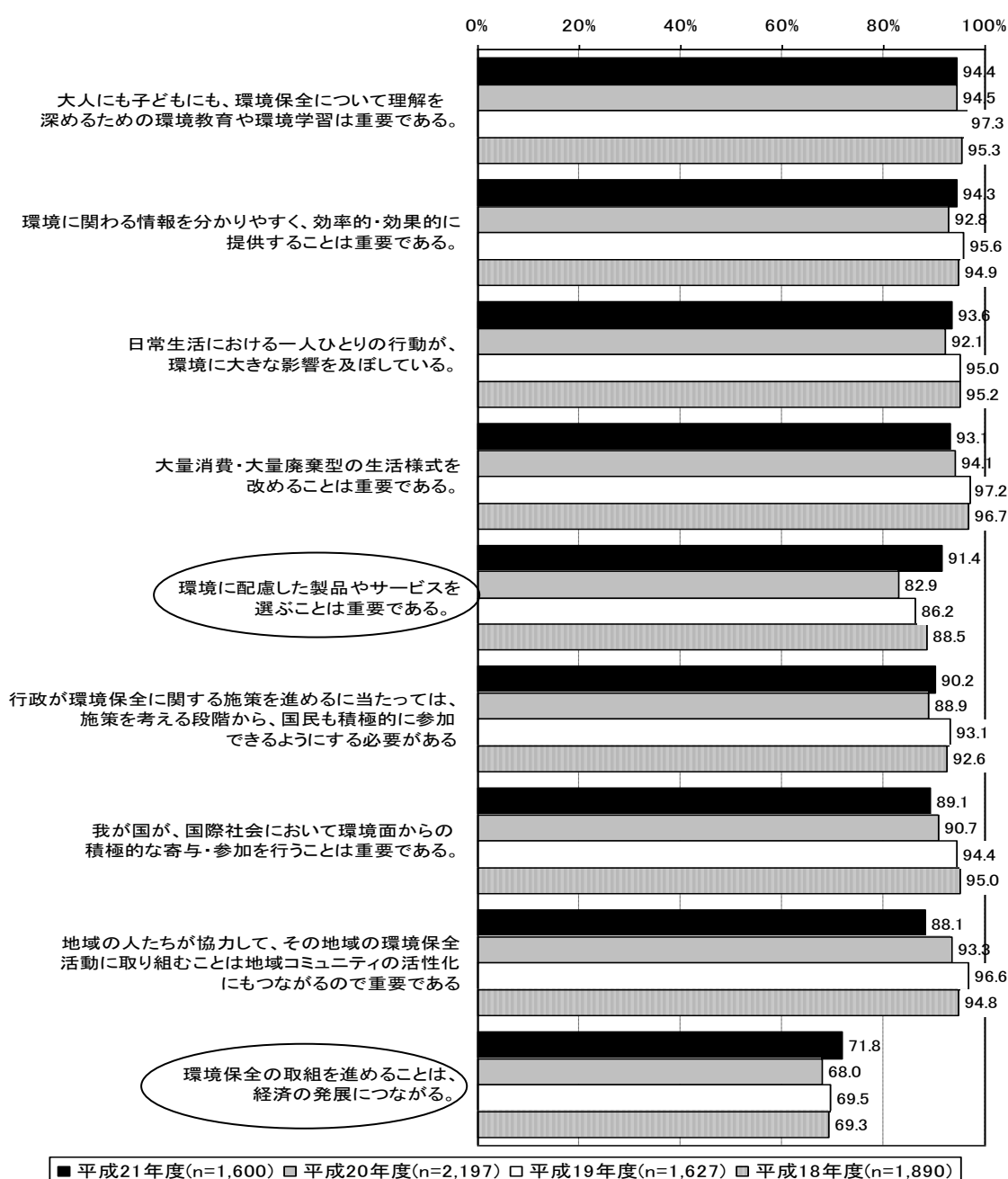
○ 環境問題への取組に対する考えや意見については、ほとんどの項目で「そう思う」（「大変そう思う」、「ややそう思う」の合計）との回答が、引き続き 90%を超えており、環境問題に対する取組に対して肯定的であることが窺えます。

特に、「環境に配慮した製品やサービスを選ぶことは重要である」が約 91%となり、昨年度より 8%ポイント以上上昇しましたが、これは平成 21 年 7 月からスタートした家電エコポイント制度等の施策により、関心が高まったことが一因と推測されます。

他方、「環境保全の取組を進めることは経済の発展につながる」が、引き続き約 70%にとどまっており、「環境と経済の好循環」へ向けた取組を一層推進していく必要があります（図 3）。

（図 3）環境問題への取組に対する考え方（「大変そう思う」、「ややそう思う」の合計）

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成 21 年度調査、環境省)

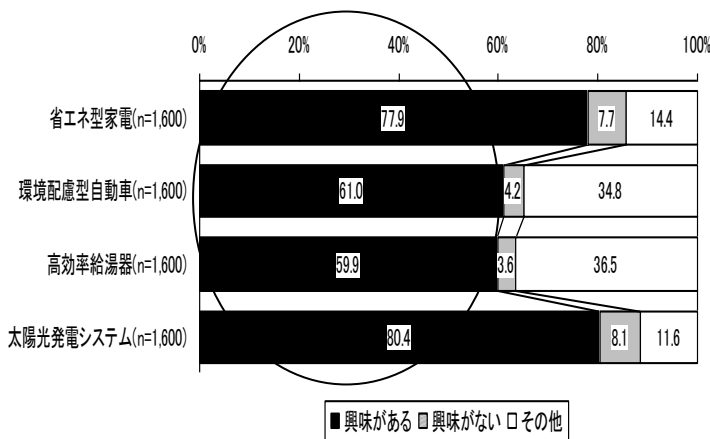


○ 環境に配慮した製品への興味については、省エネ家電、環境配慮型自動車、高効率給湯器及び太陽光発電システムのいずれにおいても、「興味がある」（購入又は発注済も含む）と回答した割合は、約 60%から約 80%と総じて高い傾向にあり、関心の高さが窺えます（図 4）。

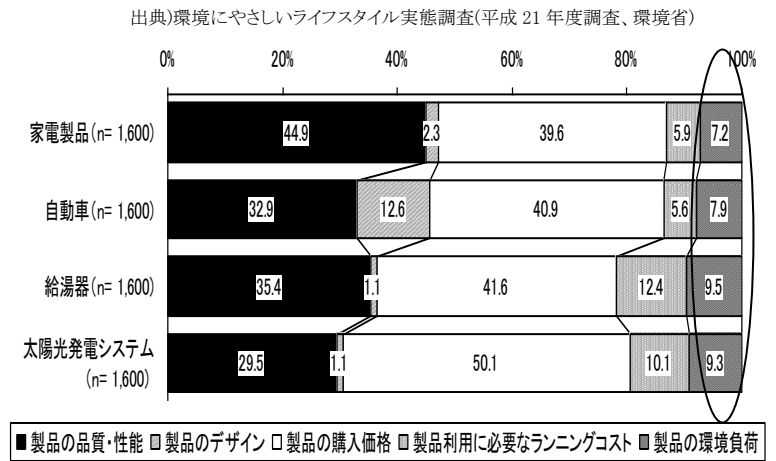
しかしながら、製品を実際に購入する際に重視する項目は、いずれの製品においても、「（省エネ性能・低公害性能等を踏まえた）製品の環境負荷」と回答した割合が 10%を下回っており、むしろ、「製品の品質・（一般的）性能」及び「製品の購入価格」と回答した割合が高く、環境配慮型の消費選好とはなっていません（図 5）。

一方で、環境に配慮した製品購入のインセンティブとして、補助金（エコポイント等）、減税等の支援策への要望が高くなっています（図 6）。

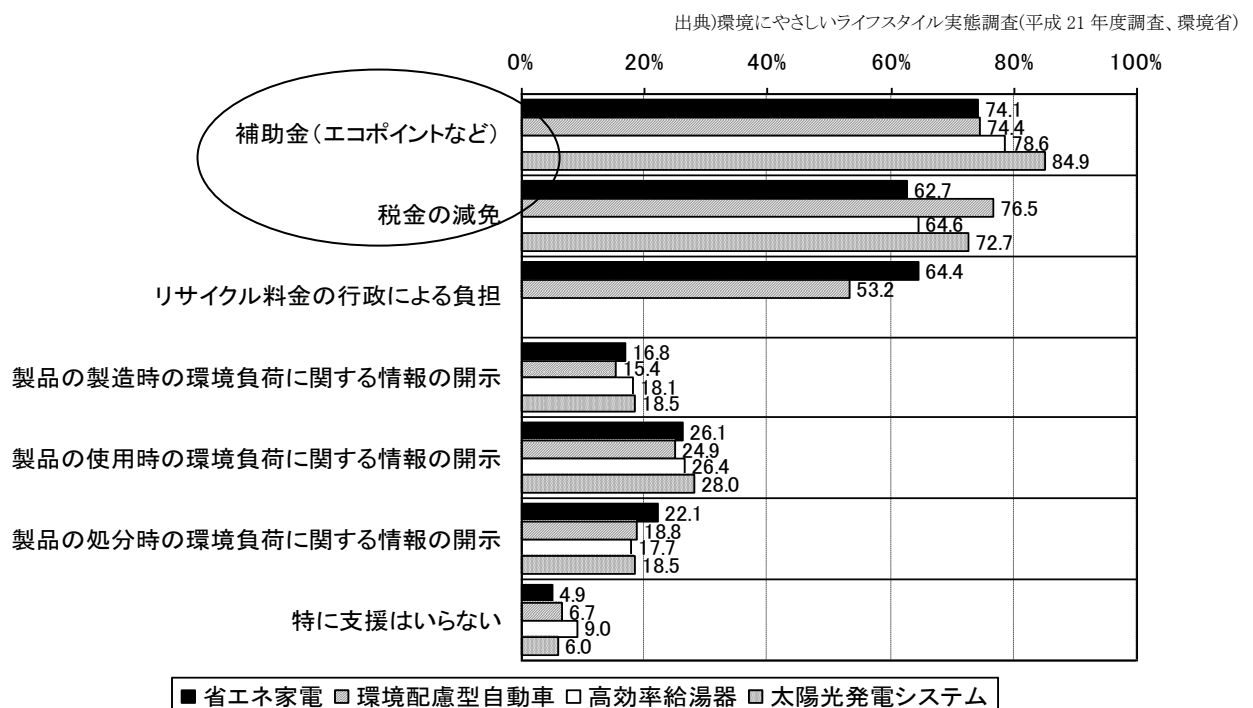
（図 4）環境に配慮した製品への興味



（図 5）製品購入時の重視項目（1位）



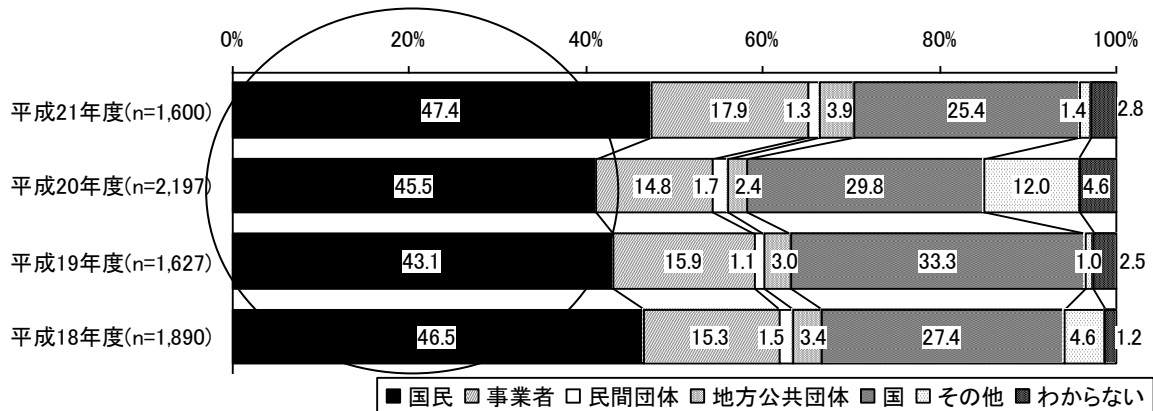
（図 6）環境に配慮した製品購入時に希望する支援



- 環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている国民の割合は、約半数となっており、国（約 25%）及び事業者（約 18%）を大きく上回っています。国民の環境保全に対する意識の高さが窺えます。なお、この傾向は、過去4年で大きな変化はありません（図7）。

（図7）環境保全で最も重要な役割を担う主体

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



- 国民が取り組む環境保全行動の実態について見ると、「節電等の省エネ」、「ゴミの分別、排出抑制」、「節水」等、家庭内で日常的に対応可能な取組の実施率が高くなっています。

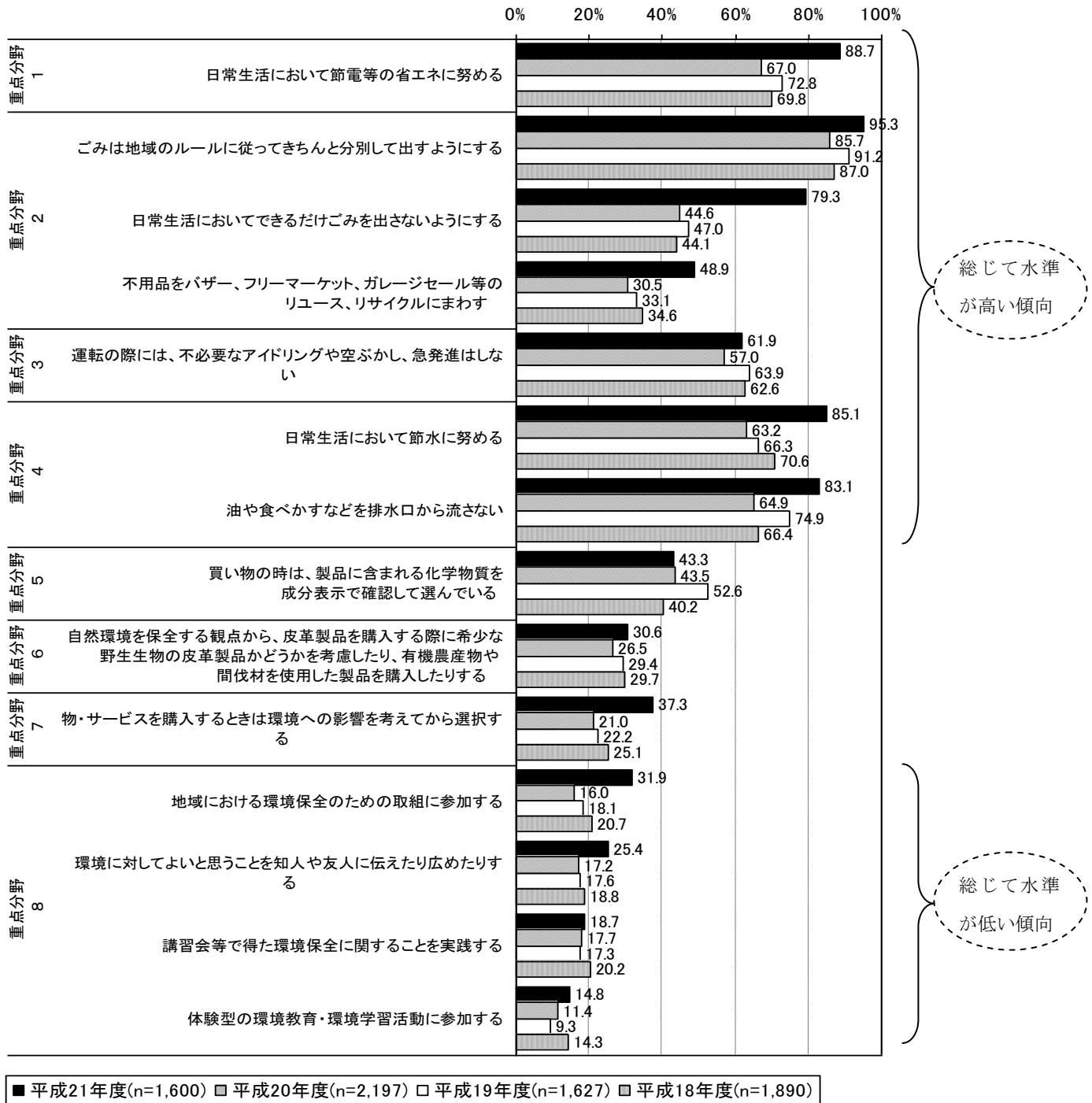
第三次環境基本計画の重点分野政策プログラムごとに、「実施している」と回答した人の割合を整理すると、<重点分野1：地球温暖化問題>、<重点分野2：物質循環の確保と循環型社会の構築>、<重点分野3：都市における良好な大気環境の確保>、<重点分野4：環境保全上健全な水循環の確保>の各分野に関する取組の実施率が、概ね50%を上回っており、水準が高い傾向にあります。

他方、<重点分野8：環境保全の人づくり・地域づくりの推進>に係る取組については、実施率が20%未満の項目もあり、重点分野の中でも実施率の低い分野となっています（図8）。

実施率が低い取組については、これらを向上させるための施策を推進していく必要があります。

(図8) 環境基本計画の重点取組分野ごとの環境保全行動実施状況

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



●参考

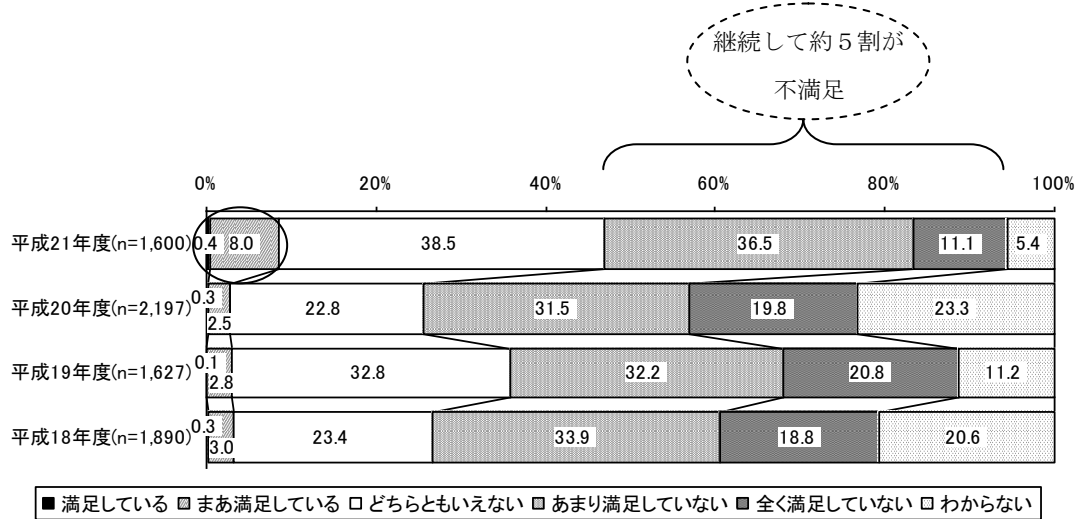
- <重点分野1> 地球温暖化問題に対する取組
- <重点分野2> 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- <重点分野3> 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
- <重点分野4> 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
- <重点分野5> 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
- <重点分野6> 生物多様性の保全のための取組
- <重点分野7> 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
- <重点分野8> 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

○ 国が行っている環境行政への満足度（「満足している」及び「まあ満足している」の合計）は約8％と、前年度までと比較して上昇しています。同時に、引き続き約半数は不満足（「全く満足していない」及び「あまり満足していない」の合計）と回答しています（図9）。

こうした傾向は、地方公共団体においても同様に見受けられます。（図10）。

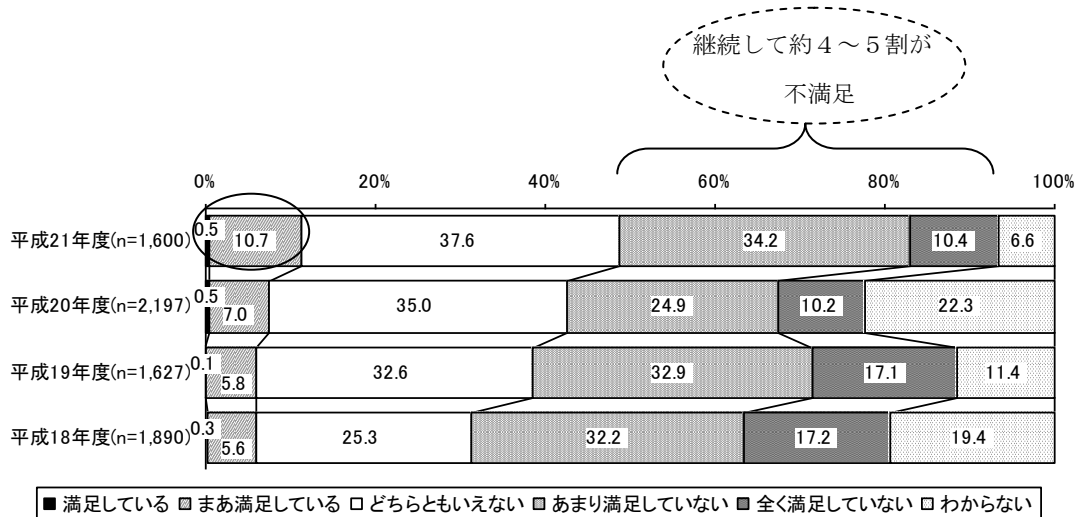
（図9）国の環境行政への評価

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



（図10）地方公共団体の環境行政への評価

出典)環境にやさしいライフスタイル実態調査(平成21年度調査、環境省)



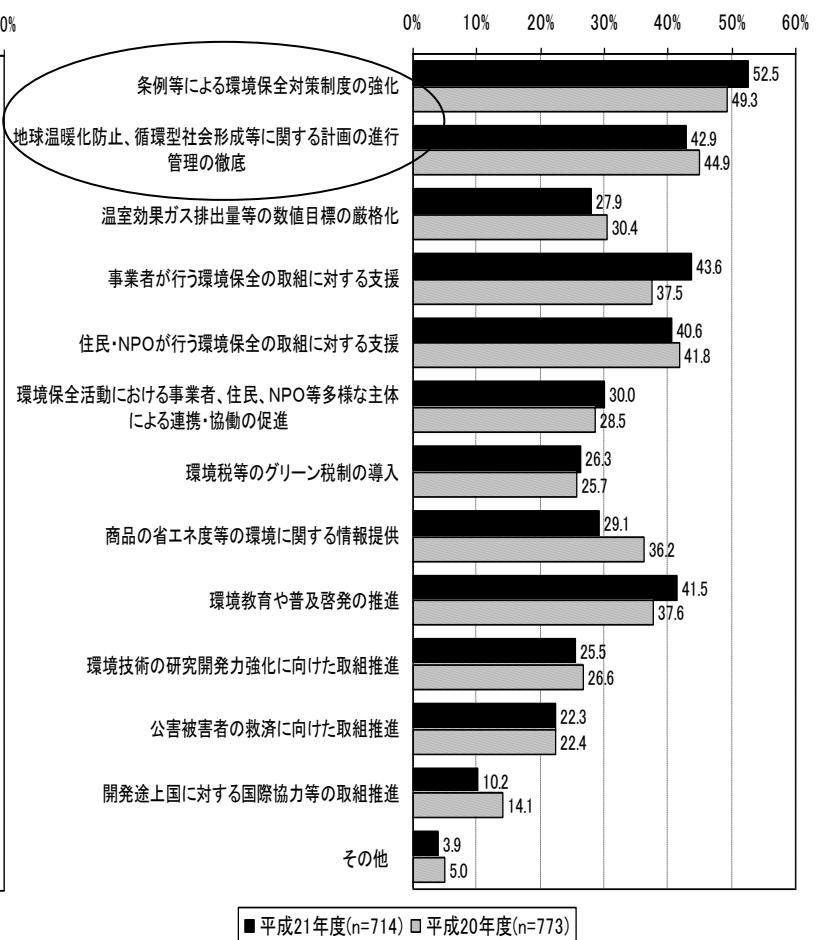
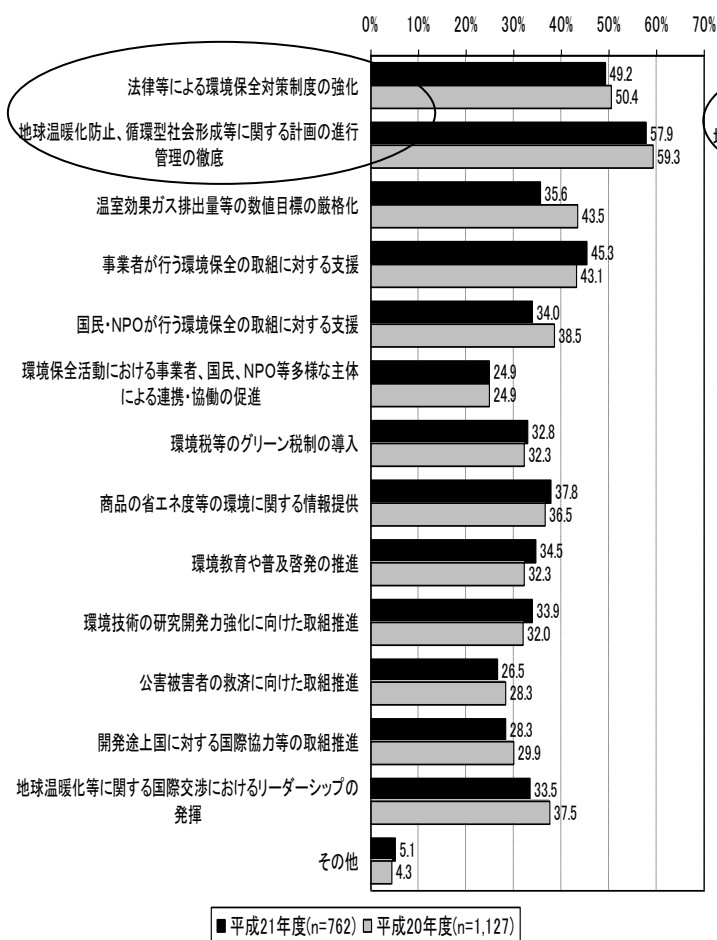
○ 国及び地方公共団体が行っている環境行政に対する満足度の低さを踏まえ、今後、環境行政が求めることについて調査したところ、国及び地方公共団体の双方について、概ね半数の人が、「法律（条例）等による環境保全対策制度の強化」及び「地球温暖化防止、循環型社会形成等に関する計画の進行管理の徹底」といった、総合的な環境行政の推進を求めていることが分かりました。

また、国については、ほぼ全ての項目について、概ね3割以上の人が、「今後求めること」に挙げており、環境保全上いまだ多くの課題を抱えていること、さらに、国民の環境への関心が高いことが窺えます（図11及び図12）。

国及び地方公共団体においては、引き続き、このような国民の環境に関する問題意識を踏まえ、環境行政を強化すべきです。その際、国民の関心に対応した情報の提供、国民のニーズの的確な把握、様々な主体に対し、環境保全活動を行うよう呼びかけ、支援すること等により、国民とのコミュニケーションと連携を強化すべきです。

（図11）国に対して今後求めること （図12）地方公共団体に対して今後求めること

出典）環境にやさしいライフスタイル実態調査（平成21年度調査、環境省）



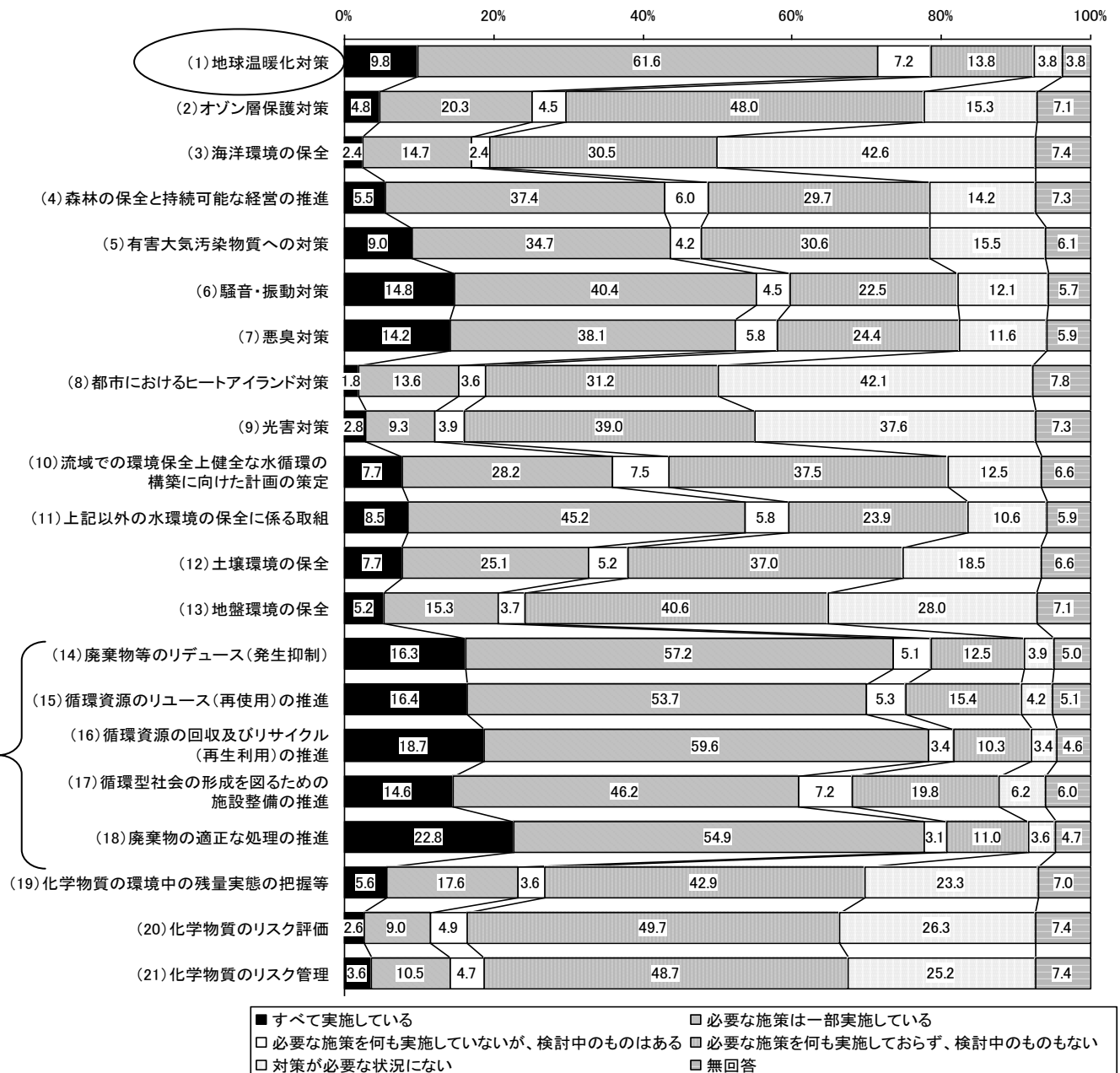
<環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査結果の概要>

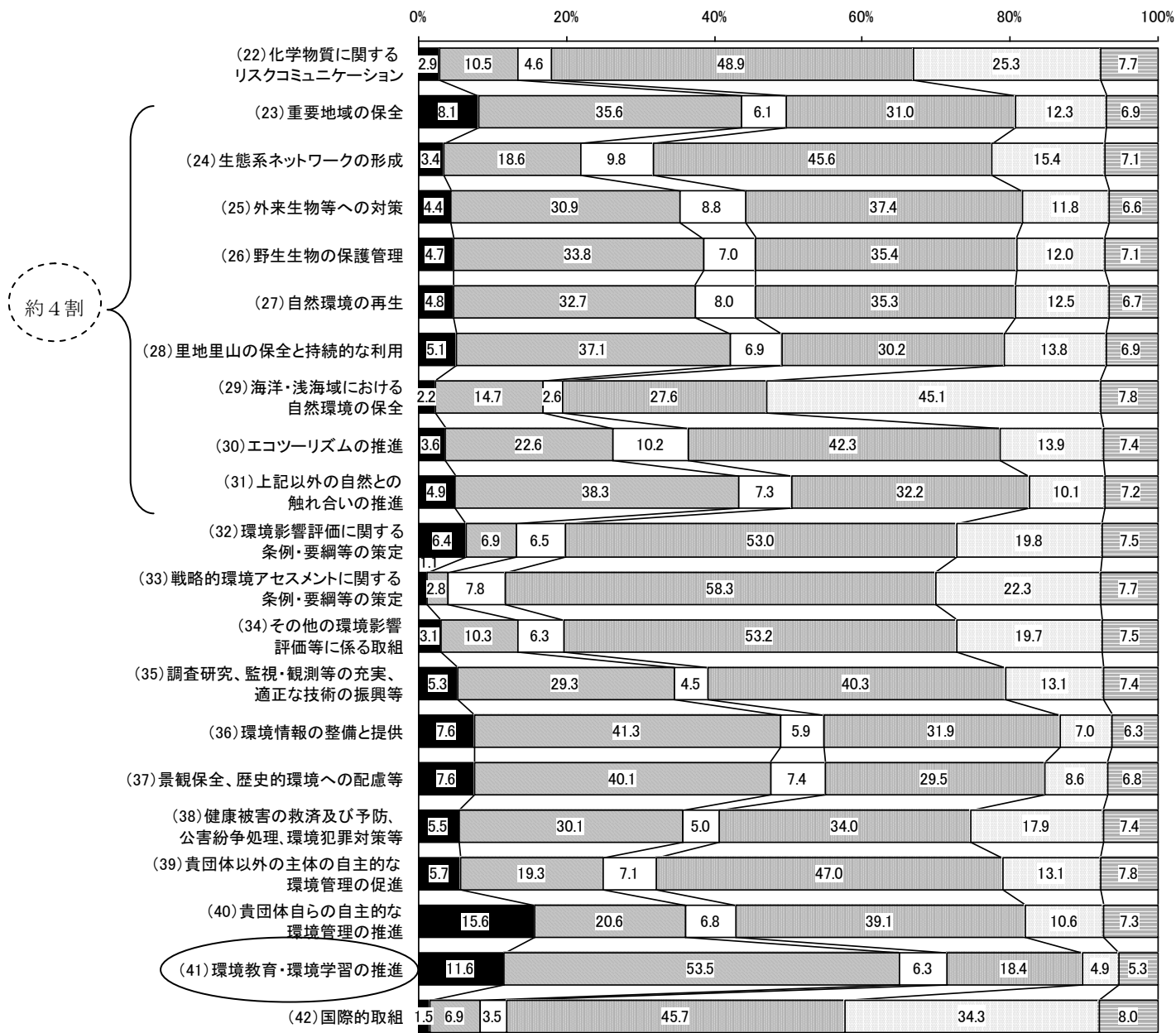
○ 地方公共団体が取り組む環境施策について実施率（「すべて実施している」及び「必要な施策は一部実施している」の合計）を見てみると、循環資源の回収・リサイクル・リユース、廃棄物のリデュース・適正な処理といった住民生活に密接な関連を有する分野で7割前後の実施率となっています。また、地球温暖化対策のほか、環境教育・環境学習の推進も実施率が高い傾向にあります。

一方、図2で示した「環境悪化を実感する理由」のうち、地域レベルで最も回答の多かった「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」との項目に対応する自然環境の保全等に関する取組の実施率は、概ね4割程度となっています（図13）。こうした現状を踏まえ、引き続き、地方公共団体の取組を促していくための有効な施策を検討していくことが求められます。

(図13) 環境施策の実施状況

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成21年度調査、環境省)





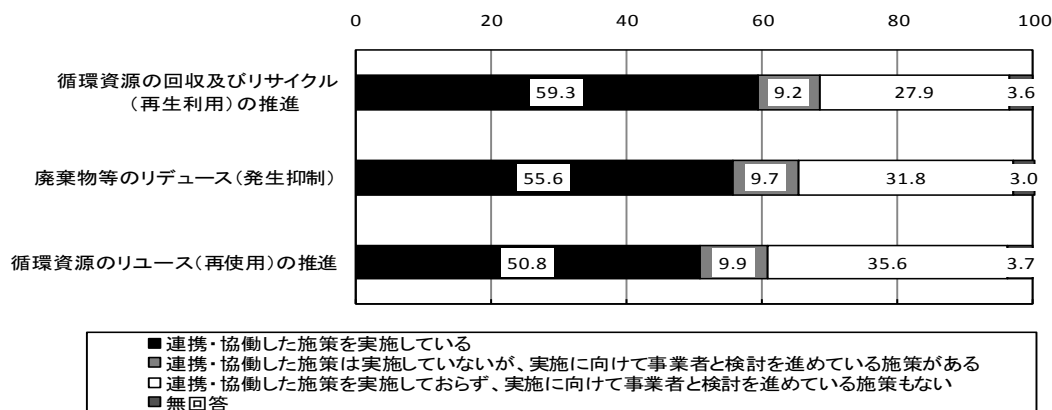
すべて実施している
 必要な施策は一部実施している
 必要な施策を何も実施していないが、検討中のものはある
 必要な施策を何も実施しておらず、検討中のものもない
 対策が必要な状況にない
 無回答

○ 地方公共団体と様々な主体との連携・協働の実施状況を見ると、住民・住民団体及び事業者については、循環資源の回収・リサイクルなど日常生活に密接な関連を有する分野で、また、民間団体（環境 NPO 等）については、環境教育、里地里山の保全等の分野で連携・協働が進んでいます（図 14、図 15 及び図 16）。

パートナーシップ社会の構築に向けて、連携・協働の仕組みづくり及び支援の強化を進めることが、引き続き求められます。

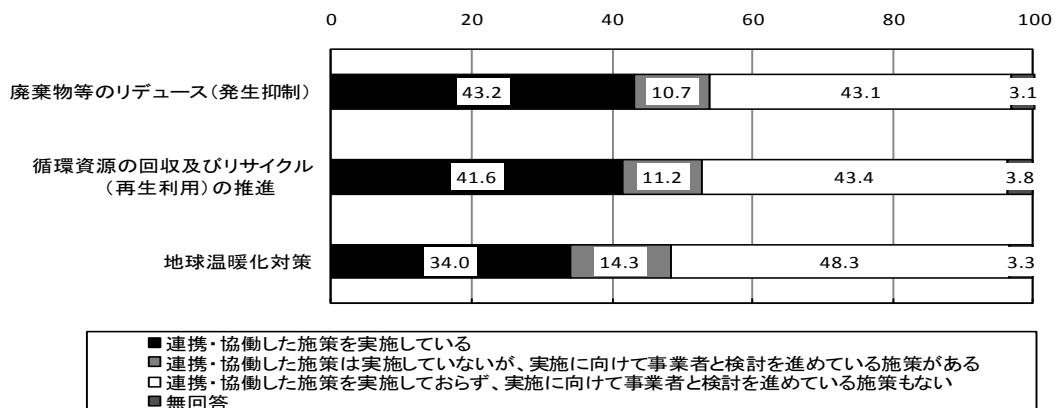
（図 14）住民・住民団体との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



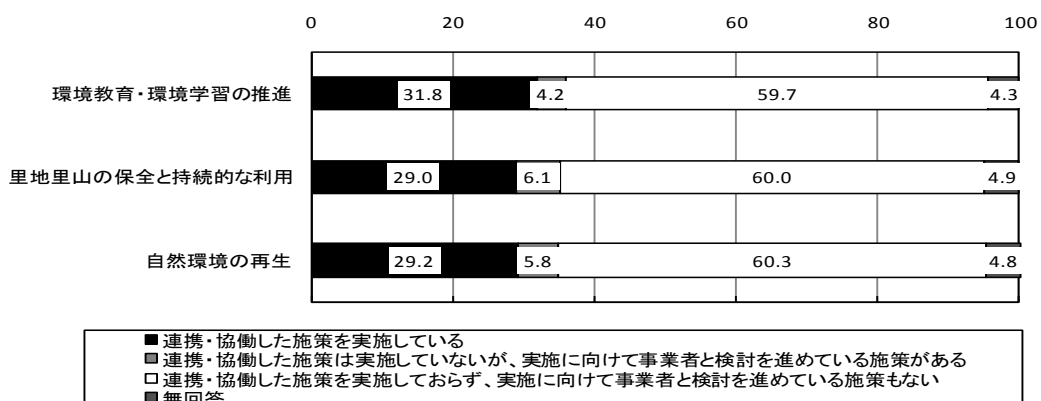
（図 15）事業者との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



（図 16）民間団体（環境 NPO 等）との連携・協働の実施状況（上位 3 位）

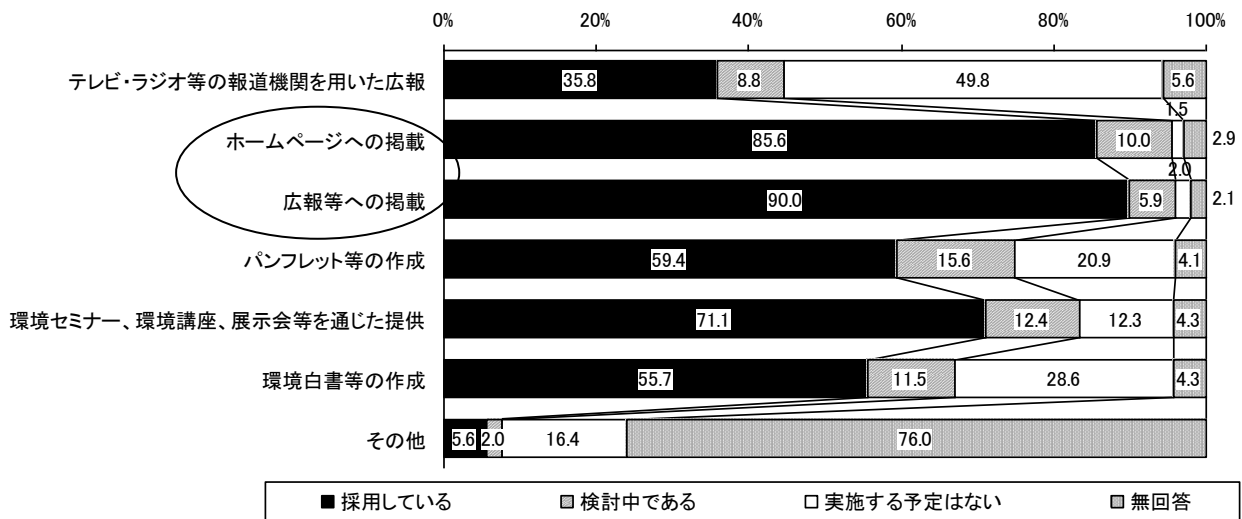
出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査より作成(平成 21 年度調査、環境省)



- 住民への情報提供の方法は「広報誌等への掲載」が最も多く、次いで「ホームページへの掲載」による情報提供が進んでいます（図 17）。
- 様々な主体に対する情報提供を念頭に置いた、提供する情報の内容や情報提供の方法の多様化が望まれます。

（図 17）環境施策に関連する情報提供の方法

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成 21 年度調査、環境省)

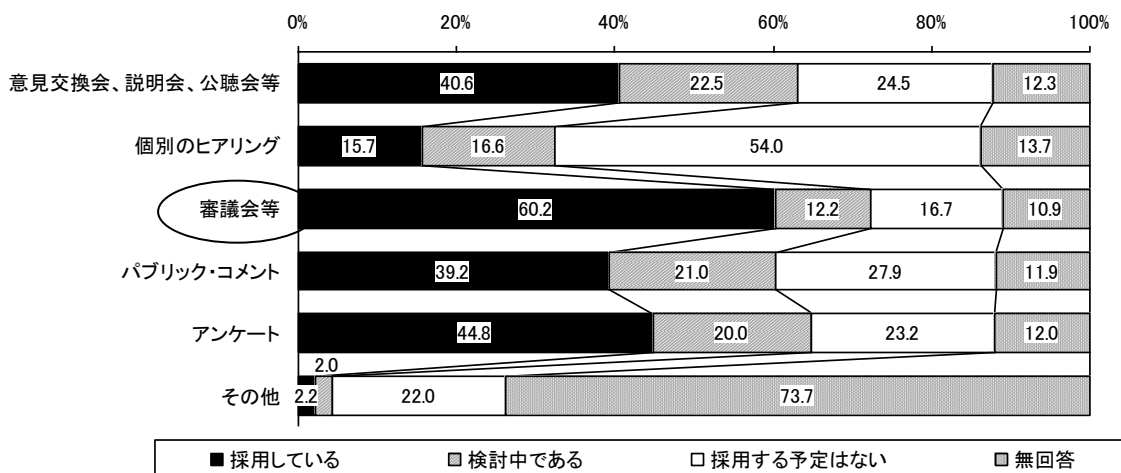


- 環境保全施策推進過程における住民意見の取り入れについて、最も多く採用されている方法は「審議会等」ですが、「アンケート」、「意見交換会、説明会、公聴会等」、「パブリック・コメント」等、様々な方法が採用されています(図 18)。

今後とも、環境保全施策の推進に当たり、様々な方法で住民意見が積極的に取り入れられることが望まれます。

（図 18）環境施策の推進過程における住民等の意見取入の方法

出典)環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査(平成 21 年度調査、環境省)



参 考（各調査対象の属性等）

○環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」

インターネットを用い、全国の20歳以上の成人男女を対象に平成22年2月1日から2月10日を調査期間として実施し、1,600人の回答を得た。

＜回答者属性（ ）内％：小数点については四捨五入の関係から一致しない箇所がある＞

（1）性別

男性	女性
800	800
(50.0)	(50.0)

（2）年代別

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
220	280	252	255	275	318
(13.8)	(17.5)	(15.8)	(15.9)	(17.2)	(19.9)

（3）職業別

農林漁業	商工販売 サービス業	自由業	会社役員・ 会社経営	会社員	公務員
15	73	55	41	427	53
(0.9)	(4.6)	(3.4)	(2.6)	(26.7)	(3.3)

団体職員	学生	パート・ アルバイト	専業主婦	無職	その他
23	56	162	351	289	55
(1.4)	(3.5)	(10.1)	(21.9)	(18.1)	(3.4)

（4）地域別

北海道・東北	関東	北陸	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
191	661	60	213	267	107	101
(11.9)	(41.3)	(3.8)	(13.3)	(16.7)	(6.7)	(6.3)

（5）都市規模別

政令指定都 市	10万人以上 の市、特別	10万人未満 の市	町村
321	800	318	161
(20.1)	(50.0)	(19.9)	(10.1)

※ 本調査における調査方法・属性の設定等は、各年度によって異なるため、性別及び年代の属性に関して総務省統計局の人口推計値を用いて補正を行い、経年比較を試みた。その結果、補正前後で大きな変化は見られなかった。ただし、当該補正を行った場合においても、サンプルバイアス、測定誤差等がある点には注意が必要である。

○環境省「環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査」

全ての地方公共団体（1,825団体：47都道府県、18政令指定都市、東京都23特別区及び1,787市区町村）を対象に、平成22年2月～3月を調査期間として、調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式及び電子メールにおいて電子調査票データを送受信する調査形式により調査を実施した。期間内に1,371団体から回答が寄せられた（有効回収率：75.1%）。

総数	全体	都道府県	政令指定都市	市区町村
発送数	1,825団体	47団体	18団体	1,760団体
有効回収数	1,371団体	47団体	18団体	1,306団体
有効回収率	75.1%	100.0%	100.0%	74.2%
回収構成比率	100.0%	3.4%	1.3%	95.3%

3. 予防的な取組方法の考え方に基づく施策のフォローアップの結果について

環境基本計画において予防的な取組方法の考え方^{※1}に基づいて対策を進めることとしている各施策について、環境省においてその取組状況を調査しました。今回の調査では、昨年度の「第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について」が閣議報告された平成21年12月以降に行われた施策について、フォローアップを行いました。

その結果は以下のとおりであり、温室効果ガスの中長期的な排出削減に向けた「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」の発表、「エネルギー基本計画」や「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」の閣議決定、化学物質安全性情報の統合的な共有に向けた化学物質の安全性情報基盤整備の実施、有害大気汚染物質に係るリストの最新の知見を踏まえた見直しの検討等が進められるなど、環境行政の各分野において、予防的な取組方法の考え方に基づく施策等が進められています。

今後も、国内施策だけではなく国際的取組に係る施策についても、引き続き、推進すべきです。また、平成21年度から今年度にかけて行われたフォローアップの結果等を踏まえ、第四次環境基本計画の策定を見据えつつ、予防的な取組方法の考え方に基づく施策の推進方法等について必要な検討を行うことが求められます。

以下、環境基本計画第二部第2章の環境保全施策の体系に沿って、環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述^{※2}、予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ、各施策の概要及び施策の進捗状況等を報告します。

※1 予防的な取組方法の考え方の定義は様々であり、使用される用語も異なるが、国際連合環境開発会議（地球サミット）におけるリオ宣言の第15原則が最も広く合意された記述であるという点は概ね共通している。

＜リオ宣言第15原則＞

環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。重大あるいは取り返しのつかない破壊が発生するおそれがある場合には、科学的確実性が十分でないという理由で環境劣化を予防するために費用対効果の高い手法を適用することを延期すべきではない。

※2 各項目における＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞中の括弧による記述は、文意を補足するため環境基本計画本文に書き加えたものです。

(1) 環境問題の各分野に係る施策

ア 地球環境の保全

《地球温暖化問題に対する取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及び国際的な長期的対策に関する検討を進めます。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

これまでに公表されてきた様々な研究成果のうち、例えば、平成19年（2007年）に取りまとめられたIPCC第4次評価報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。この報告は、温室効果ガスの排出が現在以上の速度で増加し続けた場合、21世紀には更なる温暖化がもたらされ、世界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろうということや、極端な気象現象の頻度と強度の変化及び海面水位上昇は、自然及び人間システムに、主として悪影響を及ぼすこと等を予想しています。

＜施策の概要＞

- (ア) 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減を進めるため、我が国としては、1990年比で、2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として掲げるとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努め、リーダーシップを発揮していきます。
- (イ) 2020年25%、2050年80%削減を実現するための具体的な対策・施策の一つの絵姿、及びその場合の経済効果を提示しながら、地球温暖化対策を推進します。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、環境省において、パブリックコメント等も行いつつ、制度の在り方について専門的な検討や論点整理を行います。
- (エ) 経済産業省において、地球温暖化対策の具体化に向けて、排出量取引制度を含む様々な政策手法について検討を行います。また、地球温暖化対策を進めていく際には、その政策の意義や課題、国民経済や産業活動に与える影響等に関して全国各地の国民の皆様と議論を行い、理解を深めることが重要です。
- (オ) 地球温暖化対策を基本的視点の一つに含めつつ、エネルギー政策や経済成長について検討を行っていきます。
- (カ) 地球環境保全のための予防的な政策に資する研究を競争的研究資金により支援しています。

- (キ) 農林水産施策においては、平成19年(2007年)6月に策定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、京都議定書の6%削減約束の達成に貢献するための森林吸収源対策、バイオマスの利活用の推進や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策を推進しています。
- (ク) 気候変動に伴う河川環境における外力の変化については予測値に大きな幅が存在するため、各流域や沿岸域において調査・観測をしてきた雨量、水位、流量、潮位、波高、水質、流出土砂量、河道形状、生物、被災状況等のデータを活かして外力の変化をモニタリングします。その結果はデータベース化し、適応策の検討に反映するとともに公表します。

< 施策の進捗状況等 >

- (ア) 平成21年(2009年)12月には、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP5が開催され、「コペンハーゲン合意」がとりまとめられ、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定されました。交渉においては、内閣総理大臣、環境大臣が、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、我が国は、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年(2012年)末までの約3年間で1兆7,500億円(概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円(概ね110億ドル))の支援を実施していく旨を発表し、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。また、適応、キャパシティビルディング分野等での途上国支援の道筋を付けること等に尽力しました。我が国としても、コペンハーゲン合意に基づき、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、これまで表明した前提条件付きの目標を平成22年(2010年)1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。その達成のため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税及び全量固定価格買取制度の創設を含む政策の検討などを進めています。
- (イ) 平成22年(2010年)3月31日に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」を発表しました。現在、環境省において、中央環境審議会地球環境部会の下に「中長期ロードマップ小委員会」を設置し、我が国における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿を精査しています。また、国民各界各層の御意見を伺うため、「地球温暖化対策に係る国民対話〜チャレンジ25日本縦断キャラバン〜」を全国7箇所で開催し、延べ約1000名の参加を得ました。
- (ウ) 国内排出量取引制度については、中央環境審議会地球環境部会の下に設置された「国内排出量取引制度小委員会」において、幅広い見地からの意見を聴きつつ、制度の在り方について論点整理を行っているところであり、具体的な制度設計に係る検討を進めます。
- (エ) 産業構造審議会地球環境小委員会の下に設置された「政策手法ワーキンググループ」においては、諸外国の動向や環境と経済の両立のあり方等について整合性を図りながら、

排出量取引制度を含む様々な政策手法を検討中です。また、経済産業省が立ち上げた「環境・エネルギー政策に関する国民対話」は、平成 22 年（2010 年）4 月から 6 月にかけて、全国 11 箇所で開催され、延べ約 1720 人の参加を得て、179 人から御意見を伺いました。これらの意見も踏まえ、引き続き環境・エネルギー政策の具体化を図ります。

(オ) 平成 22 年（2010 年）6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においては、7 つの「強みを生かす成長分野」の一つとして、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置づけられ、低炭素社会づくりを推進することとしています。さらに同日、地球温暖化対策の強化を基本的視点の一つに据えた「エネルギー基本計画」が閣議決定されました。今般閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」や「エネルギー基本計画」について、今後具体化を図ります。

(カ) 平成 21 年度（2009 年度）から開始された S-6 「アジア低炭素社会に向けた中長期政策オプションの立案・予測・評価手法の開発とその普及に関する総合的研究」（研究期間：平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度））では、バックキャストイング手法を用いて、アジア低炭素社会への政策ロードマップの策定・提案とその普及を行う研究が進められています。

(キ) 農林水産分野においては、平成 20 年（2008 年）7 月に改定した農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく地球温暖化防止策が推進されています。具体的には、

- ① 森林吸収源対策
- ② 省エネルギー対策
- ③ 温室効果ガス排出削減に国民の意識を誘導する省 CO2 効果の表示
- ④ 排出量取引やカーボンオフセットにおけるクレジットの創出に向けた取組
- ⑤ 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用に向けた取組

などを強力に進めているところです。

また、バイオマスの利活用の推進については、①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）の運用、②バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等の措置、③食料と競合しない日本型バイオ燃料生産拡大対策、④バイオマスタウン構築の加速化（平成 22 年（2010 年）7 月末現在 283 地区が公表）、⑤バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）の運用などの取組が進められています。

(ク) 河川環境に関して、これまで気候変動の影響を判断できるデータや知見が少なく、地球温暖化による河川環境の変化を把握、予測することは困難な状況です。河川環境の変化と気候変動の関係を分析し適切な河川管理に努めていくため、引き続き知見やデータの蓄積を図るモニタリングを強化します。

《オゾン層保護対策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されていることから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って着実に対策を進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

紫外線（UV-B）は、核酸などの重要な生体物質に損傷をもたらし、皮膚がんや白内障の増加、免疫抑制など人の健康に影響を与えるほか、陸域、水圏生態系に悪影響を及ぼします。特に極緯度地域では、成層圏オゾン層の破壊により有害な紫外線（UV-B）の地上への照射量が増大し、これらの悪影響の増加が懸念されます。

< 施策の概要 >

フロンなどの大気放出は、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれのあるオゾン層破壊を生じさせる可能性があるため、これら物質の放出を規制する予防措置をとることにより、オゾン層を保護することが必要です。このため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びこれを実施するための特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき、オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等について監視するとともに、生産及び輸出入の規制を行います。さらに、既に市中に出回っている業務用冷蔵・冷凍・空調機器等からオゾン層破壊物質であるフロン類の回収・破壊を特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収・破壊法」という。）等関連法に基づき進めています。

< 施策の進捗状況等 >

オゾン層の状況、オゾン層破壊物質等の大気中濃度等の監視結果に関する年次報告書を取りまとめ、公表しています。また、フロンなどの生産及び輸出入を規制しています。さらに、フロン類の回収・破壊を一層促進するため、平成19年（2007年）10月から改正フロン回収・破壊法を施行し、整備時におけるフロン類の回収義務の追加や行程管理制度（書面によるフロン類の捕捉制度）を導入しています。

《 酸性雨等に係る対策 》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実を図りながら、予防的見地に立って対策を進める必要があります。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

酸性雨による影響は、長期継続的なモニタリング結果によらなければ把握しにくく、また、湖沼や土壌の緩衝能力が低い場合には一定量以上の酸性物質の負荷の集積により急激に影響が発現する可能性があること等から、森林、土壌、湖沼などの生態系への影響等が国内で把握されることなく進行することが懸念されます。

< 施策の概要 >

酸性雨による被害の未然防止等を目的として、越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水）を継続的に実施し

ます。東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的とし、我が国のイニシアティブにより稼働した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）の活動を推進します。

< 施策の進捗状況等 >

越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを確実に実施しており、毎年度のモニタリング結果については、越境大気汚染・酸性雨対策検討会でのデータ評価を経て、公表しています。国際的には、東アジア地域における E A N E T の活動を支援するとともに、その活動の発展（「酸性雨」から「地域大気汚染」へのスコープ拡大等）を目指しています。

イ 大気環境の保全（地球規模の大気環境を除く。）

《 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 》

< 環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述 >

（都市における良好な大気環境の確保に関する）取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、予防的な取組方法に留意しつつ進めます。

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期的な摂取により、発がん性等の健康リスクをもたらすおそれのある物質ですが、健康リスク評価に係るデータについては、科学的信頼性に制約があります。

< 施策の概要 >

平成 8 年（1996 年）の大気汚染防止法改正により、低濃度であっても長期ばく露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について制度化がされました。具体的な対象物質として、同年の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 2 次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として 234 物質、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質として 22 物質が選定され、排出抑制の取組が進められてきました。また、優先取組物質について、順次、環境目標値が設定されてきました。

< 施策の進捗状況等 >

環境目標値の設定に関しては、優先取組物質のうち、ベンゼン等 5 物質について環境基準を、アクリロニトリル等 7 物質について指針値をそれぞれ設定しました。また、平成 22 年（2010 年）5 月から、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト及び優先取組物質の見直しについて検討を開始しており、それと同時にヒ素及びその化合物についての指針値案についても審議を開始しています。これらについては、最新の科学的知見等を踏まえ、平成 22 年度（2010 年度）中にそれぞれ見直し及び設定を行う予定です。

ウ 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策

《物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策＞

平成24年（2013年）までに東アジア地域における循環型社会ビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、予防的な取組方法といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

＜予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ＞

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって、人の健康及び環境に対する損害が発生する可能性があります。

例えば中国のリサイクル活動が盛んな地域では、電気電子機器廃棄物（E-waste）の環境上不適正な処理により、米の重金属含有量や子供の血中鉛濃度が他地域に比べ高いことが指摘されています。しかし、この損害の程度については不確実性があります。

＜施策の概要＞

廃棄物に有害物質が含まれる場合にもたらされる人の健康や環境への影響についての不確実性も踏まえつつ、経済発展に伴って廃棄物量の増加や質の多様化が見られるアジアにおける循環型社会の形成に向けて、各国の能力開発支援、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）による有害廃棄物の適正管理の取組等を行うとともに、G8における「3R（リデュース、リユース、リサイクル）イニシアティブ」等を通じ国際的な連携を進めます。

＜施策の進捗状況等＞

アジア各国のバーゼル条約担当官を集めたワークショップの開催や、コンピュータ機器廃棄物及びE-wasteの環境上適正な管理のためのプロジェクトの実施等廃棄物等の適正な輸出入及び管理に向けた取組を実施しました。なお、資源循環をめぐる国際的なルール・枠組みづくりについては、アジアの資源循環の状況に関する知見の充実、アジアの多層的なステークホルダーとの対話や認識の共有を図りつつ、将来的に取り組んでいく課題と考えられます。

エ 化学物質の環境リスクの評価・管理等に係る施策

《化学物質の環境リスクの低減に向けた取組及び化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策》

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進します。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取

組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく露・影響の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。

- ・ 予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章（第三次環境基本計画第2部第1章）第5節に示した諸施策（上の・に記した施策）を中心に、次のような施策を推進します。

- (1) 化学物質の環境中の残留実態の把握等
 - (2) 化学物質のリスク評価
 - (3) 化学物質のリスク管理
 - (4) 化学物質に関するリスクコミュニケーション
 - (5) 国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応
 - (6) 国内における毒ガス弾等における対策
- (各項本文は省略)

< 予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ >

化学物質の中には、その製造、輸入、使用等の段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

< 施策の概要 >

- (ア) 化学物質の中には、毒性の閾値の設定や環境リスクの定量的評価が困難なものがありますが、環境汚染を通じた人の健康被害及び動植物の生息・生育への支障を未然に防止するため、審査・規制制度による化学物質管理を行っています。新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し届出を行い、三大臣により当該新規化学物質が規制の対象に該当するか否かの判定がなされるまで、予防的措置としてその物質の製造又は輸入は禁止されます。

また、化学物質の性状（分解性・蓄積性・長期毒性）に応じた規制の実施に当たっては、長期毒性等を有することから製造・輸入等に関する規制措置の対象となる特定化学物質への指定に加え、予防的取組方法の観点から、特定化学物質に該当する有害性を有する疑いがある化学物質を監視化学物質（性状に応じ、第一種から第三種監視化学物質を位置付け）として指定し、取扱事業者に対し製造・輸入量等の届出を義務づけるとともに、必要に応じ、国が指導・助言を行う、あるいは一定のリスクが認められる場合には長期毒性の有無を調査するよう指示することができます。本施策は製造・輸入された化学物質が環境を経由した後、人の健康及び生態系に対して長期的な影響を及ぼすことの防止を目的としており、実施しない場合は人の健康や生態系に対し化学物質による深刻な影響が懸念されます。

- (イ) 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「化管法」という。）に基づくP R T Rデータの円滑な集計・公表等を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供しています。さらに、P R T Rデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーション等に幅広い活用を行っています。個々の物質の環境リスクの解

明や基準設定のための科学的知見が不十分であっても、こうした取組を通じ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止しています。

- (ウ) 環境リスクをできる限り低減させるため、化学物質環境実態調査、環境リスク初期評価、化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、官民が連携して既存化学物質のリスク評価を行うJapanチャレンジプログラム、小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査等を実施します。また、環境リスクに関する国民への正確な情報の提供、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の動向への積極的な関与、国内における毒ガス弾等に係る被害の未然防止に関する取組等を行います。
- (I) 環境と調和した健全な経済産業活動と安全・安心な国民生活を実現するため、化学物質の総合的な評価を行いつつ、リスクの評価・管理及び工業ナノ粒子の特性評価のための技術体系を構築します。
- (オ) 化学物質による人の健康への影響の評価方法を開発し、人の健康に対するリスクの最小化を目指して、化学物質の総合的な評価の一層の高度化・迅速化、ナノマテリアルによる健康影響の評価方法等に関する研究を推進します。
- (カ) 農薬の環境リスクについては、飛散による周辺住民への影響、陸域生態系への影響等科学的に完全には解明されていない点もありますが、人の健康又は生態系への影響を未然に防止する観点から、これらのリスクの評価・管理手法について調査を行います。
- (キ) 化学物質管理に当たっては、国際会議への出席等を通じて、国際的動向と協調しつつ推進していきます。

<施策の進捗状況等>

- (ア) 化審法制定から平成21年（2009年）末までに11,823の新規化学物質届出について審査がされており、監視化学物質又は特定化学物質に指定された物質については化審法に基づく規制が行われてきました。特に、監視化学物質には、平成15年（2003年）の化審法改正で導入された動植物への影響に着目した審査・規制制度に基づき指定した第三種監視化学物質277物質を含む延べ1,384物質、特定化学物質には51物質をそれぞれ指定しています（平成22年（2010年）7月1日時点）。一方、約2万種類の既存化学物質については国が安全性について評価を行うこととなっていますが、平成22年（2010年）3月までに安全性情報の収集が行われている物質は2,132物質です。

既存化学物質の安全性情報については、産業界と国が連携して情報収集を行う「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」を実施し、情報収集に努めてきたところです。また、平成21年（2009年）5月の化審法改正により、既存化学物質も含めたすべての化学物質について一定数量以上製造・輸入した事業者に対し製造・輸入数量の届出を義務づけ、それに基づき国が安全性評価を行うこととしています。これにより、既存化学物質に対する取組が強化され、リスクが十分に低いと判断できない化学物質については優先評価化学物質に指定すること等により、予防的取組の考え方に留意した化学物質管理措置が講じられることとなります。

また、平成22年（2010年）4月から一部施行されている改正化審法に基づき、化学物質について段階的な情報収集とリスク評価を進めることで、迅速かつ効率的リスク管

理を進めることが可能となります。

- (イ) 平成 22 年（2010 年）2 月に P R T R データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等を経済産業省及び環境省ホームページ上に掲載しました。また、個別事業所ごとの P R T R データも引き続きホームページ上で公開を行っています。なお、P R T R データの集計・公表を始めた平成 13 年度（2001 年度）と比較して、届出排出量は減少傾向にあります。

さらに、化学物質の環境リスクをより一層把握するため、廃棄物処理施設等からの化学物質の排出量についても推計等により把握できるよう、届出事項に「廃棄物の処理方法」等を追加すること、及び届出事項の集計を効率的に行うための二次元コードを採用すること等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正を行いました。

- (ウ) 人の健康や動植物の生育・生息に有害な影響を及ぼすおそれがあるにも関わらず一般環境中での残留実態が明らかでない化学物質や経年的な残留量の把握が必要な化学物質等について、一般環境中での残留実態を調査し、種々の化学物質施策の策定に活用しました。平成 21 年度（2009 年度）は、66 物質（群）の調査結果を取りまとめました。

化学物質の内分泌かく乱作用については、そのメカニズム等に関して科学的知見が十分でないことから、平成 10 年（1998 年）に「環境ホルモン戦略計画 S P E E D '98-」、平成 17 年（2005 年）にはこれを改訂した取組方針「E X T E N D 2005」を策定し、基盤的研究、試験法の開発等の各種の取組みを実施し、開発を進めてきた魚類等の試験法が、O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択される等の成果をあげてきました。今般、これまでの成果や国際的な動向等も踏まえ、引き続き基盤的研究等を進めつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化すること等を盛り込んだ、今後 5 年間の対応の方向性「E X T E N D 2010」を平成 22 年（2010 年）7 月にとりまとめました。また、ほ乳類を対象とする試験や試験管内試験の手法開発についても O E C D における国際的なテストガイドラインとして採択されました。

J a p a n チャレンジプログラムについては、事業者による既存化学物質の安全性情報収集を促進しており、優先情報収集対象物質 132 物質のうち、96 物質についてその物質の安全性情報を収集するスポンサー登録が完了しています（平成 22 年（2010 年）7 月現在）。また、国内及び海外に分散する化学物質安全性情報の統合的な共有のための化学物質の安全性情報基盤整備を実施しています。さらに、G H S 文書改訂 3 版の公表を受け「事業者向け G H S 分類ガイダンス」及び「政府向け G H S 分類ガイダンス」の改訂を行いました。

小児の脆弱性に着目した化学物質のリスクを管理するための子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について、平成 22 年度（2010 年度）から全国 10 万組の親子を対象として実施します（平成 23 年（2011 年）1 月に参加者募集開始予定）。

P R T R データについて分かりやすく解説した「P R T R データを読み解くための市民ガイドブック」や、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」等の作成・公表を行っています。

S A I C M については、平成 21 年（2009 年）11 月に開催されたアジア太平洋地域会合において、実施状況のフォローアップ等に関する議論に参加しました。また、途上国における S A I C M の実施の開始を支援するクイックスタートプログラム（Q S P）の

一環として、タイ及びブータンの化学物質管理政策等立案能力向上に関する調査を実施し、タイにおいては調査を完了しました。

工業用ナノ材料のばく露による影響を未然に防止するため、環境省では、平成 21 年（2009 年）に「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」としてとりまとめましたが、なお課題が残されていることから、平成 21 年度（2009 年度）においては、ナノ材料の管理技術に関して、実験を交えつつ、既存技術の有効性の検討を行いました。

経済産業省では、現時点での科学的知見を基にナノマテリアルに関する安全対策について検討する必要があるため、「ナノマテリアル製造事業者等における安全対策の在り方研究会」を設置し、平成 21 年（2009 年）3 月報告書を取りまとめました。本報告書を踏まえ、ナノマテリアル製造事業者等から、有害性情報や自主的な安全対策の取組状況等について情報提供を受け、平成 22 年（2010 年）3 月に「ナノマテリアル情報収集・発信プログラム」として結果を経済産業省ホームページにおいて公表しました。

国内における毒ガス弾等対策については、ホームページやパンフレットを通じて、毒ガス弾等による被災の未然防止のための周知を行っているほか、土地改変指針に基づき、必要に応じて、事案環境調査未了区域における土地改変時の環境調査を実施しています。

- (イ) 社会全体における化学物質の最適管理の実現のための適切な代替物質の選択を可能とするリスクトレードオフ解析手法、化学物質のリスク評価をよりの確かつ効率よく評価するための構造活性相関・簡易有害性評価手法、工業ナノ粒子を適切に管理するためのリスク評価の手法等の開発を行っています。
- (ロ) 化学物質の総合的評価については、構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の知見を活用した評価手法の高度化・迅速化を研究しています。ナノマテリアルについては、粒子の形状・大きさと毒性発現との関連を示す結果が得られています。このため、さらにこれらに特異的な毒性メカニズムの解明、体内動態の把握等に関する研究を進めています。
- (カ) 農薬の飛散リスクを低減するための手法の検討、さらに、農薬による陸域生態リスクを評価するための基礎的知見の収集や鳥類等を対象としたケーススタディの手法に関する検討などを行っています。
- (キ) ロッテルダム条約（PIC 条約）における、条約対象物質の追加や削除を行う専門委員会において、我が国の行政官および専門官を派遣するとともに、科学的知見の提供等の貢献をしています。

POPs 条約の規制対象物質については、化審法の規程に基づき規制の対象物質に指定、原則製造および輸入を禁止しており、国際基準への対応を実施しています。

環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能している OECD 化学品プログラムの合同会合や、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、OECD における試験法ガイドライン検討への貢献や、策定・改訂された同ガイドラインの我が国での適用等の対応を図っています。

オ 自然環境の保全

《生物多様性の保全のための取組》

<環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述>

現時点では、生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、CBD第5回締約国会議(COP5)で決議された「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。

<予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ>

この数百年で過去の平均的な絶滅スピードのおよそ1,000倍という速さで生物種の絶滅が進んでおり、我々の生活にとって不可欠な生物多様性の様々な恩恵の享受が難しくなる可能性があります。

<施策の概要>

- (ア) 生物、生態系については未解明の部分が多いですが、生物多様性の危機がもたらす影響は深刻なものです。このため、生物多様性及び生態系の変化を検出し、順応的な自然環境保全施策に資することを目的として、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を実施しています。この事業は、我が国の代表的な生態系(高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼)における計1,000箇所程度の調査サイトで、各生態系の指標となる種や生物群の増減、種組成の変化等を長期的かつ定量的にモニタリングするものです。
- (イ) 遺伝子組換え生物等は、在来生物との交雑や競合などにより、我が国の生物多様性に影響を与える可能性があるため、予防的な取組として、我が国の一般環境中で遺伝子組換え生物等を使用等する際には、事前に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき生物多様性への影響評価と使用規程の承認を行うことにより、その使用等を規制しています。また、承認時に予想できなかった事象に対しては、カルタヘナ法に基づき、使用規程の変更や廃止を行うこととされています。
- (ウ) 平成17年(2005年)6月より施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)に基づいて、生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、輸入、譲渡し、野外で放つこと等の取扱いを規制しています。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物を「未判定外来生物」として指定し、おそれがないと判定されるまで輸入を制限しています。
- (エ) 農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる活動であり、また、多くの生物にとって貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など、生物多様性に貢献するものです。しかし、不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響を与えてきました。このため、平成19年(2007年)7月に策定した農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性の保全、持続可能な利用を重視した農林水産施策を推進しています。

＜施策の進捗状況等＞

- (ア) 重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）において、現在、全国の調査サイトで継続的に調査を実施しています。
- (イ) 遺伝子組換え生物等の一般環境中での使用に先立ち、カルタヘナ法に基づく生物多様性影響評価の実施と使用規程の承認申請が行われており、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 166 件の第 1 種使用等に係る承認を行っています。平成 21 年（2009 年）には、カルタヘナ法の施行から 5 年が経過し、中央環境審議会野生生物部会遺伝子組換え生物小委員会において法律の施行状況の検討が行われました。その結果、法律の枠組みの修正は必要ないが、運用方法や情報提供に関して改善措置の検討が必要とされました。施行状況の検討結果を受け、生物多様性影響評価で必要とされるデータについては、蓄積された知見と経験を踏まえ、適宜点検を行います。また、遺伝子組換え技術については、さまざまな技術が実用化されつつあることから、最新の知見に基づいた生物多様性影響評価の方法の検討を行っていくことが必要です。
- (ウ) 外来生物法に基づき、平成 22 年（2010 年）6 月末現在で 97 種類の特定外来生物及び 54 種類の未判定外来生物の指定を行っています。平成 21 年度（2009 年度）には、未判定外来生物として輸入の届出がされたシママンガースは、国内における侵入・定着の実績はないものの、その近縁種のジャワマンガースが国内の生態系及び農林水産業に及ぼしている被害を考慮し、同様の被害を及ぼすおそれがあるとして、平成 22 年（2010 年）2 月に特定外来生物に指定されました。
- (エ) 農林水産省生物多様性戦略に基づき、環境保全型農業の推進等、生物多様性の保全を重視した農林水産施策の推進に加え、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めています。また、生物多様性の保全を重視した生産活動を国民に分かりやすくアピールする「生きものマーク」の取組を推進しています。平成 22 年（2010 年）3 月には、「生きものマーク」の取組事例や取組を始めるためのポイントを紹介した「生きものマークガイドブック」を取りまとめたところです。

（２）各種施策の基盤となる施策

＜長期的な視野を持った科学技術の基盤の整備・調査研究の充実＞

＜環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述＞

- ・科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。
- ・調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、予防的・予見的な対策に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。

＜施策の概要＞

科学技術の基盤の整備及び各種調査研究にあっては、以下の取組について、関係府省庁の施策への反映に資するよう、総合的に推進します。

- (ア) 予防的対策に資する科学技術について広く産学官などの英知を活用した研究開発の

提案を募り、優秀な提案に対して研究開発を競争的研究資金（環境研究総合推進費）により支援しています。

- (イ) 予防的な対策に資する研究を推進するために、地球環境保全のための予防的な政策に資する調査研究を競争的研究資金（環境研究総合推進費）により支援しています。
- (ウ) 食料、水環境・水資源、自然生態系、防災、健康、交通、産業、国民生活等の各分野における気候変動の影響及び将来予測に関する情報を収集、整理し、我が国における適応の基本的考え方や各主体間の役割を示す適応ガイドラインを策定します。
- (エ) 東アジア地域における衛星データの受信及び地上観測実施により、土地被覆分布や植生など陸域生態系及び凍土融解に関する解析を実施します。さらに環境資源・農業生産などへの影響評価モデルと衛星・地上観測システムの統合化により、観測データを用いた温暖化影響評価を行う温暖化影響早期観測ネットワークを構築します。
- (オ) 地球環境保全及び持続可能な開発のための政策立案や調査研究に資するため、地球環境の現況を表す全球統一仕様の基盤的地理空間情報である地球地図の整備を国家地図作成機関等と連携して推進するとともに、関係機関と連携し利活用を促進します。また、地球地図は全球を対象とした信頼性のある統一規格の地理空間情報であり、政策決定の基盤となるものです。

<施策の進捗状況等>

- (ア) 競争的研究資金（環境研究総合推進費）について、平成 22 年度（2010 年度）は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を戦略指定領域として課題を採択し、研究開発に取り組んでいます。
- (イ) 戦略的研究プロジェクト S-5「地球温暖化に係る政策支援と普及啓発のための気候変動シナリオに関する総合的研究」（研究期間：平成 19 年度（2007 年度）～平成 23 年度（2011 年度））では、不確かさを考慮した温暖化影響評価とその伝達に関する研究等を行っています。また、平成 22 年度（2010 年度）から開始された戦略的研究プロジェクト S-8「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」（研究期間：平成 22 年度（2010 年度）-平成 26 年度（2014 年度））では、地方公共団体レベルでの温暖化影響の定量的評価と適応策立案手法の開発等を行っています。
- (ウ) 各分野における温暖化の影響評価に関する知見を整理するとともに、我が国における適応の基本的な考え方等を示した適応ガイドラインを検討しています。
- (エ) 東アジア地域において衛星・地上統合観測システム 7 地点を構築しました。また、衛星データベースの作成により、国際的な地域環境計画立案に貢献しています。
- (オ) 地球環境の変化の把握、地球温暖化の影響評価等の予防的取組に、より一層貢献するため、行政情報コードの付与、各種統計情報の統合利用、データ形式の国際標準準拠などの仕様改訂を行い、地球地図第 2 版の整備を進めています。

(3) 国際的取組に係る施策

《国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進》

<環境基本計画における予防的な取組方法の考え方に基づく施策の記述>

当該地域（東アジア地域）では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。

<予防的取組を実施しないことによる被害の大きさ>

更なる経済成長が予想される東アジア地域では、水質汚染や大気汚染、水銀等有害金属による汚染、石綿問題等といった、公害の発生による健康被害が問題となっています。また、地球温暖化や黄砂、酸性雨、光化学オキシダントのように国境を越えた環境汚染による人の健康や生態系への影響もさらに深刻化することが予想されます。

<施策の概要>

クリーンアジア・イニシアティブは、環境と共生しつつ経済発展を図るアジアモデルの持続可能な社会の構築を目指しています。このイニシアティブでは、急激な経済発展に伴い深刻な環境劣化が懸念されている東アジア諸国に先進諸国の経験・技術・組織・制度を予防的に導入することで、産業公害などの「前車の轍」を踏まずに経済発展を遂げることが可能であり、このいわゆる「リープ・フロッグ」を実現するよう、各種の政策対話、技術協力、共同調査・研究等を推進します。

例えば、酸性雨・黄砂等の越境大気汚染モニタリング、気候変動影響予測、生物多様性等のモニタリング体制の強化等の予防的取組に必要な協力を進めるとともに、途上国において喫緊の課題である環境汚染対策と地球温暖化対策を同時に達成するコベネフィット・アプローチ等による対策面での協力を進めます。

<施策の進捗状況等>

平成 22 年度（2010 年度）では、クリーンアジア・イニシアティブとして 51 の協力事業が推進されています。平成 22 年（2010 年）3 月には、インドネシア・ジャカルタで「東アジア首脳会議環境大臣会合 環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナー」を、東アジア各国及び国際機関等の参加を得て開催しました。また、平成 21 年（2009 年）10 月の ASEAN+3 環境大臣会合及び平成 22 年（2010 年）5 月の第 12 回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM12）等の様々な会合の機会を活用し、本イニシアティブの周知を進めるとともに、各国ニーズの把握及び意見交換を通じ、具体的な協力プロジェクトの発掘を行っています。

4. 環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査の結果について

(1) 環境情報戦略の策定経緯等

平成18年(2006年)4月、「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境情報戦略を策定することとされました。また、平成20年(2008年)8月、IT戦略本部が「重点計画-2008」を決定し、「2008年度までに、環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備に関する基本方針となる「環境情報戦略」を策定し、同戦略に基づく取組を開始する」こととされました。

これらの動きを踏まえ、総合政策部会に環境情報専門委員会が設置され、環境情報戦略策定に向けた検討が行われるとともに、総合政策部会での審議及び関係府省との調整を経て、平成21年(2009年)3月、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会(以下、「環境情報戦略連絡会」という。)において環境情報戦略が決定されました。

同戦略においては、平成22年度(2010年度)から概ね隔年で、「環境省は、(中略)当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野ごとの点検の一環として実施する」こととされています。

なお、同記述に基づく調査(以下「フォローアップ調査」という。)は、環境情報戦略策定後、今回が初めてになります。

(2) 環境情報戦略の概要

環境情報戦略は、基本的方針として、以下を定めています。

- ・ 環境行政に必要な情報が目的に併せて適時に利用できるような「情報基盤」を構築すること
- ・ 各情報利用者の立場に立って情報提供を図るため、情報の体系的な整理や信頼性、正確性の確保等を図った上で、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めること

また、上記の基本的方針に基づいて施策を進めるに当たり、「情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用」及び「利用者のニーズに応じた情報の提供」の2つの観点から、以下の当面優先して取り組む施策が定められています。

【情報立脚型の環境行政の実現のための情報整備と活用】

- ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化
- ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化
- ③ 情報アーカイブの構築
- ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力
- ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組
- ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築
- ⑧ ITの活用

【利用者のニーズに応じた情報の提供】

- ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化

- ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等
- ③ 海外に対する情報発信の強化
- ④ IT の活用による情報提供の展開
- ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等
- ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討
- ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施
- ⑧ 関係団体との連携協力

(3) 環境情報戦略の進捗状況について

今回環境省が行ったフォローアップ調査では、上記(2)に挙げた当面優先して取り組む施策の進捗状況の調査を行うとともに、同施策について平成22年度(2010年度)に実施を予定している具体的な業務の内容についても、併せて調査を行いました。

今回のフォローアップ調査の結果からは、各項目について一定の進展があったことが確認されました(各項目の具体的なフォローアップ調査の結果は別表1のとおり)。

特に、以下の項目については、新たなホームページの立ち上げや、環境と経済に関する新規情報の収集が進むなど、大きな進展が見られました。

○ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築

- ・平成21年度(2009年度)は、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)及びクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)のホームページの作成を行い、TEMMホームページについては、平成22年(2010年)5月1日に、CAIホームページについては7月1日に、それぞれ公開を行った。また、CAIニュースレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。

○ 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化

- ・環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度(2010年度)よりインターネットによる情報提供を開始する予定。
- ・また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。

○ 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等

- ・環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。平成22年度(2010年度)内の早い時期に、関係府省との連携をとりつつ、ポータルサイトの運用を開始する。

○ 海外に対する情報発信の強化

- ・公害関連情報を環境省HP上(英語版)で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。また、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度(2010年度)内に速やかに行う。

他方、標準的フォーマットによる提供情報の信頼性・正確性の確保等、また環境省と地方公共団体等との連携協力、関係団体との連携協力の項目については、検討が始まった段階ないしは検討中の段階であることが明らかになりました。特に、今後地方分権が進むことを考

慮し、この点についての取組みの強化が必要です。

また、戦略の掲げる項目に関し、さらに優先順位を明確にすべきこと、情報ユーザーの利用の状況や要望を情報発信者へフィードバックする仕組みを考えるべきこと等の課題も明らかになりました。

今回行ったフォローアップ調査の結果を関係省庁と共有しつつ、環境情報戦略連絡会等を通じて関係省庁との連携を深めながら、環境情報戦略に定める施策の着実な実施を、引き続き推進していくことが必要です。

なお、今回のフォローアップは、主として、戦略の中で、当面優先的に取り組む施策として掲げた項目について、定性的に取組み状況を点検することを内容とするものでした。今後、フォローアップの進め方について、さらに検討するとともに、第三次環境基本計画の見直しに資するため、この検討にもとづいて平成 23 年度（2011 年度）も臨時的に、当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を実施することが必要です。

別表 1

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5 (1) ① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	<p>・公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。</p>	<p>（別表2に記載）</p>	<p>（別表2に記載）</p>
	<p>・環境と経済に関する政策研究を実施する体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。</p>	<p>○最近の行政課題を踏まえて8つの研究分野について研究課題を公募し、13課題を採択。いずれも平成21～23年度の3ヶ年計画で、研究者と環境省担当官の密接な連携により研究を進めているところであり、すでに地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの検討等において研究成果の活用が始まっている。</p>	<p>○新規研究課題2～3課題を公募する（研究期間：2ヶ年）。</p> <p>○平成21年度に採択した13課題の研究を実施する。</p>
	<p>・効果的な施策の企画、実施に資するよう、国全体から個別の経済主体まで、各レベルでの環境負荷の実態等、現在十分把握されていない必要な環境情報の収集の強化を図る。</p>	<p>○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための調査について、平成22年度からの調査開始に向けた予算措置、調査方法の検討、関係省庁との調整等を行った。</p>	<p>○家庭部門の二酸化炭素排出実態を把握するための実測調査を開始する。調査結果を踏まえ、実態把握調査手法の検証等を実施する。</p>
5 (1) ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	<p>・第3生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)に基づき、自然環境保全基礎調査及び重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）を一層推進する。</p>	<p>○自然環境保全基礎調査において、植生調査（植生図の作成）、哺乳類生息状況調査を実施した。</p> <p>○モニタリングサイト1000において、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて調査を実施した。</p>	<p>○自然環境保全基礎調査については、植生図の作成等を実施する。</p> <p>○モニタリングサイト1000については、高山帯、森林・草原、里地里山、湖沼・湿原、砂浜、磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁、小島嶼の各調査サイトにおいて継続的に調査を実施する。</p>
	<p>・生物多様性・生態系に係るデータを始め、各地域の自然環境の状況や経済社会活動がこれらの環境に与える影響について継続的な状況把握を行い、データの充実を図る。</p>	<p>○環境省により設置された「生物多様性総合評価検討委員会」において、日本における生物多様性の総合評価をとりまとめるために検討会を3回実施した。</p> <p>○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集した。</p>	<p>○平成20年度に環境省により設置された有識者からなる検討委員会である「生物多様性総合評価検討委員会」による「生物多様性総合評価報告書」をとりまとめ、公表する。</p> <p>○自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000等の調査を実施することにより、我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する情報を収集する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。</p>	<p>○我が国周辺水域の水産資源について適切な資源回復・資源管理を推進していくため、水産資源の動向を的確に把握し、評価することが極めて重要であることから、農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用した。</p> <p>○東京湾等における藻場、干潟に生息する生物モニタリング調査結果等のデータを更新した。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、我が国の総合的海洋データバンクとして、国内外の各機関の海洋観測データの有効利用を図るため、各種海洋データ・情報を一元的に収集・管理・提供した。</p> <p>○海洋生物・生態系等に関する既存情報の収集整理、浅海域生態系のモニタリング調査、既存保全施策等のレビュー、戦略策定方針決定等を実施した。</p>	<p>○引き続き農林水産省において、「我が国周辺水域資源調査推進事業」を実施し、主要水産生物について資源調査を行い、その結果を資源回復・資源管理施策等の基礎データとして活用する。</p> <p>○藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系のモニタリング調査を実施する。また、藻場、干潟等に生息する生物等のモニタリング調査等のデータを速やかに更新する。</p> <p>○日本海洋データセンター（JODC）では、海洋生物データを、海洋生物種を分類学上の体系に基づきコード化した「海洋生物分類データ」と、海洋調査機関等から提供された観測データを収録した「海洋生物観測データ」の各々のデータベースにより管理している。引き続きデータベースの充実を進める。</p> <p>○海洋における海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに推進する。</p>
	<p>・生物多様性・生態系の状況を経年的に把握するため、環境省始め関係府省が連携し、衛星データ等も活用しながら、生物多様性の総合監視システムの構築を進める。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、検討を実施した。</p>	<p>○衛星データによる、植生図作成手法の効率化等について、引き続き検討する。</p>
	<p>・地方公共団体においても、政府機関に準じ、地域の実情に応じた自然環境の状況データの計画的な把握を行っていくことが期待される。</p>	<p>○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を開催した。</p>	<p>○自然環境に関する調査研究を行っている国及び都道府県等の機関相互の情報交換を促進するため、昨年度に引き続き、自然系調査研究機関連絡会議（NORNAC）を開催する。</p>
<p>5（1）③ 情報アーカイブの構築</p>	<p>・我が国の政策作りや過去の公害克服経験を内外の政策立案者へ発信すること等に資するよう情報アーカイブの構築に努める。このため、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、図書館の電子化等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p> <p>○歴史的資料等保有機関の指定に向けた規定の改正や運営について検討を行った。また、指定の要件となる保有資料の目録を作成した。</p>	<p>○所蔵書誌情報のデジタル化、媒体変換等、図書館の電子化の実施方策の検討を行っていく。</p> <p>○平成22年4月に歴史的資料等保有機関指定を受けたことを踏まえ、水俣病に関する資料の公開を行うとともに、適切な運営と一般に向けた広報活動を行う。</p>
	<p>・情報アーカイブを構築するための検討を実施する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報アーカイブの構築に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○国立国会図書館並びに先行する他図書館との情報交換を行い、情報の公開方式、適用範囲等、情報アーカイブの構築に係る検討を行っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・保存情報の検索等、利用サービスの開始を目指す。 また、内外の環境情報に係るサイトとのリンク等、情報アーカイブについてのポータルサイトを構築する。 その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も推進する。</p>	<p>○環境省図書館の現状確認、情報検索等に関する技術動向等の情報収集、整理を行った。</p>	<p>○環境省図書館の電子化及び情報アーカイブの検討を踏まえ、ポータルサイトのあり方等の検討を行っていく。</p>
<p>5(1)④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等</p>	<p>・一次情報の利用を円滑にするため、その収集の際に標準的フォーマットによるメタデータ（作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む）を整備して提供、保存することにより、データ相互間における信頼性等の比較検討を可能とする。このため、関連する専門家の意見を聴きつつ、メタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ること等を検討する。</p>	<p>○国立環境研究所で行われた取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する検討を進めていくこととした。</p> <p>○なお、国立環境研究所のメタデータに関する対応状況は以下のとおり。 ・国内標準であるJMP2.0を参考に、そのサブセット的な位置付けでメタデータの整備を実施。 ・ただし、現行はXML形式ではなく、リレーショナル・データベースで管理している。</p>	<p>○国立環境研究所で行われている取組を参考に、引き続きメタデータのフォーマットに関する整備の可能性について、各府省庁と協議を行う。</p>
<p>5(1)⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力</p>	<p>・本戦略を推進するため、環境基本計画の点検プロセスの利用を含め、関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。役割分担を明らかにしつつ、PDCAサイクルに基づき情報整備に関する施策を連携協力して推進する。</p>	<p>○環境省企画調査室内において検討を進めているが、地方公共団体との会議の設置には至っていない。</p>	<p>○環境省と関係府省との連携協力については、環境情報戦略関係府省連絡会の開催を通じて、情報の共有を含め、適切に行っていく。</p> <p>○地方公共団体との会議の設置の必要性を含め、国と地方との連携協力のあり方について検討を深める。</p>
<p>5(1)⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組</p>	<p>・OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループ等における国際的な議論の動向を踏まえ、⑤に基づく環境省と関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じ連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等によって情報の質の向上が図られるよう検討する。</p>	<p>○平成21年11月に開催されたOECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループに参加をし、情報収集を行った。</p>	<p>○引き続き、OECD環境政策委員会環境情報・アウトルックワーキンググループへの参加を行い、積極的な情報収集を行うと共に、環境情報戦略の遂行に必要な情報については、関係府省との情報共有を図っていく。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(1)⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築	<p>・海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p>	<p>○経済協力開発機構（OECD）や国連環境計画（UNEP）等の国際機関が開催する各種環境関連の国際会議への出席、各国からの要人來訪の積極的な受け入れ、在京各国大使館の環境アタッシュ等との交流等を通じて、海外の環境の状況や諸外国の環境政策等に関する情報の収集、蓄積を行った。</p> <p>○海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図った。具体的には、在外公館を通じて各種環境関連情報を積極的に収集し、これらを国際会議への対応や各種国内施策に活用した。</p>	<p>○引き続き、国際会議への参加、要人來訪の受け入れ、在京各国環境アタッシュ等との交流を進めていく。</p> <p>○平成21年度に引き続き、海外における環境情報の収集強化のため、在外公館との積極的な情報交換及び国連環境計画（UNEP）や各条約事務局を始めとする関係国際機関との連携強化に努める。また、収集した情報は適宜、関係府省との共有に努める。</p>
	<p>・第3回地球観測サミット（平成17年2月16日）において採択された全球地球観測システム（GEOS S）10年実施計画に基づき、地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。</p>	<p>○各国の国家地図作成機関と協力して地球地図のデータ整備を行うと同時に、地球地図の整備・利活用促進のために地球地図の仕様を改訂した。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施した。</p> <p>○文部科学省がとりまとめた調査結果等をもとに引き続き、情報収集、整理、提供を実施した。</p>	<p>○地球地図の整備を進めるとともに途上国への技術支援等を行う。</p> <p>○気象庁においては、アジアにおける中核的な気象機関として、全世界的に標準化された気象観測、データ処理・データ交換のネットワークを通じ、引き続き気象、気候分野における情報の収集、整理、提供を実施する。</p> <p>○文部科学省が取りまとめる調査結果をもとに、情報収集、整理、提供を実施する。</p>
	<p>・国境を越える環境汚染等の問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワークの構築を目指す。これに向け、環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を関係府省と連携して検討する。</p>	<p>○21年度は、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページの作成に向けて必要な検討を行った。また、CAIニュースレターの発行を行うなど、各種情報発信を行った。</p>	<p>○日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びクリーンアジア・イニシアティブ（CAI）のホームページを、それぞれ、平成22年5月1日、平成22年7月1日に公開した。引き続き、関係省庁と連携しつつ、今後の情報収集のあり方や公開方法について検討を行うと共に、情報収集等のための各種調査を行う。また、21年度で調査した報告書等については、これを関係部署及び関係省庁と共有を図るとともにホームページに公開する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(1)⑧ ITの活用	<p>・ITや各種センサーの開発普及状況を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報基盤の構築に有用なITの活用強化について検討する。その検討結果を踏まえ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性等に配慮しつつ、導入の可否、適否について検討した上で、導入可能なものについて、実施を促進する。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、当該検討に併せて、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○昨年度に引き続き、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトに関して、利用者のニーズ等の調査を行い、幅広く同ポータルサイトの改善に資する情報の収集を図る。</p> <p>○ITの活用強化に当たっては、以下の国立環境研究所の取組を参考にしつつ、進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報メディア「環境展望台」では、情報源情報の登録から検索までの一連のプロセスをシステムとして持っている。 ・WebAPIが公開されているので、「環境展望台」の検索機能を他のサイトでも利用することができ、環境展望台で収集した情報は、同サイトだけでなく、様々な流通経路を通して配信可能となっている。
5(2)① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	<p>・(1)に基づく取組により収集された環境と経済社会活動等に関する情報提供を、環境情報の利用に関するアンケート調査結果等を踏まえ、強化する。その際、パンフレット等の紙媒体とインターネットウェブやメールマガジン等の電子媒体の利用とのベストミックスにも配慮する。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、環境経済情報を体系的に整備した「環境経済情報ポータルサイト」を構築しており、平成22年度よりインターネットによる情報提供を開始する予定。また、環境産業関連企業の景況感等に関する調査「環境経済観測」を試行実施するとともに、環境産業に係る市場・雇用規模を推定し、公表した。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新、ウェブでの閲覧機能の改良等を行い、情報提供の機能を強化した。</p>	<p>○環境と経済社会活動に関する情報提供について、①環境経済情報ポータルサイトによる情報提供を開始するとともに、追加コンテンツを検討、②「環境経済観測」の本格実施、③環境産業市場・雇用規模の推定を行う。</p> <p>○自然環境保全基礎調査等で収集した自然環境に関する情報について、情報の更新を図りつつ、ウェブ等を利用した情報提供を継続する。</p>
5(2)② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	<p>・環境省のホームページ上に、政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を開始する。</p> <p>・同ホームページ利用者からのサイトに関する意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの計画的な構築について検討を行う。</p>	<p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成について、サイトの構成や内容等について検討を行った。また、同検討内容について、第8回環境情報専門委員会において進捗報告を行った。</p> <p>○環境省において、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に当たって、同サイトのページ案等に対するWEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。</p>	<p>○平成21年度に行なった、我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの作成に関する検討を踏まえ、関係府省との連携をとりつつ、平成22年度内の早い時期に同ポータルサイトの運用を開始する。</p> <p>○平成22年度に運用を予定している我が国における環境政策情報に関するポータルサイトについて、利用者のニーズを把握するための調査を行い、同ポータルサイトによる情報発信の改善を図る。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
	<p>・環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関（大学等を除く）のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報（源）がわかるような仕組みの構築を進める。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築に併せて検討を行い、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくこととした。</p>	<p>○我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの運用にあたって、地方公共団体のポータルサイトである「知恵の環 地域環境行政支援情報システム」や、国立環境研究所及び地方環境研究所といった公的研究機関のサイトとの連携・相互リンク等を検討していくとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、ワンストップで環境情報が取得できる仕組みのあり方を検討する。</p> <p>○同検討を行うに当たっては、国立環境研究所の以下の状況を踏まえて行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報源情報の検索システムとして、環境情報メディア「環境展望台」の「検索・ナビ」が公開された。 ・情報源情報の検索を補完する目的で、「検索・ナビ」に、クローラによる横断検索機能が組み込まれている。
<p>5(2)③ 海外に対する情報発信の強化</p>	<p>・環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。</p>	<p>○公害関連情報を環境省HP上（英語版）で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。</p> <p>○日本の環境政策が客観的に評価されている情報を提供するため、OECDが1994年と2002年に行った対日環境保全成果レビューの内容の整理を行った。</p>	<p>○平成21年度において行った検討結果を基に、公害関連情報の環境省HP上での発信を、平成22年度内に速やかに行う。</p> <p>○平成22年に行われたOECDによる対日環境保全成果レビューの内容を整理し、公害関連情報の環境省HP上での提供と共に、発信を行う。</p>
<p>5(2)④ ITの活用による情報提供の展開</p>	<p>・IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等を踏まえ、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化、利用者による利用の向上を図るため、ITを積極的に活用する。</p> <p>・特に、GISについて、利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等について、現在開発が進められているデータの統合や解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</p>	<p>○収集した環境情報や環境に配慮した取組について、例えば以下のような形で、HP等のIT技術を活用して情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通管制システムにより収集、分析したデータを交通情報として、カーナビ、携帯電話、インターネット等を活用して広く提供した。 ・環境配慮の方針、環境物品等の調達及び温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行い、その情報をHP上で公開した。 <p>○先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。</p> <p>○文部科学省において、地球観測データ、気候変動予測データと社会経済情報の統合解析によって科学的・社会的有用な情報を提供する「データ統合・解析システム」の構築を進めた。</p>	<p>○環境省が行う利用者主体別の環境情報に関するアンケート調査結果等を環境情報戦略連絡会を通じて共有を図るとともに、同アンケート結果等を踏まえ、関係府省の協力の下、環境省が設置を予定している環境情報の一元的な提供を行うポータルサイトの利用性の向上を図る。</p> <p>○GISに関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行っていく。</p> <p>○文部科学省は、前年度に引き続き「データ統合・解析システム」の構築を実施する。</p>

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(2)⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	・環境情報の信頼性、正確性等を確保するため、当面特に取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。	○グリーン購入の普及拡大に不可欠な特定調達品目の信頼性確保に資するため、古紙配合率及び再生プラスチック配合率に関する科学的調査手法の検討及び適合性評価を行う際に参照すべき法令、指針、規格等の整理を行った。また、古紙配合率については検証も実施した。	○前年度に引き続き、再生プラスチックの科学的調査手法の検討と100検体程度の検証を実施する予定。また、前年度に実施した古紙パルプ配合率の検証結果を検討会に諮問の上、一般に情報提供するとともに、事業の成果を活用した「信頼性確保のためのガイドライン」を策定・公表予定。
5(2)⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	・収集した情報を利用者にわかりやすく加工して提供するため、情報収集の計画段階から、データを収集した機関において、情報管理者、コーディネータの役割を意識した取組がなされるようにする。このため、当該情報を必要とするグループや情報の使われ方を踏まえて適切な内容と提供方法にするための検討項目のリスト化について検討し、その成果を政府全体に普及させることを検討する。	○環境情報の各利用主体が、現在の環境情報の提供状況にどのようなニーズや不満を持っているのかを明らかにするため、WEBアンケート調査を行い、利用者主体別・利用頻度別の幅広い意見を受けた。	○昨年度に引き続き、利用者の環境情報に対するニーズ等の調査を行っていく。
5(2)⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	・温室効果ガス排出量の「見える化」等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	○環境省では、近年増加傾向にある家庭部門の温室効果ガス排出量削減に向けて、国民の環境行動を促進するため、温室効果ガス排出削減に資する製品・サービスの購入・利用や行動に対して、経済的なインセンティブとなるポイントを付与するエコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施。平成21年度においては、公募により全国型モデル事業3件・地域型モデル事業6件を採択し実施した。 ○環境省において、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のための調査を行った。 ○農林水産省においては、消費者にとって理解しやすく、生産者等が取り組みやすい表示となるよう農産物等の見える化手法について検討。 ○平成21年度より、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、製品の温室効果ガス排出量を見える化するカーボンフットプリント制度試行事業を実施。 ○カーボンフットプリントマーク貼付の許諾が認められた製品は91件となっている。	○昨年度に引き続き、エコ・アクション・ポイントのモデル事業を実施する。平成23年度以降、経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスとして展開していくことを目指し、より多くの消費者や企業に対して参加を呼び掛けるなど、エコ・アクション・ポイントの普及促進に努める。 ○「見える化」による温室効果ガスの削減効果及び効果的な削減のための情報提供の在り方について、実測調査により検証する。また、家庭・業務部門における、CO2排出実態の測定方法についても併せて検討する。 ○農林水産業由来の排出に関する基礎的データの整備等、生産者が見える化に実際に取り組むにあたっての環境整備を行う。 ○カーボンフットプリント制度においては、21年度試行事業を踏まえて、消費者・事業者が取り組みやすいよう制度の構築・改善を図る。

項目	戦略	平成21年度における進捗状況	平成22年度に実施を予定している具体的な業務の内容
5(2)⑧ 関係団体との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> 本戦略の推進に係る関係団体との会議の設置等を検討する。それにより、関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく施策を実施する。 	(平成22年度から検討実施予定)	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との役割分担、連携協力、本戦略に基づく施策の効果的な実施の観点から、関係団体との会議のあり方について検討を行う。

別表2

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
(5) 環境に関する統計の段階的な整備	<p>○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p> <p>○ 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。</p>	環境省	平成21年度から実施する。	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文科省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。</p>	<p>○ 気象庁が作成する気候統計を活用するなどして、気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。</p>
		環境省	平成22年度から実施する。	<p>○ 環境省において設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等に、関係府省と協力して温室効果ガス排出量・吸収量の算定に用いる統計データの充実や統計データのとりまどめの早期化について検討を行った。今後、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>○ 温室効果ガスイベントリ及び議定書補足情報の作成に当たって、算定方法及び使用データの確認・検討、統計・文献調査等の情報収集・検討を行った。今後は吸収・排出量の算定及び品質管理を進めていく予定。</p>	<p>○ 温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催し、排出量算定方法や排出係数の見直しを引き続き実施する予定。</p> <p>○ 専門家によるワーキンググループを設置し、気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計整備の検討を実施する。</p>
	<p>○ 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。</p>	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成21年度から実施する。	<p>○ 平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。</p>	<p>○ 総務省が、環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、23年度に公表予定。</p>
	<p>○ 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。</p>	関係府省(農林水産省、資源エネルギー庁)	平成21年度から検討する。	<p>○ 既存の公表データを精査し、公的な一次統計の整備について検討しているところ。具体的には「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(新エネルギーの統計整備に関する基礎調査)」を行い、既存のエネルギーに関する統計データ等から、新エネルギー等の普及実績に係る現行の集計方法を分析・評価した。</p>	<p>○ 21年度に行った調査内容を踏まえ、公的な一次統計の整備について引き続き検討を行う。</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成21年度中の検討状況又は進捗状況	平成22年度に実施を予定している施策等
3 社会的・政策的な変革に際した統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうるよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。	資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等)	平成21年度から実施する。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。	○ 総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応する。
	○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省)	平成21年度に設置する。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置し、平成21年12月より計4回実施した。その結果、確定値がまとまるまでの間、速報値を算出すること、統計のさらなる精緻化の検討を行うこととされた。	○ 関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を平成21年度に引き続き設置し、平成22年7月より計4回実施する予定。 ○ 速報値算出に不足する関連統計データの推計手法の検討や精度向上のために主な関連統計値の比較と循環利用量の算出構造の整理等を行うていく。
	○ 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実について検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 産業連関表の充実について検討を行い、専門的な知見を踏まえた検討及びそのための予算要求が必要であるとの結論を得た。同結論を踏まえ、平成21年度に産業連関表関連予算の要求を行い、平成22年度予算を確保した。	○ 専門家からの意見聴取を行うとともに、関係府省と連携しつつ、環境分野分析用の産業連関表の作表方法の検討を行う。
	○ 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成21年度から検討する。	○ 21年度は、検討のため、先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。	○ 領域環境統計の構築に関する機能、データ仕様等について整理し、利用のための検討を行うていく。

V おわりに

- 第三次環境基本計画を基本として進められている我が国の環境施策を概観すると、「地球温暖化問題に対する取組」分野については、地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）に基づく京都議定書目標達成計画や低炭素社会づくり行動計画が、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」分野については、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に基づく第二次循環型社会形成推進基本計画が、「生物多様性の保全のための取組」分野については、第三次生物多様性国家戦略のほか、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性国家戦略 2010 が策定されるなど、近年、各分野における環境施策の基本的枠組みが充実してきました。

また、環境施策全体を対象として、重点的に着手すべき 8 つの戦略を掲げた 21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月閣議決定）が策定されており、施策の重点化も進められています。

このように、充実が図られてきた基本的な枠組みの下、様々な主体が連携して取組を総合的に進めるためには、今後、国レベルのみならず、地域レベルでの各施策の基本的枠組みの充実や、地球レベルでの施策の戦略的な展開も進めるべきです。

- 各主体の視点では、分野相互間の連携も視野に入れつつ、環境基本計画を基本とした施策の基本的枠組みの下、当該枠組みの中で設定されている目標を常に念頭に置き、求められている取組を進めるべきであり、特に、国、地方公共団体等の行政主体は、当該目標を達成するために必要かつ十分な具体的施策を、目標達成に向けた工程とともに立案し、着実に推進していくべきです。

また、国、地方公共団体等の行政主体は、各主体の取組の効果を客観的に評価する仕組みを構築し、当該評価を通じて、目標達成に向けた各主体の取組を促進するべきです。

その上で、全府省を通して、個別の施策や予算が環境基本計画に照らして一貫するよう、点検し反映する必要があります。

- 第三次環境基本計画の策定以降のこの 4 年余の各主体の取組を見ると、進展はみられるものの、各分野で未だ多くの課題を抱えている状況にあります。

恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組が着実に進むよう、これまでの点検結果と合わせて、今回の点検結果（特に「今後の政策に向けた提言」）に示した内容を、各界各層に広く周知するとともに、国、地方公共団体等の行政主体については、環境基本計画の目標達成に向け、具体的施策に反映し、引き続き、着実に環境施策を進めていくべきです。

また、今後予定されている第三次環境基本計画の見直しにおいては、現下の経済社会状況の変化を踏まえつつ、これまで 4 回の点検結果を適切に反映させることが必要です。

Ⅲ 3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- (注Ⅲ-3-1) J a p a nチャレンジプログラム … 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム。産業界と国が連携して、化審法制定以前から製造・輸入されていた既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信する政策プログラム。
- (注Ⅲ-3-2) J - C H E C K … 化審法データベース。厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化審法に関する化学物質の安全性情報を広く国民に発信するために作成し、インターネット上で公開している。
- (注Ⅲ-3-3) P O P s条約 … 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（P C B）、D D T等の残留性有機汚染物質（P O P s : Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。日本等条約を締結している締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の法令で規制することになっている。対象物質については、P O P s検討委員会（P O P R C）において議論されたのち、締約国会議（C O P）において決定される。
- (注Ⅲ-3-4) C C A処理木材 … 防霉、防蟻等のため、クロム・銅・砒素化合物系木材防霉剤（C C A薬剤）を注入処理等した木材。
- (注Ⅲ-3-5) M S D S制度 … 化管法に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報（M S D S : Material Safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度。
- (注Ⅲ-3-6) W S S D2020年目標 … 2002年の持続可能な開発に関する世界サミットで合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を生産・使用する」という目標。
- (注Ⅲ-3-7) O E C D / H P Vプログラム … 経済協力開発機構（O E C D）を中心に、国際的な協力によって高生産量（H P V）化学物質の安全性情報を収集する取組が開始されており、O E C D / H P Vプログラムは、H P V化学物質（O E C D加盟国の少なくとも1ヶ国で年間1,000トン以上生産されている化学物質）について安全性情報を収集し、有害性のおそれに係る初期評価を行うプログラムである。

(注Ⅲ－3－8) BAT及びBEP … BAT (Best Available Techniques) は「利用可能な最良の技術」、BEP (Best Environmental Practices) は「環境のための最良の慣行」を意味する。

(注Ⅲ－3－9) GHS … GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」、即ち、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目で分かるよう、ラベル表示したり、安全データシートを提供したりするシステム。2003年に国際連合によって採択された。

Ⅲ 5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

(注Ⅲ－5－1) 事例集やデータベースの詳細は、以下を参照。

◇環境教育・学習情報データベース (ECO学習ライブラリー) について

→<http://www.eeel.go.jp/>

(環境省・文部科学省ホームページ)

◇環境カウンセラーについて

→<http://www.env.go.jp/policy/counsel/02.html>

(環境省ホームページ)

◇事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集について

→<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/index.html>

(地球環境パートナーシッププラザ・ホームページ)

◇地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアルの参考資料 (地方公共団体における施策事例) について

→http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/manual0906.html

(環境省ホームページ)

(注Ⅲ－5－2) 「循環・共生・参加まちづくり表彰」等の詳細は、以下を参照。

◇「循環・共生・参加まちづくり表彰」について

→http://www.env.go.jp/policy/info/sympo_01.html

(環境省ホームページ)

◇〈参考〉

全国市長会では、「環境都市の挑戦～都市における低炭素社会に向けたまちづくり事例集～」を策定し、地域における先進的事例を普及啓発しています。

(別表)

「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」の進捗状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
化学物質対策の動向		<ul style="list-style-type: none"> ・ ICCMにおいて SAICM採択 ・ 第3次環境基本計画 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法施行令改正 ・ 環境基本計画第2次点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法改正
指標					
総合的環境指標	PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の大気への排出量	33,132	29,410	27,335	22,725
	PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の公共用水域への排出量	7,938	7,741	7,693	7,480

		指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
重点調査事項①: 科学的な環境リスク評価の推進	《化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況》						
	<既存化学物質の安全性情報の収集> ※いずれかの試験のみ行ったものを含む	分解性・蓄積性試験(累積物質数)	1675	1690	1698	1708	1722
化学物質対策の動向	Japanチャレンジプログラムのスポンサー登録数 (累積登録物質/募集対象)	人健康影響試験(累積物質数)	—	—	—	893	集計中
		生態毒性試験(累積物質数)	463	485	—	565	597
		67/132	73/132	87/132	94/132	96/132	
《環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性》							
<化学物質環境実態調査>	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数[物質]		345	379	330	344	220
	ベンゼンの環境基準超過地点数/調査地点数	18/458	13/451	3/459	1/451	未集計	未集計
<有害大気汚染物質モニタリング調査>	総水銀の指針値超過地点数/調査地点数	0/320	0/302	0/308	0/293	未集計	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/406	1/388	0/402	0/397	未集計	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/406	0/397	0/399	0/399	未集計	未集計
	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/405	0/399	0/395	0/399	未集計	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数/調査地点数	0/378	0/377	0/362	0/378	未集計	未集計

＜公共用水域水質測定＞	ベンゼンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3588	0/3559	0/3596	0/3487	未集計
	総水銀の指針値超過地点数／調査地点数	0/4394	0/4273	0/4254	0/4182	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数／調査地点数	1/3644	0/3615	1/3633	2/3586	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3771	0/3736	0/3744	0/3667	未集計
	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3770	0/3735	0/3744	1/3669	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数／調査地点数	2/710	1/635	0/631	0/538	未集計
	ベンゼンの環境基準超過地点数／調査地点数	2/3389	0/3485	0/3396	0/3238	未集計
	総水銀の指針値超過地点数／調査地点数	3/3120	3/3234	5/3233	2/2944	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3381	0/3455	0/3370	0/3276	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	11/3968	6/3911	7/3948	3/3658	未集計
＜地下水質測定の場合調査＞	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	6/3961	13/3922	12/3938	9/3660	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数／調査地点数	0/139	1/114	0/164	0/266	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：大気	825/3086	763/2822	740/2691	721/2541	未集計
	ダイオキシン類の大気環境基準超過地点数／調査地点数	1/825	0/763	0/740	0/721	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：水質	1912/2550	1870/2475	1818/2412	1714/2255	未集計
	ダイオキシン類の水質環境基準超過地点数／調査地点数	39/1912	39/1870	45/1818	28/1714	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：底質	1623/1730	1548/1640	1505/1575	1398/1463	未集計
	ダイオキシン類の底質環境基準超過地点数／調査地点数	6/1623	4/1548	8/1505	6/1398	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：地下水	922/924	878/881	759/762	634/635	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：地下水					
＜ダイオキシン類による汚染状況の把握のための環境調査＞						

ダイオキシン類の地下水環境基準超過地点数／調査地点数	0/922	1/878	2/759	0/634	未集計
ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：土壌	1782/1782	1505/1514	1285/1294	1073/1082	未集計
ダイオキシン類の土壌環境基準超過地点数／調査地点数	3/1782	0/1505	0/1285	0/1073	未集計
ダイオキシン類の水質環境基準超過地点数／調査地点数	3/239	5/224	8/227	7/240	未集計
ダイオキシン類の底質環境基準超過地点数／調査地点数	0/248	0/231	0/229	0/251	未集計
内分沁かく乱化学物質の調査を行った地点数：水質	90	99	96	72	未集計
		底質のダイオキシン類対策技術資料集の策定		河川、湖沼における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)の改訂	
海水・海底堆積物中の油分、PCB、重金 属、有機入り化合物の調査／調査点数	62	46	47	47	46
海水中のCODの調査／調査点数	55	46	43	40	40
リスク評価終了(物質数)	29	29	32	33	23
		化審法における第二種及び第三種監視化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス(案)の策定		化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価及び一般化学物質に関するスクリーニング評価の技術ガイダンス(案)の策定	
《人の健康及び生態系に対するリスク評価手法等の調査研究・開発状況とその課題》					
＜環境リスク初期評価の実施＞					
＜平成21年改正化審法における化学物質のリスク評価スキームに関する調査＞					
＜内分沁かく乱作用の試験の国際標準化＞					

＜ダイオキシン類の人へのばく露実態調査＞	耐容一日摂取量(TDI) 4pg-TEQ/kg/day	1.2191	1.0588	1.1281	0.9365	未集計
<p>＜ナノマテリアルに関する知見の充実＞</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドラインの策定 ・ナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会報告書の策定 ・「ヒトに対する有害性が明らかでない化学物質に対する労働者ばく露の予防的対策に関する検討会（ナノマテリアルについて）報告書」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナノ材料リスク評価書(中間報告版)の公表 ・ナノマテリアル情報収集・発信プログラムの結果を公表
<p>＜化学物質の最適管理を目指すリスクトレードオフ解析手法の開発＞</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤及びブラスチック添加剤のリスクトレードオフ評価書の作成
<p>重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進</p>						
<p>《PRTR制度の運用状況と課題》</p>						
<p>＜PRTR制度の運用状況＞</p>	届出事業所数	40877	41054	40845	39472	
<p>＜化管法政省令改正＞</p>	届出排出・移動量	489,455	471,640	457,517	400,008	
<p>＜PRTRデータの公表方法の拡充＞</p>					化管法施行令の改正	化管法省令の改正(H22.4.1)
<p>＜PRTR制度に係るマニュアル等の整備＞</p>					個別事業所ごとのPRTRデータをHPで公表	PRTRデータの公表
<p>《リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況》</p>					PRTR排出量等算出マニュアル改訂	

<p><リスクコミュニケーションに必要な情報の公表></p>	<p>ファクトシートの作成対象物質 (※1)作成済み物質の情報更新を含む (※2)毒性等データ部分のみ作成したものを 含む</p>	<p>159(※1)</p>	<p>209(※1)</p>	<p>259(※1)</p>	<p>309(※1)</p>	<p>343(※1)(※2)</p>
<p><下水道に係る水系水質リスクへの対応></p>		<p>・下水道におけるPRTRガイドラインの策定 ・事故対応マニュアルの作成</p>			<p>・下水道における対応方策について検討</p>	
<p><化学物質アドバイザーの派遣></p>	<p>アドバイザー派遣数</p>	<p>55</p>	<p>50</p>	<p>43</p>	<p>44</p>	<p>41</p>
<p><リスクコミュニケーションの場の提供></p>	<p>円卓会議</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>2</p>
<p>《その他》</p>						
<p><化学物質に関する情報共有の推進></p>						<p>化学物質審査規制法を改正し、関係省庁への情報提供の規定を新設</p>
<p><連携施策群による各省化学物質関連施策の連携強化等></p>	<p>タスクフォース会合(各省連絡会議を兼ねる)の開催回数 対象施策成果報告会(一般公開のシンポジウム)の参加者数</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>7</p>	<p>3</p>	<p>3</p>
<p><CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理></p>		<p>—</p>	<p>—</p>	<p>204 (科学未来CAN)</p>	<p>276 (灘尾ホール)</p>	<p>244 (灘尾ホール)</p>
<p>重点調査事項③：国際的な観点に立った化学物質管理の取組</p>					<p>現行の対応状況や課題の把握等を含め、情報収集を実施</p>	
<p>《SAICMに沿った化学物質管理の取組》</p>						
<p><化審法の改正></p>						<p>化学物質審査規制法の改正</p>
<p>《国際協調に基づく環境リスクの評価等》</p>						

<p><POPs対象物質に対する措置></p>					<ul style="list-style-type: none"> ・POPs条約に追加された物質を化審法の第一種特定物質に指定 ・POPs条約に追加された農薬用途に関連する物質を農取法の販売禁止農薬に指定(平成22年4月施行)
<p><水銀汚染対策への国際的な貢献></p>				<p>国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会で水銀規制に関する条約の制定に合意</p>	
<p><農薬登録制度の刷新に向けた取組></p>				<ul style="list-style-type: none"> ・作物残留性試験へのGLP導入 ・作物残留性試験として必要となる試験例数の見直しについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜代謝・残留試験ガイドライン導入について検討
<p><日中韓の化学物質管理に関する連携強化の取組></p>		<p>第8回日中韓三カ国環境大臣会合で化学物質管理に係る情報交換を進めることに合意</p>	<p>日中韓化学物質管理政策ダイアログの開催</p>	<p>日中韓GHS専門家会合の開催</p>	

(注)「平成21年度」の施策のうち、一部に平成22年度の施策を含む。